

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【事業年度】	第23期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社SBI新生銀行 （旧会社名 株式会社新生銀行）
【英訳名】	SBI Shinsei Bank, Limited （旧英訳名 Shinsei Bank, Limited） （注）2022年6月22日開催の第22回定時株主総会の決議により、2023年1月4日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 川島 克哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部統轄次長 平山 實
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部統轄次長 平山 實
【縦覧に供する場所】	株式会社SBI新生銀行大阪支店 （大阪市北区小松原町2番4号） 株式会社SBI新生銀行名古屋支店 （名古屋市中村区名駅三丁目28番12号） 株式会社SBI新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1） 株式会社SBI新生銀行柏支店 （千葉県柏市柏一丁目4番3号） 株式会社SBI新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目1番1号） 株式会社SBI新生銀行神戸支店 （神戸市中央区加納町四丁目2番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
		(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)	(自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)	(自2021年 4月1日 至2022年 3月31日)	(自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)
連結経常収益	百万円	372,243	399,503	374,247	373,328	421,853
連結経常利益	百万円	55,397	51,036	44,398	28,299	52,136
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	52,319	45,575	45,109	20,385	42,771
連結包括利益	百万円	49,492	36,307	47,483	17,037	46,804
連結純資産額	百万円	896,642	910,485	930,742	924,316	966,506
連結総資産額	百万円	9,571,172	10,226,571	10,740,174	10,311,448	13,694,831
1株当たり純資産額	円	3,636.92	3,913.40	4,283.92	4,484.01	4,712.33
1株当たり当期純利益	円	211.24	190.59	202.16	96.78	209.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	211.22	190.55	202.10	96.75	-
自己資本比率	%	9.3	8.8	8.6	8.9	7.0
連結自己資本利益率	%	5.99	5.08	4.94	2.21	4.54
連結株価収益率	倍	7.46	7.57	8.85	23.11	11.13
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	13,946	306,515	249,230	470,630	1,306,967
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	152,545	49,153	7,186	250,997	955,567
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	50,158	23,193	27,339	19,873	4,628
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,245,870	1,578,264	1,806,556	1,567,129	1,913,693
従業員数	人	5,179	5,349	5,605	5,608	5,548
[外、平均臨時従業員数]		[1,161]	[1,389]	[1,461]	[1,696]	[1,870]

(注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末株式引受権 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

2. 従業員数は、無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 2022年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
経常収益	百万円	164,135	170,640	152,988	165,589	192,577
経常利益	百万円	38,630	33,938	37,154	36,811	54,361
当期純利益	百万円	35,443	33,180	34,506	30,387	48,991
資本金	百万円	512,204	512,204	512,204	512,204	512,204
発行済株式総数 普通株式	千株	259,034	259,034	259,034	259,034	205,034
純資産額	百万円	848,640	853,629	857,845	853,356	896,557
総資産額	百万円	8,328,595	8,686,696	9,090,890	8,726,897	12,228,667
預金残高	百万円	5,636,286	5,995,082	6,212,834	5,955,038	8,035,352
貸出金残高	百万円	4,932,610	5,040,819	5,160,932	5,279,626	7,255,606
有価証券残高	百万円	1,445,927	1,265,800	1,352,522	1,104,839	1,966,021
1株当たり純資産額	円	3,459.75	3,699.13	3,984.10	4,158.00	4,391.76
1株当たり配当額 普通株式 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	10.00 (-)	10.00 (-)	12.00 (-)	12.00 (-)	12.00 (-)
1株当たり当期純利益	円	143.10	138.75	154.64	144.26	239.93
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	143.09	138.73	154.60	144.22	-
自己資本比率	%	10.2	9.8	9.4	9.8	7.3
自己資本利益率	%	4.22	3.90	4.03	3.55	5.60
株価収益率	倍	11.01	10.39	11.57	15.51	9.72
配当性向	%	6.99	7.21	7.76	8.32	5.00
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,248 [328]	2,208 [331]	2,245 [322]	2,281 [335]	2,228 [344]
株主総利回り (比較指標:配当込み TOPIX)	%	96.9 (95.0)	89.4 (85.9)	111.3 (122.1)	139.4 (124.6)	146.0 (131.8)
(比較指標:配当込み TOPIX銀行業)		(84.9)	(65.7)	(93.1)	(103.7)	(128.4)
(比較指標:配当込み TOPIXその他金融業)		(90.8)	(81.3)	(117.2)	(124.8)	(125.0)
最高株価	円	1,880	1,803	1,993	2,399	2,585
最低株価	円	1,238	1,079	1,108	1,341	1,867

(注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末株式引受権 - 期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。

2. 従業員数は、無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

- 3．当行グループには、銀行単体に加え、無担保ローン、クレジットカード・信販、リース等の業務を展開するグループ会社があり、それらのグループ会社からの収益の全体収益に占める割合が高いことから、TOPIX、TOPIX銀行業及びTOPIXその他金融業の3指標を当行株主総利回りに対する比較指標として併記しております。
- 4．最高株価及び最低株価は、第23期より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 5．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等及び「時価の算定に関する会計基準（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 6．第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

1952年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
1953年3月	外国為替業務認可
1970年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
1996年11月	長銀信託銀行株式会社（現新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
1998年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始 東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
1999年9月	ニュー・エルティシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
1999年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
2000年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
2000年3月	特別公的管理終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
2000年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
2000年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
2000年10月	郵便貯金との提携開始（ATM、相互送金提携）
2001年5月	証券子会社として新生証券株式会社（現連結子会社）を開業
2001年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、ATM24時間365日稼働開始
2001年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのATM提携開始
2004年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
2004年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
2004年9月	株式会社アプラスを連結子会社化
2005年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
2007年12月	シンキ株式会社（現商号：新生パーソナルローン株式会社）を連結子会社化
2008年2月	総額500億円の第三者割当増資を実施
2008年9月	GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（現商号：新生フィナンシャル株式会社）を連結子会社化
2009年3月	シンキ株式会社（現商号：新生パーソナルローン株式会社）に対する株式公開買付け実施
2011年1月	当行本店を東京都千代田区千代田から中央区日本橋室町へ移転
2011年3月	海外募集による普通株式690百万株（2017年10月1日付の株式併合後の株式数に換算すると690百万株）を新規発行
2011年10月	銀行本体での個人向け無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」（現名称：「SBI新生銀行カードローン エル」）を開始
2017年4月	当行及びグループ各社の間接機能を実質的に統合した「新生銀行グループ本社」（現名称：「SBI新生銀行グループ本社」）を設置
2018年4月	新生フィナンシャル株式会社での個人向け無担保カードローンサービス「레이크ALSA（アルサ）」（現名称：「레이크」）を開始
2019年8月	主要株主（J.C.Flowers & Co.LLCの関係者を含む投資家）による株式売出
2020年9月	UDC Finance Limitedを連結子会社化
2021年12月	SBIホールディングス株式会社による株式公開買付けにより、同社が当行の親会社へ異動
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部からスタンダード市場に移行
2023年1月	行名を「株式会社新生銀行」から「株式会社SBI新生銀行」に変更

（2023年3月31日現在 国内本支店23）

3【事業の内容】

当行グループ（2023年3月31日現在、当行、子会社135社（うち株式会社アプラス（以下「アプラス」）、昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）、新生信託銀行株式会社及びUDC Finance Limited等の連結子会社84社、非連結子会社51社）、及び関連会社43社（MB Shinsei Finance Limited Liability Company等の持分法適用会社43社）により構成）は、『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」を通じて、お客さまへの幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

なお、次の区分は「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

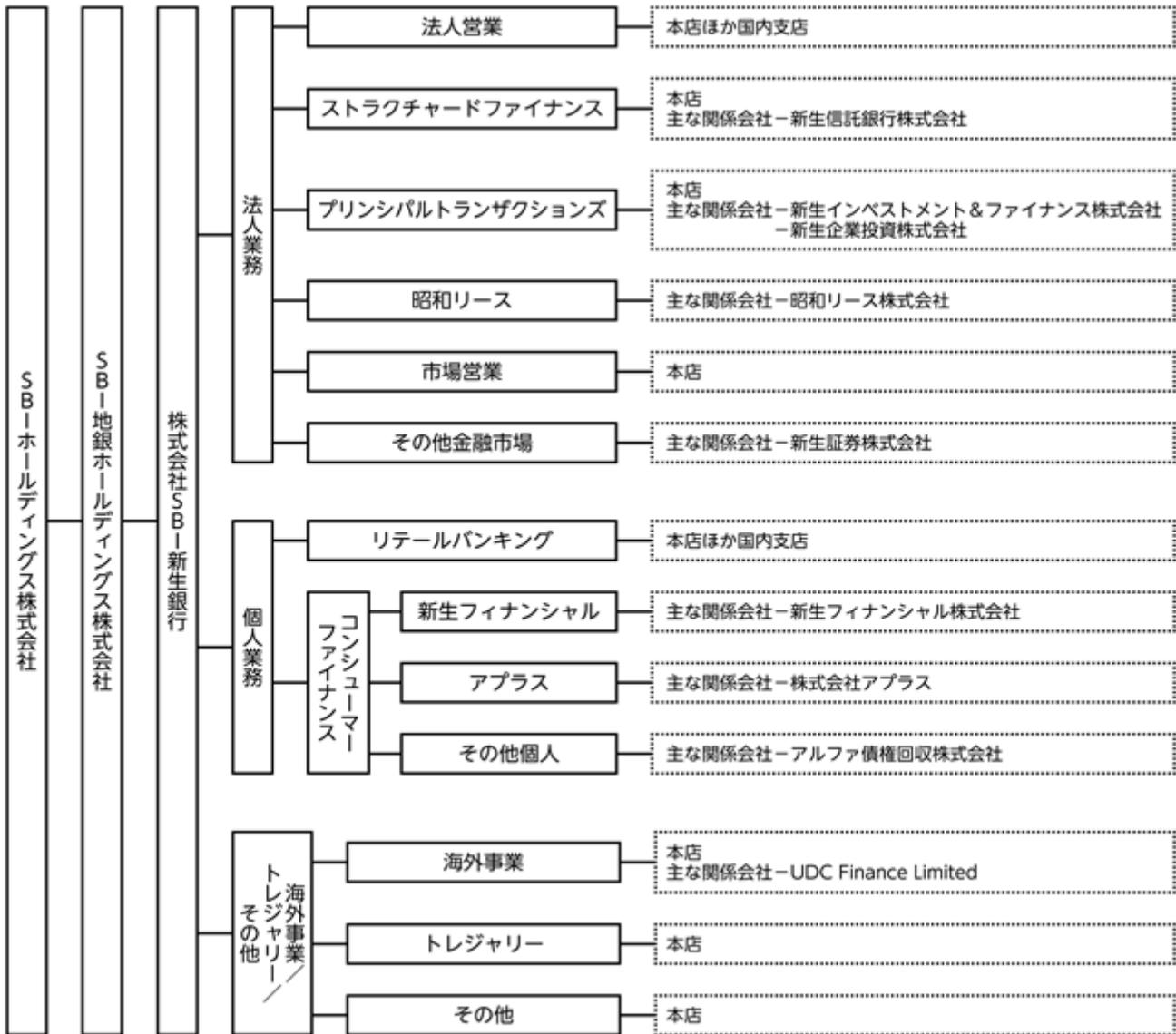
また、当連結会計年度において報告セグメントの区分方法を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務、ウェルスマネジメント業務等を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは無担保カードローン及び信用保証業務（新生フィナンシャル、SBI新生銀行カードローン エル、レイク）を提供しております。「アプラス」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、『個人業務』の「その他個人」には、その他子会社の損益が含まれております。

『海外事業／トレジャー／その他』の「海外事業」セグメントには当行グループの海外連結子会社・海外関連会社の大半が含まれ、これらを通じて主に小口ファイナンスの提供を行っております。「トレジャー」セグメントにはALM業務、資本性を含む資金調達業務、債券等による市場性運用に係る損益が含まれております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

2023年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注)3	当行との関係内容					
					役員 の兼 任等 (人) (注) 4	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携	
(親会社)										
SBIホールディングス株式会社 (注)2	東京都港区	139,272	金融業務	被所有 50.04 (50.04)	- (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-	-
SBI地銀ホールディングス株式会 社	東京都港区	30,100	金融業務	被所有 50.04	- (-)	-	-	-	-	-

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注)1	議決権の 所有割合 (%) (注)3	当行との関係内容					
					役員 の兼 任等 (人) (注) 4	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携	
(連結子会社)										
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	5,000	法人業務	100.0	5 (-)	-	預金取引関係	-	-	-
新生インベストメント& ファイナンス株式会社	東京都中央区	100	法人業務	100.0	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-	-
新生企業投資株式会社	東京都中央区	50	法人業務	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-	-
昭和リース株式会社 (注)2,5	東京都中央区	29,360	法人業務	100.0	5 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-	-
新生コベルコリース株式会社	神戸市中央区	3,243	法人業務	80.0 (80.0)	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-	-
新生証券株式会社	東京都中央区	100	法人業務	100.0	5 (-)	-	預金取引関係	-	-	-
Shinsei International Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 3,000	法人業務	100.0	2 (-)	-	預金取引関係	-	-	欧州におけ る投資情報 の紹介
ファイナンシャル・ジャパン 株式会社	東京都中央区	30	個人業務	100.0	6 (-)	-	預金取引関係	-	-	保険商品の 共同募集
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	100	個人業務	100.0	7 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-	-
新生パーソナルローン株式会社	東京都千代田区	100	個人業務	100.0 (100.0)	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-	-
株式会社アプラス (注)2,5	大阪市浪速区	100	個人業務	100.0	6 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-	-
アルファ債権回収株式会社	東京都中央区	500	個人業務	100.0	3 (-)	-	預金取引関係	-	-	-
新生ビジネスサービス株式会社	東京都中央区	54	海外事業 /トレジャ リー /その他	60.0	2 (-)	-	預金取引関係	-	-	-
SBI新生ヒューマン・リソースズ 株式会社	東京都中央区	40	海外事業 /トレジャ リー /その他	60.0	2 (-)	-	預金取引関係	-	-	-

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%) (注) 3	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人) (注) 4	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
UDC Finance Limited	ニュージーランド オークランド市	千ニュージー ランドドル 52,352	海外事業 /トレジャ リー /その他	100.0	3 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
EasyLend Finance Company Limited	中華人民共和国 香港	百万香港ドル 130	海外事業 /トレジャ リー /その他	100.0	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
その他68社 (注) 6									

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人) (注) 4	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(持分法適用関連会社) ニッセン・クレジットサービス 株式会社	京都市南区	100	個人業務	50.0	2 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
MB Shinsei Finance Limited Liability Company	ベトナム 社会主義共和国 ハノイ市	百万ベトナム ドン 1,600,000	海外事業 /トレジャ リー /その他	49.0	3 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
その他41社 (注) 6									

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、SBIホールディングス株式会社、昭和リース株式会社及び株式会社アプラスであります。

3. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5. 上記関係会社のうち、昭和リース株式会社及び株式会社アプラスについては、経常収益(連結会社相互間取引を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

なお、昭和リース株式会社及び株式会社アプラスは有価証券報告書を提出しており、主要な損益情報等は記載を省略しております。

6. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2023年3月31日現在

セグメントの名称	法人業務					
	法人営業	ストラクチャード ファイナンス	プリンシパルトラ ンザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
従業員数(人)	371 [30]	221 [3]	141 [14]	553 [46]	25 [3]	24 [2]

セグメントの名称	個人業務				海外事業/トレジャリー/その他			合計
	リテールバン キング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	その他	
		新生フィナン シャル	アプラス	その他個人				
従業員数(人)	831 [720]	963 [427]	1,185 [406]	131 [110]	294 [10]	27 [-]	782 [99]	5,548 [1,870]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。
2. 無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,228 [344]	42.8	14.0	7,798

2023年3月31日現在

セグメントの名称	法人業務					
	法人営業	ストラクチャード ファイナンス	プリンシパルトラ ンザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
従業員数(人)	360 [30]	160 [1]	47 [3]	- [1]	25 [3]	- [-]

セグメントの名称	個人業務				海外事業/トレジャリー/その他			合計
	リテールバン キング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	その他	
		新生フィナン シャル	アプラス	その他個人				
従業員数(人)	720 [150]	124 [74]	- [-]	25 [2]	29 [1]	27 [-]	711 [79]	2,228 [344]

- (注) 1. 無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当事業年度の平均人員を外書きで記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。
4. 当行の従業員組合は、SBI新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,372人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当行及び連結子会社

名称		当事業年度				
		管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1、2	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)1、4	労働者の男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)(%) (注)1、2、3		
				全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
当行		21.5	85	71.4	72.3	53.3
連結子会社	株式会社アプラス	20.0	90	51.0	62.8	38.1
	新生フィナンシャル株式会社	17.8	114	63.5	68.3	62.3
	昭和リース株式会社	9.5	140	67.4	67.0	56.5
	新生インベストメント&ファイナンス株式会社	16.7	133	80.1	75.0	78.1
	ファイナンシャル・ジャパン株式会社	9.7	0	57.2	34.7	62.4

- (注)1. 集計の前提となる人員数については、他社への出向者を含み、他社からの出向者を含んでおりません。正規雇用労働者は、無期雇用社員である従業員(執行役員、社員、業務限定社員、契約社員)を、パート・有期労働者には、有期雇用社員である従業員(契約社員、嘱託社員)を含んでおります。なお、管理職に占める女性労働者の割合については、株式会社アプラスおよび昭和リース株式会社においては、執行役員を除外して算出しております。
2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出しております。
3. 社員においては、「管理職に占める女性労働者の割合」に示した通り、男女で管理職の比率が異なることが、男女の賃金の格差の要因となっております。提出会社、株式会社アプラス、新生フィナンシャル株式会社、昭和リース株式会社、新生インベストメント&ファイナンス株式会社においては、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において、女性管理職比率を引き上げる目標を定めて公表しております。
- また、社員・嘱託社員・契約社員等の雇用形態の区別による賃金の差異がありますが、男女では、特にコールセンターや事務センターにおいて、契約社員・パートタイマーの女性比率が高いため、男女の賃金差異が正規従業員よりも大きくなっております。
4. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児休暇目的の取得割合を算出しております。育児休業については、対象の子が2歳となる前日までの間の休業を当連結会計年度に開始した者の数を、育児目的の休暇については、配偶者の妊娠時から子が満2歳となるまでの間に取得することができる休暇(「はぐくみ休暇」)について、当連結会計年度に初めて取得した者の数を、当連結会計年度において配偶者が出産した男性労働者数で除することによって算出しているため、100%超となる場合があります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当行が属するSBIグループは、下記5つを共通の経営理念として掲げています。

- ・正しい倫理的価値観を持つ
- ・金融イノベーターたれ
- ・新産業クリエイターを目指す
- ・セルフエボリューションの継続
- ・社会的責任を全うする

上記の下で、当行グループにおいては、下記3つを経営理念として掲げ、お客さまとともにさらなる成長を目指しております。この経営理念は、当行グループの目指すべき姿を示したものであり、重要な指針としてグループ内で共有されています。

- ・安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまに求められる銀行グループ
- ・経験・歴史を踏まえた上で、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ
- ・透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員などすべてのステークホルダーを大切にし、また信頼される銀行グループ

(2) 経営環境

当行グループは、中長期的な環境変化を下記のように認識しております。

(中長期的な環境変化)

- ・情報技術の高度化による市場構造の変化を伴うデジタル化の加速
- ・生産年齢人口の減少による労働力不足や長寿化による消費者ニーズの変化を伴う社会の高齢化
- ・価値観の多様化による働き方や消費スタイルの多様化
- ・老朽化対応によるインフラ開発や海外からの資本流入による投資機会の広がり
- ・ITリテラシーの格差や都市部への人口集中による地域間格差の深化等の格差社会・分断の深化

(3) 当行グループの経営戦略

当行グループは、今後の目指すべき方向として、2022年度から2024年度を対象期間とする中期経営計画「SBI新生銀行グループの中期ビジョン」を策定しております。「SBI新生銀行グループの中期ビジョン」は、2021年12月にSBIグループ入りした当行グループが、その一員として実現を志向する、3つの「2024年度に目指す姿」と、その達成のための3つの「基本戦略」で構成されています。

・中期ビジョン（2024年度に目指す姿）

() 連結純利益700億円の達成と更なる成長への基盤の確立

SBIグループ入りしたことにより、新たなステージに入った当行グループの収益力向上を図り、2024年度には連結当期純利益700億円の達成を目指します。この目標を達成するために、顧客中心主義を徹底し、グループ内外の価値共創機会の追求、SBI新生銀行グループが持つ強みの深化・フルラインナップ化などを通じた顧客基盤の拡大を図り、それを商品・サービスの質の向上に転化することで、成長の基盤を確立してまいります。

() 先駆的・先進的金融を提供するリーディングバンキンググループ

他者に先駆けるスピード感と起業家精神を持って、先進的技術を取り入れながら商品・サービス・機能を提供するリーディングバンキンググループを目指してまいります。そのために、今後は、SBIグループの金融生態系が有する顧客基盤、知見・ノウハウを、SBI新生銀行グループのビジネスに徹底的に取り込むことで、目指す姿の実現に向けた礎を構築してまいります。

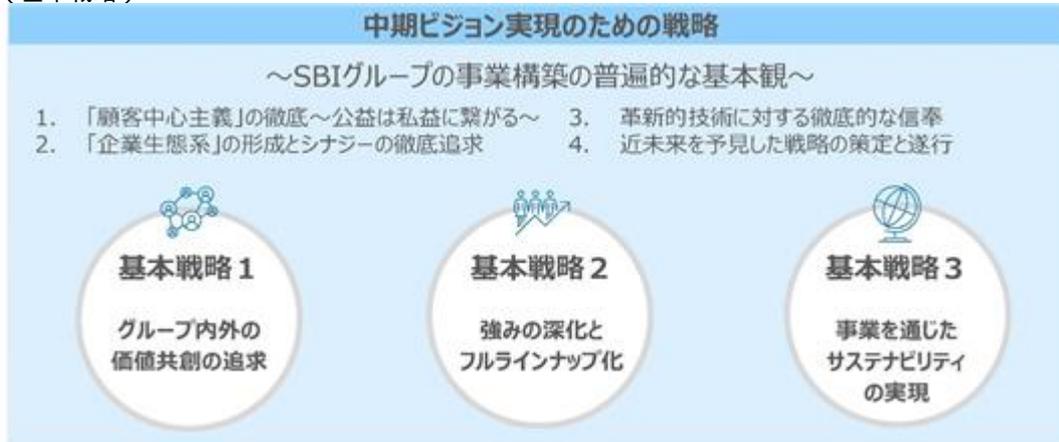
() 公的資金返済に向けた道筋を示す

公的資金の返済は、SBI新生銀行グループにおける最重要課題の一つであり、2024年度までに返済に向けた道筋や方向性を示すことができるよう、少数株主保護を前提に、政府・その他関係者の理解を得るべく、SBIグループと連携してこれに取り組んでまいります。公的資金返済に向けた道筋を示すには、返済原資や企業価値の源泉である収益力の向上が不可欠であると認識しております。事業戦略の観点からは、SBIグループ入りを通じて得られたSBIグループの機能や顧客基盤を活用しつつ、中

中期ビジョンで示す各種戦略を着実に遂行することで、顧客基盤の拡大や収益力の大幅かつ持続的な向上を実現してまいります。株主還元観点からは、事業戦略の実践による収益力の向上を最優先するため、従前の株主還元方針は見直して、事業基盤拡充と収益力強化のための資本活用や利益の内部留保をより重視した運用としてまいります。

中期ビジョン実現のための戦略

(基本戦略)



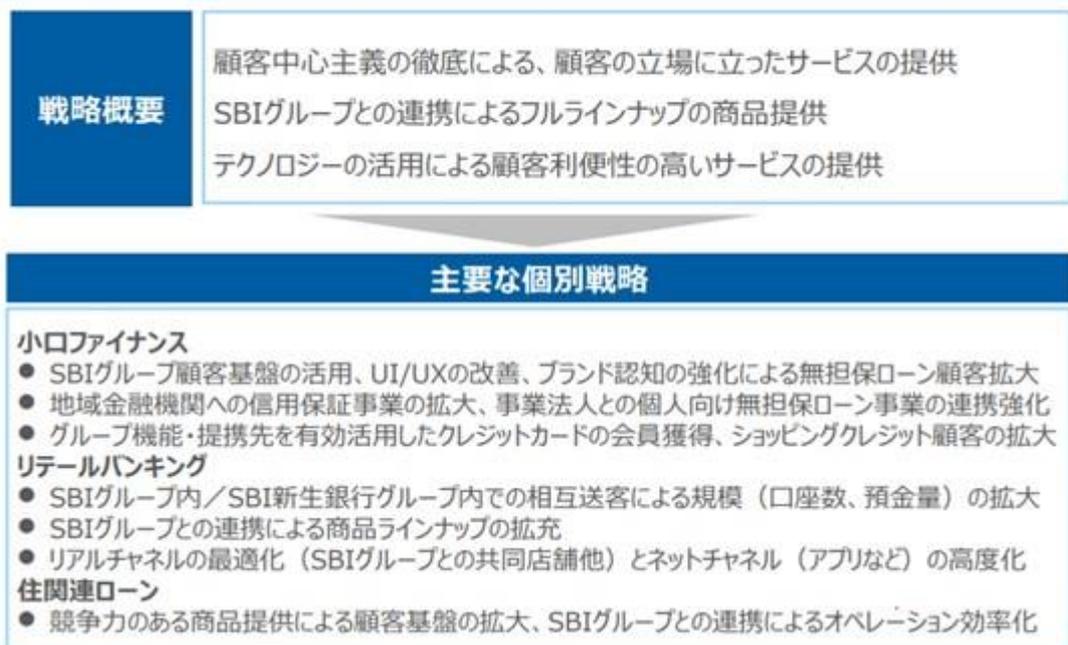
3つの基本戦略の詳細については、後述の「(4)優先的に対処すべき事業上および財務上の課題」に記載しております。

(個別戦略)

個人・法人・海外の各ビジネスおよび経営基盤に関連する分野の個別戦略を以下のとおり策定しています。

(a)個人ビジネス

個別戦略：個人ビジネス



(b)法人ビジネス

個別戦略：法人ビジネス

戦略概要

顧客中心主義の徹底による顧客基盤の拡大
 SBIグループとの連携によるフルラインナップの商品提供
 機関投資家向けビジネスにおける強みの一層の強化
 地域金融機関のプラットフォーマーとして地域経済・企業の活性化に貢献

主要な個別戦略

機関投資家向け

- 再生可能エネルギー領域への更なるコミット、地方創生案件含むサステナブルファイナンスの提供
- SBIグループを通じた投融資機会の拡大、ハイブリッド案件への取り組み強化
- SBIグループの機能を活用した機関投資家向けビジネス体制の枠組み刷新

金融法人向け

- SBIグループのネットワークとソリューションを活用した地域金融機関との連携強化
- 地域金融機関が抱える様々なニーズ（例えば、資金運用、本業強化、リスク資産削減、不良債権処理などのニーズ）へのきめ細やかな対応と高度な金融機能の提供

事業法人向け

- SBIグループの顧客基盤を活用したベンチャー企業・オーナー顧客の拡大、ベンチャーデットの提供
- 事業法人における金融分野のビジネスニーズをグループ各社の機能を活用しながら解決する

(c) 海外ビジネス

個別戦略：海外ビジネス

戦略概要

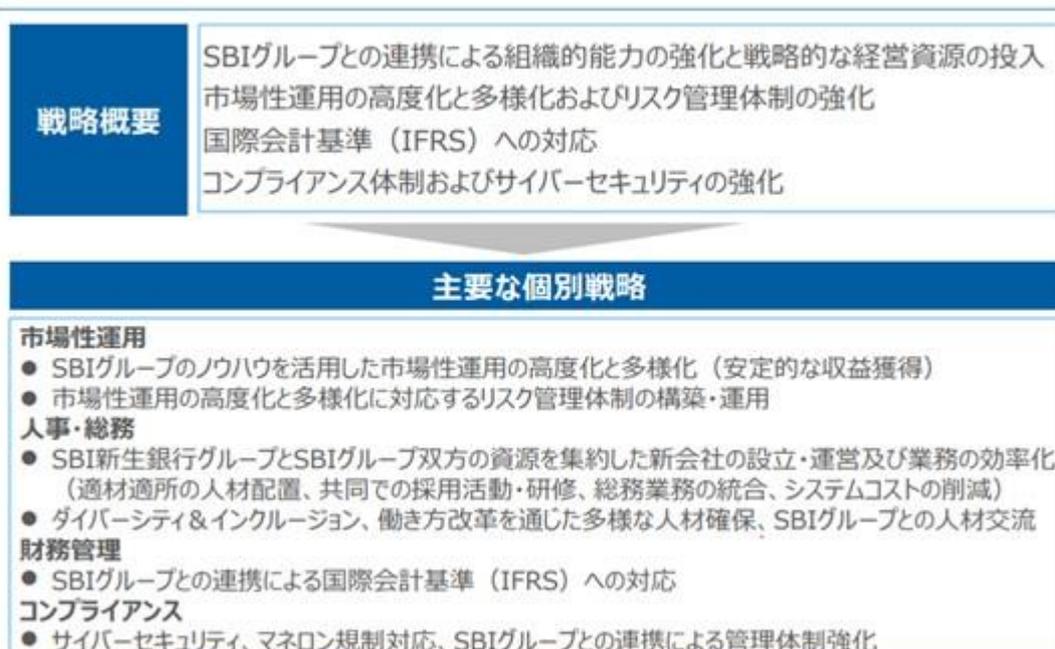
アジア・パシフィック等の地域において、フィンテックを駆使した金融サービスの提供により、ノンバンクに強みを有する銀行グループとしての存在感を確立
 SBIグループとの連携により、ノンオーガニックの成長機会を拡大し、海外ビジネスをSBI新生銀行グループの主要ビジネスの一つにする

主要な個別戦略

- アジア・パシフィック地域をメインターゲットとして、小口ファイナンスビジネス（ノンバンク領域）を中心とした企業買収、SBIグループとの連携によるノンオーガニック投資
- 既存の出資先プラットフォームを通じた出資、買収による海外ビジネスフランチャイズの拡大（SBIの海外投資先の組織的能力を活用したバリューアップを含む）
- SBIグループの知見と投資基盤も活用し、デジタル技術を駆使したビジネスのプラットフォームとなる企業や金融機関、優れた技術や基盤を持つ企業等との提携や出資を通じた組織的能力の強化（技術やビジネスモデルの国内への還流）
- SBIグループの海外拠点との連携や人的交流に加え、高度な経験とスキルを備えた人材の採用・育成を強化

(d) 経営基盤

個別戦略：経営基盤



・財務目標

中期ビジョンに掲げた財務目標（連結）は以下の通りです。

		2022年度 実績	2024年度 計画
顧客 基盤	顧客数 (SBI新生銀行リテール口座数)	316万	380万
	預金量 (リテールおよび法人)	9.9兆円	8.0兆円
財務 基盤	営業性資産 (注)1 (市場性運用を含む)	10.3兆円	10.0兆円
	連結純利益 (SBI新生銀行株主帰属)	427億円	700億円
健全性	CET1比率 (注)2	10.0%	10%以上を 目途とする

(注) 1 「営業性資産」は貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返、割賦売掛金等の残高の合計です。

2 「CET1比率」は普通株式等Tier 1 比率（パーゼル 国際基準 / 完全施行ベース）です。

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

・SBI新生銀行グループ経営の全体戦略

SBI新生銀行グループは、今後の目指すべき方向として、2022年度から2024年度を対象期間とする中期経営計画「SBI新生銀行グループの中期ビジョン」を策定しております。

SBI新生銀行グループの中期ビジョン（以下、「中期ビジョン」）は、2021年12月にSBIグループ入りした当行グループが、その一員として、SBIグループの事業構築の普遍的な基本観をベースとして、実現を志向する3つの「2024年度末に目指す姿」と、その達成のための3つの「基本戦略」で構成されております。

中期ビジョンの3つの基本戦略

（基本戦略1：グループ内外の価値共創の追求）

「価値共創」（オープン・アライアンス）という概念を、「SBIグループ各社との価値共創」、「SBI新生銀行グループ内での価値共創」、「グループ外との価値共創」、更に「ノンオーガニックな出資・買収」も含めた広義の連携と再定義いたしました。その上で、これらの価値共創によりシナジーを創出し、顧客基盤拡大と収益力向上を通じて躍進的な成長を実現してまいります。

SBIグループ各社との価値共創

- ・SBIグループ各社との相互送客、機能補完、リソースの共有
- ・SBIグループの地域金融機関ネットワークを活用した商品・サービス・機能の提供
- ・共通するビジネス・間接機能のSBIグループとの統合・一本化

SBI新生銀行グループ内での価値共創

- ・徹底的に顧客の立場に立った商品・サービス・機能の提供、顧客利便性を向上する為のグループ内の連携強化
- ・顧客接点の刷新やチャネルの拡大等、顧客基盤を拡大する為のグループ内の連携強化

グループ外との価値共創、ノンオーガニックな出資・買収

- ・非金融領域を含めたパートナーとの機能連携による顧客利便性の向上、顧客基盤の拡大およびノウハウと経験の蓄積
- ・既存のグループ外との連携案件の本格化・収益化による成長ドライバーへの進化
- ・国内にとどまらず成長著しいアジア・パシフィック地域をメインターゲットとするノンバンク領域を中心とした出資・買収

（基本戦略2：強みの深化とフルラインナップ化）

小口ファイナンス、機関投資家向けビジネス、海外ビジネスといった、これまで培ってきた強みを深化すると同時に、フルラインナップの商品・サービス・機能の提供により、顧客中心主義を徹底してまいります。そのために、テクノロジーの活用を徹底し、人材、ガバナンス、財務に関する組織的能力を強化してまいります。なお、フルラインナップ化に際しては、自前主義にとらわれず、SBIグループ内外のリソースやノウハウを活用してまいります。

小口ファイナンス、機関投資家向けビジネス、海外ビジネスの強化

- ・多様な小口ファイナンスを一気通貫で提供できる強みを更に磨くと共に、外部パートナーに最適な形で提供
- ・再生可能エネルギー等、環境・社会課題の解決に資する分野において、機関投資家に共感される、先駆的なプレイヤー
- ・海外ノンバンクビジネスについて、アジア・パシフィック地域を中心に事業基盤を拡大

顧客中心主義徹底のためのフルラインナップ化と体制整備

- ・SBIグループや外部パートナーの商品・サービス・機能をSBI新生銀行グループのプラットフォームに取り込み、フルラインナップ化を図ることで顧客の選択肢を拡充
- ・顧客中心主義の徹底の観点から組織体制および業務プロセスを最適化

最新テクノロジーの徹底的な活用

- ・デジタル技術やAI・ビッグデータの活用による顧客利便性の高いサービスの提供（例：スーパーアプリ・BANKIT®）
- ・人的資源を高付加価値業務に集中させるための業務プロセスのデジタル化
- ・SBIグループのフィンテック分野の知見を最大限活用

成長と変革のための組織的能力（人材・ガバナンス・財務）の強化

- ・働き方 改革を通じた多様な人材確保、高度な人材の育成を通じた高付加価値の創出、SBIグループとの人材交流
- ・価値共創の拡大に対応するガバナンスの強化・高度化（コーポレート・ガバナンス、リスクガバナンス）
- ・新たな挑戦を可能にする健全かつ適切な自己資本の確保と、聖域なきコスト削減を含む戦略的な経営資源の投入

（基本戦略3：事業を通じたサステナビリティの実現）

グループ内外の力を徹底活用し、顧客やSBI新生銀行グループのみならず、環境や社会全体の持続可能な発展を実現することを目指してまいります。具体的には、地方創生への取り組み、環境・社会課題解決へ向けた金融機能提供を行うと同時に、顧客に信頼されるサービスを提供することにより金融機関としての社会的責任を果たしてまいります。

地域金融機関や企業、住民、自治体の支援を通じた地方創生への取り組み

- ・地域金融機関支援プラットフォームとなり、地域金融機関の課題解決を支援
- ・地域金融機関と連携して地域の企業・住民・自治体等に金融機能を提供し、地域経済を活性化

環境・社会課題解決へ向けた金融機能提供

- ・顧客やパートナーが取り組む、環境・社会課題の解決を支援（サステナブルファイナンスなど）
- ・グループ内外の価値共創により商品・サービス・機能を提供し、顧客や社会が抱える課題を解決

顧客に信頼される金融サービスの提供

- ・顧客中心主義に根差した商品・サービス・機能を提供し、顧客と持続的な信頼関係を構築
- ・高度化・多様化する脅威からお客さまを防衛し、堅牢で安定的な金融インフラを提供

・新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の流行収束後の世界にあっても、SBI新生銀行グループが中期経営計画で示した方向性は変わらず、むしろさまざまな取り組みをより加速していく必要があると考えます。リスクに対するディフェンスとして、ステークホルダーすべての命を守ることを優先しつつ、同時に社会的インフラである金融機関としての責任を担い、顧客と社会に貢献します。

・リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼル」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を経営資源の最適な配分に活用する等、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。パーゼル に対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した運営を行っております。

また、当行ではリスク選好と財務計画の整合性を基礎とする経営管理フレームワークの考え方を整備しております。2020年度からは「リスク選好方針」を定めることによりグループのリスク選好を文書化するとともに、リスク文化、リスク選好に基づく適切な業務執行、リスク管理を基本的な要素として捉え、それらに関する基本的な考え方と基本方針を「グループリスクガバナンスポリシー」として定めております。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、（ ）経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年次計画等経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備などを実施し、（ ）業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しております。

取締役会においては、一貫して社外取締役の監督機能を重視しており、SBIグループ傘下となり経営陣が交代した2022年2月8日以降においても日常の業務執行を担う社内取締役4名と、国内外の金融業務や法務・ガバナンス、リスク管理、IT・デジタル、不動産事業、及びマスメディアの分野等について豊富な経験と高い専門知識を有した社外取締役5名を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成をとっております。さらに、社外監査役2名を含め、合計7名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。かかる構成のもと、メンバーは、自由に発言し、活発な議論を行うことを通じて会社の方針を決定することにより、「コーポレートガバナンス・コード」が求めるグループの持続的な企業価値の向上や株主の皆さまやお客さまをはじめとする様々なステークホルダーの利益の確保に努めております。2019年3月には、取締役候補の指名および取締役の報酬の決定に係る取締役会機能の客観性と透明性の更なる向上を目的として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しました。また、親会社グループとの間の利益相反取引について、少数株主の利益保護の観点から、より慎重な管理体制を構築するため、取締役会の諮問機関として「親法人取引諮問委員会」を2022年3月に設置し、事前の審査及び事後のモニタリングを行う仕組みを導入しました。さら

に、取締役会の実効性について毎年評価・分析を行い、洗い出された課題に対する改善案を検討・実施することで、継続的な機能の向上を図っています。なお、2019年度より、コーポレートガバナンス・コードに関して、コーポレート・ガバナンス報告書における任意開示事項についても、その取組方針の全文開示を実施しています。当行の「コーポレートガバナンス・コードに関する取組方針」については、以下のリンク先をご参照ください。

https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/about/governance/governance_report/main/0/teaserItems1/00/linkList/0/link/report_j.pdf

また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入するとともに、代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役および執行役員（総括担当役員およびグループ本社の担当役員レベル）等からなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を行っております。また、グループ会社に対する内部統制については、グループの経営全般に関する重要事項を決定する場として、主要なグループ会社の業務執行取締役なども参加するグループ経営会議およびグループ重要委員会を設置するとともに、グループ本社で遂行する各間接機能の統括責任者（担当役員）を任命し、権限集約を図り、グループ全体で最適かつ効率的な意思決定を行う体制を整えております。これにより、グループベースのリソース最適化及び意思決定の全体最適化の実現と、グループ本社を通じたより高度なグループガバナンスの実現を一層推進してまいります。

SBI新生銀行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでおります。金融商品取引法等の規定に沿い、お客さま保護や適切な業務運営を念頭にコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。

中期経営計画の実行を支える経営インフラの整備のうち、システムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題のひとつとして継続して取り組んでおります。また、深刻化・巧妙化するサイバー攻撃に対処するため、専任組織として「SBI新生銀行グループC-SIRT（Computer Security Incident Response Team）」を設置し、2021年度より運用を開始しております。

・経営健全化計画の達成

当行は、2022年6月に「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）を金融庁に提出いたしました。

当事業年度においては、単体実質業務純益は456億円と経営健全化計画の目標値400億円を上回りました。また、単体当期純利益は489億円と、経営健全化計画の目標値360億円を上回りました。

当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画の達成に向けて、全社員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注記） . については、子会社等を含まない記述となっております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) サステナビリティ

・ガバナンス

サステナビリティに対する当行グループの考え方

当行グループの目指すサステナビリティは、お客さまや世の中の環境・社会課題を解決するビジネスに取り組み、お客さまから支持され、グループが持続的に成長し、その成長が環境・社会の持続性にさらに役立っていく、という好循環を生み出すことです。その実現に向けて、サステナビリティ経営体制を構築しています。

サステナビリティ経営の推進体制

サステナビリティの監督・推進体制として、チーフ サステナビリティ オフィサー（CSO）及びサステナビリティ オフィサー（SO）を任命するとともに、グループサステナビリティ委員会を設置しています。重要委員会である本委員会では、中期ビジョンにおける基本戦略である「事業を通じたサステナビリティの実現」を推進すべく、当行およびグループ会社における個人・法人ビジネスの担当役員とサステナビリティ推進部署を中心に構成された委員により、サステナビリティ重点課題、サステナビリティ目標、気候変動への対応、ダイバーシティ&インクルージョンの取り組み、個別ビジネスにおけるサステナビリティ関連商品など、さまざまな議案を協議しています。また、取締役会及びグループ経営会議に対してはサステナビリティ経営に係る定期報告を行うとともに、重要事項の付議を行っています。このように当行グループ一体となって、サステナビリティへの取り組みを推進しています。

人的資本・人権の分野においては、重要委員会であるグループ人材委員会、及びグループ人権推進委員会を設け、当行グループのダイバーシティ&インクルージョンや人権デュー・ディリジェンスの取り組みをはじめ、人事制度や諸施策などについての協議、調整及び決定を行っています。加えて、ビジネス部門のトップとグループ各社役員を中心に構成された「グループ女性活躍推進委員会」を設置し、当行グループの女性活躍推進に向けた課題把握と施策を推進しています。

サステナビリティ関連ポリシー

当行グループは、「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」及び「SBI新生銀行グループ行動憲章」の下、当行グループのサステナビリティ経営基本方針として、「グループサステナビリティ経営ポリシー」を制定しています。本ポリシーでは、当行グループにおける環境・社会のサステナビリティに対する取組方針として、人権尊重に関する取り組み、人的資本に関する取り組み、地球環境に対する取り組み、腐敗防止・贈収賄防止、社会貢献活動の推進を掲げています。また、お客さまの環境・社会のサステナビリティを支援するための取組方針として、サステナビリティ課題解決を通じたポジティブなインパクトの拡大・創出と、責任ある投融資等を通じたネガティブなインパクトの低減・回避を掲げています。本ポリシーの下、「グループ人権ポリシー」、「責任ある投融資に向けた取組方針」、「グループ社会貢献推進ポリシー」を制定し、サステナビリティ関連ポリシーとして整備しています。

サイバーセキュリティにおいては、預金、融資、決済などの基本的金融機能は重要な社会インフラであり、その安定的な提供は当行グループの社会的責任のひとつであるとの認識に基づき、「グループサイバーセキュリティガイドライン」の制定及び「SBI新生銀行グループ サイバーセキュリティ経営宣言」の策定とともに、「SBI新生銀行グループC-SIRT（Computer Security Incident Response Team）」を設置し、必要な予算、人員等を確保して組織的な対応力を強化しています。

データセキュリティについて、当行は「個人情報保護の基本方針」及び関連する社内規程を制定しています。お客さまの個人情報の保護を経営上の重要な使命と位置付け、これを適切に保護・管理し、お客さまの信頼に応えてまいります。

・主な戦略

当行グループのサステナビリティ重点課題

さまざまな価値観・さまざまな課題がある社会において、多様性を尊重する当行グループがグループの強みを活かしながらできることは何かを考え、当行グループは、「事業を通じたサステナビリティの実現」と「持続可能な環境・社会への責任」を踏まえたサステナビリティ重点課題を特定しています。

「事業を通じたサステナビリティの実現」においては、地域金融機関や企業、住民、自治体の支援を通じた地方創生への取り組み、環境・社会課題解決へ向けた金融機能提供、顧客に信頼される金融サービスの提供を掲げています。

「持続可能な環境・社会への責任」においては、人権尊重・人材価値向上、気候変動などの環境課題への対応、社会貢献活動の推進、ガバナンスの向上を掲げています。

当行グループはこれらの重点課題を踏まえ、サステナビリティ関連の目標を設定し施策を遂行しています。

中期ビジョンの基本戦略「事業を通じたサステナビリティの実現」

サステナビリティ重点課題を構成する「事業を通じたサステナビリティの実現」は、当行グループの中期ビジョン（2022年度～2024年度）の基本戦略でもあります。「事業を通じたサステナビリティの実現」とは、地方創生への取り組み、環境・社会課題解決へ向けた金融機能提供を行うと同時に、顧客に信頼されるサービスを提供することにより金融機関としての社会的責任を果たしていくことです。このうち、地方創生については、地域金融機関支援プラットフォームを構築し、地域金融機関・SBIグループ・SBI新生銀行グループが持つ機能を三位一体となって活用する「トライアングル戦略」に基づき、より一層の協働を推進し、地域金融機関の課題解決を支援するとともに、地域の企業・住民・自治体等に金融機能を提供し、地域経済の活性化を図っていきます。

環境・社会課題の改善に貢献するビジネスの推進

当行グループは、サステナビリティ重点課題及び中期ビジョンの下、社会の資金循環を促進する金融ソリューションの提供を通じて、社会・環境課題の改善に向けた役割を果たしています。

このうち、投融資においては、当行グループが強みをもつストラクチャードファイナンスの分野を中心に、各種のファイナンス商品を用意し、お客さまによるサステナビリティの取り組みを金融面から支援しています。太陽光・風力・バイオマス・地熱などの再生可能エネルギーに対するプロジェクトファイナンス、介護・医療関連施設へのファイナンスなど環境・社会課題の改善に資する事業に資金使途が限定されたファイナンス（グリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン）はその一例です。また、サステナビリティ・リンク・ローンは、野心的かつ有意義なサステナビリティに関する目標を設定し、その達成状況に応じて金利等の貸出し条件を連動させることで、お客さまのサステナビリティ経営の推進をサポートしています。ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、環境・社会・経済のうち、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出すことを意図しています。

サステナビリティへの取り組みにご関心のある個人のお客さまに、預金を通じて環境・社会課題に貢献できる機会を提供するために、2023年5月、当行グループ初の「サステナビリティ預金」を期間・募集金額限定で導入しました。

・リスク管理

当行グループに重大な影響を及ぼす可能性の高いリスク（経営上の「重要なリスク」）として、「環境問題や社会問題への対応に関するリスク」及び「人材リスクの顕在化」を認識しています。

「環境問題や社会問題への対応に関するリスク」

- ・環境問題（気候関連問題を含む）や社会問題への対応に関する法規制等の厳格化。
- ・当行グループの環境・社会問題への対応が不十分と看做されることに起因した、競争力の低下及び評判の悪化。
- ・環境・社会問題に対する対応が不十分な投融資先の業況悪化に伴う、与信関連費用の増加。

「人材リスクの顕在化」

- ・人材獲得競争の激化を背景とする新卒・中途採用の困難化に起因した、戦略分野及び基幹分野における競争力の低下。
- ・人材流動化の加速を背景とする中堅・ベテラン層の退職者の増加に起因した、内部管理上の問題の顕在化及び業務運営上の制約の強まり。

経営上の「重要なリスク」については、経営陣による議論を踏まえて認識する体制とし、これらのリスクに対する予兆管理や対応力の強化を継続的に進めています。特に、気候変動について、当行は、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」のフレームワークに基づくシナリオ分析、物理的リスク・移行リスクの計測等を行い、情報開示を行っています。また、「責任ある投融資に向けた取組方針」を制定するとともに、開発を伴うプロジェクトへの融資に関する「赤道原則」（Equator Principles）や船舶ファイナンスに関する「ポセイドン原則」（Poseidon Principles）といったグローバルなイニシアティブに参画し、リスクと経済合理性とを適切に判断した上で、ファイナンスに取り組んでいます。

（当行グループの重要なリスクについては、「第2 事業の状況 3. 事業等のリスク (5) オペレーショナル・リスク . 有能な従業員の雇用について、及び(7) 金融諸環境等に関するリスク . 環境・社会に配慮しない投融資等について、並びに重要なリスク」も合わせてご覧ください。）

・主な指標（目標及び実績）

当行グループのサステナビリティ重点課題に基づくサステナビリティ目標は、以下のとおりです。

項目	目標
環境・社会課題解決への資金提供	サステナブルファイナンス組成金額を2030年度末までに累計5兆円。温室効果ガス高排出セクター企業のトランジション推進の支援。
社会の変化や多様なニーズを踏まえた金融サービスの提供	社会の変化やお客さまの価値観の多様化に対し、フィンテックの活用や事業パートナーとの連携を通じ、グループ一体となってお客さまに新たな価値及び選択肢を提示し続ける存在となること。
グローバルな視点での環境・社会問題の解決に貢献	日本国内に限らず、新技術を駆使した金融サービスを提供し、環境・社会問題を解決。
環境・社会課題解決のための資金の流れの構築	環境・社会課題解決をテーマに資金調達者と資金提供者を結び付けるため、個別の課題ごとの商品を提供。
人権尊重・人材価値向上	人権尊重に関する推進・管理体制を確立し、企業に求められる責任を適切に遂行。 従業員一人ひとりの持つ価値観や個性を認め、その強みと特性が最大限に発揮される環境の整備。 多様性が融合しながら共存し、新しい価値の創出を実現する組織風土の醸成。
気候変動への対応	当行グループのエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量を2030年度末までにネットゼロ。 当行グループの投融資先ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量を2050年度末までにネットゼロ。 石炭火力発電向けプロジェクトファイナンス融資残高を2040年度末までにゼロ。
社会貢献活動の推進	持続的な社会貢献活動による社会的インパクトの創出と可視化。
ガバナンスの向上	サステナビリティに取り組むにあたっての取締役会監督体制及び経営執行体制の確立。 評価及び報酬におけるサステナビリティへの取り組み状況の考慮。 サステナビリティに関するリスク管理体制の構築。

気候変動に関する指標については、「（2）気候変動 ．主な指標（目標及び実績）」をご参照下さい。
人的資本に関する指標については、「（3）人的資本 ．主な指標（目標及び実績）」及び「第1 企業の概況 5 ．従業員の状況」をご参照下さい。

（2）気候変動（TCFD提言への取り組み）

・ガバナンス

気候変動に関するガバナンスは、サステナビリティのガバナンスに組み込まれています。

詳細については、「（1）サステナビリティ ．ガバナンス」をご参照下さい。

・主な戦略

当行グループのサステナビリティ経営において、気候変動への対応は、ビジネスリスクであると同時に大きなビジネスの機会でもあると捉え、主として以下の取り組みを推進しています。

- ・太陽光や風力、地熱など再生可能エネルギー向けプロジェクトファイナンス。
- ・環境対応船舶や環境対応不動産等、グリーンな社会・産業インフラへのファイナンス。
- ・高排出セクターを中心としたトランジションファイナンス（移行支援ファイナンス）。
- ・自然災害復旧・対策に使用される建設機械のリースや中古物件売買仲介。

気候変動に関するリスクとしては、主として以下2つの経路から当行グループのポートフォリオに影響を及ぼすと考えています。

- ・物理的リスク：洪水、暴風雨などの気象事象によってもたらされる財物損壊などの直接的インパクト、グローバルサプライチェーンの中断や資源枯渇などの間接的インパクト。
- ・移行リスク：脱炭素経済への移行に伴い、温室効果ガス排出量が多い金融資産の再評価によりもたらされるリスク。

「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」のフレームワークに基づく、2022年度のシナリオ分析、物理的リスク・移行リスクの計測等の詳細は、統合報告書2023（<https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/library/integrated.html> 2023年7月発行予定）をご参照下さい。

・リスク管理

気候変動に関するリスク管理は、サステナビリティのリスク管理に組み込まれています。詳細については、「（１）サステナビリティ　　・リスク管理」をご参照下さい。

・主な指標（目標及び実績）

目標については、「（１）サステナビリティ　　・主な指標（目標及び実績）」をご参照下さい。温室効果ガス排出量の2021年度実績は、以下のとおりです。

同2022年度実績は、統合報告書2023（<https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/library/integrated.html> 2023年7月発行予定）をご参照下さい。

	2021年度実績
Scope 1（CO ₂ 直接的排出量）(t)	1,129
Scope 2（CO ₂ 間接的排出量）(t)	13,093

- （注）1．ガス、重油、冷水使用からの排出量は、株式会社SBI新生銀行、新生フィナンシャル株式会社、株式会社アプラス、昭和リース株式会社、新生信託銀行株式会社、新生証券株式会社、新生インベストメント・マネジメント株式会社、新生企業投資株式会社、新生ビジネスサービス株式会社の国内拠点の合計値。
- 2．ガソリンと軽油からの排出量は、株式会社SBI新生銀行、新生フィナンシャル株式会社、株式会社アプラス、昭和リース株式会社の国内拠点、ならびにUDC Finance Limitedの合計値。
- 3．都市ガス、重油、ガソリン、軽油、冷水の利用に伴うCO₂換算については、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく係数を使用、電力は温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における電気事業者別の調整後排出係数の最新値を使用しています。

（３）人的資本

・ガバナンス

人的資本に関するガバナンスは、サステナビリティのガバナンスに組み込まれています。詳細については、「（１）サステナビリティ　　・ガバナンス」をご参照下さい。

・主な戦略

「人材育成方針」

当行は、中期経営計画「SBI新生銀行グループの中期ビジョン」における基本戦略のうち、成長と変革のための組織能力（人材・ガバナンス・財務）強化の一環として、働き方改革を通じた多様な人材確保、高度な人材の育成を通じた高付加価値の創出を掲げています。

当行グループ全体で競争力の向上に向けた組織風土の醸成や人材育成を図るため、ダイバーシティ&インクルージョン、コンプライアンス、人権・ハラスメント研修といった共通研修、また従業員のキャリアに合わせ、所属する部署や担当する職務に応じて選択的に受講する専門研修、さらに、管理職および管理職候補者に向けては、チーム運営能力の開発やリーダーの育成をはじめとするさまざまな研修を拡充しています。

この他、従業員の自律的なリスクリング、アップスキリングをサポートするオンライン学習環境や資格取得奨励制度を整備しています。

また、次世代の経営を担う多様な人材の計画的育成を進めるとともに、多様な人材のスキルアップや社外ネットワークの拡大、視野の拡がり、経験の幅を広げることを目的とし、兼業・副業を認めています。

「社内環境整備方針」

当行では、継続的な価値創造を実現するため、多様なバックグラウンドをもつ人材がライフステージ、ライフイベントなどの制約を受けず、時間や場所に縛られることなく働くことができる職場環境の実現に取り組んでおります。

具体的な取り組みとして、在宅勤務、自己都合による時差勤務、フレックス勤務及びフレキシブルワーキング制度の導入を進め、働き方の多様な選択肢を提供しておりますが、組織や業務特性に合わせ、成果を引き出すために最適な働き方を組み合わせることとしております。これに加えて、コミュニケーションを円滑化し、上司と部下が定期的に個々の成長に通じる対話の機会を持つ「1on1ミーティング」を推進しております。また、部下を持つ管理職に対しては、360度フィードバックを実施し、各人のマネジメントの振り返りを促し、マネジメント能力の向上につなげています。

職場環境の基盤となる人権や従業員の健康については、グループ人権ポリシーを開示し、人権デュー・ディリジェンスに関するアンケート調査を実施することにより、職場の状況を把握するとともに、改善に努めているほか、従業員が心身ともに健康で働くことができるよう、健康保険組合、産業医等の関係者とも連携し、従業員の健康経営への取り組みを進めています。一例として、ストレスチェック結果と課題を各部署にフィードバックするとともに、全従業員を対象にメンタルヘルスに関するeラーニングの実施、社外カウンセリング窓口の設置、また、オンラインで参加可能なウォーキングイベントの実施等を行っています。

こうした取り組みを通じた当行グループの人材と働き方の多様性の確保の状況については、女性管理職比率をはじめ、各年度における中途採用者の人数および当行における中途採用者の比率、再入社者の人数等、当行ウェブサイト、統合報告書等において、定期的に公表しています。

ファイナンシャル・ウェルネス

当行では、従業員のファイナンシャル・ウェルネスを支援するため、「財産形成貯蓄制度」により従業員の資産形成を促すとともに、私傷病で休職となった場合でも一定期間を所得補償する仕組みにより従業員が安心して働くことができる環境を提供しております。

また、従業員がこれらの制度を広く認識し、活用することができるよう、制度内容や手続きを分かりやすく説明したマニュアル等を作成し、周知を実施しています。

・リスク管理

人的資本に関するリスク管理は、サステナビリティのリスク管理に組み込まれています。

詳細については、「(1) サステナビリティ ．リスク管理」をご参照下さい。

・主な指標（目標及び実績）

当行は、上述のとおり、競争力の向上に向けた組織風土の醸成や人材育成を図り、多様なバックグラウンドをもつ人材がライフステージ、ライフイベントなどの制約を受けず、時間や場所に縛られることなく働くことができる職場環境を整備し、また、従業員が心身ともに健康で働くことができるよう、健康経営への取り組みを進めていますが、この点から、「管理職に占める女性労働者の割合」（「第1 企業の概況 5 ．従業員の状況」を併せてご参照下さい。）及び「平均有給休暇取得率」を主な指標としております。

指標	2021年度実績	2022年度実績	目標
管理職に占める女性労働者の割合	22.2%	21.5%	2025年度までに25.0%
平均有給休暇取得率	62.5%	61.4%	2025年度までに70.0%

(注) 1 ．指標は、提出会社に関する目標及び実績を記載しています。

2 ．平均有給休暇取得率は、各年度内に提出会社の執行役員および社員に対して付与された有給休暇の日数に対する、提出会社の執行役員および社員が取得した有給休暇の日数の割合を示しています。

3【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスクについて、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクを記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

（１）経営戦略に関するリスク

・当行の経営戦略について

当行グループのビジネスモデルは、当行グループが提供する商品・サービスに強みがあり、成長性・収益性が見込まれる分野を、小口ファイナンス及び機関投資家向けビジネス、海外ビジネスと位置づけ、積極的に経営資源配分を行うことを企図しております。こうしたビジネスモデルの実践は、当行グループが長期的・継続的に利益を上げるために有効であると考えておりますが、その理解が正しいという保証はありません。また、「SBI新生銀行グループの中期ビジョン」では、中期ビジョン実現のための基本戦略の1つとして「グループ内外の価値共創の追求」を掲げ、SBIグループ及び当行グループの各社が持つ顧客基盤、金融機能、サービスを真にお客さまの視点で結びつけ、従来の発想を超えた商品やサービスを開発・提供することに取り組んでまいりますが、これが持続可能となるためには、提供される当行グループの商品・サービスがお客さまに受け入れられ支持されることが前提となります。さらには、今後、経営環境、顧客ニーズ、SBIグループ及び当行グループの財務状況等が当初想定と異なる状況となった場合には、中期ビジョンの達成が困難となり、見直しが必要となる可能性があります。

・法人向け銀行業務の戦略的拡充について

当行の法人向け銀行業務の拡充に当たっては、わが国経済全体の景気動向に加えて、以下のようなリスク及び課題があります。

- ・当行の法人顧客基盤の規模は国内大手銀行グループより小さいことから、既存の顧客に対する法人向け貸出拡大には限界がある可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における過当競争により、他行の貸出利率が当行が考えるリスク見合いより低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠ける可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における競争が厳しいことから、貸出利率における利幅の拡大や債務者のリスクに応じた適切な貸出金利設定が困難となる場合があり、全体としての取引関係の維持及び関連業務の獲得のため、当該顧客の信用格付に鑑みて適切と判断される利率より低い貸出利率で貸付を実行する可能性があります。
- ・当行が注力しているプロジェクトファイナンス、ノンリコースファイナンスやLB0ファイナンス等の新しい貸出形態を含む融資は、更なる成長やその収益性の維持・拡大が保証されているわけではありません。
- ・貸出以外の業務の一部で、国内大手銀行グループや証券会社、外資系金融機関との競争激化により、想定した収益の獲得が困難となる可能性があります。
- ・株式市場等の市場環境の悪化により、注力分野の一つであるベンチャー企業や企業オーナー向け融資の機会等が縮小することで、収益性が低下する可能性があります。
- ・その他、当行が重点的に取り組もうとしている特定の業種・分野について、今後の社会環境の変化や経済動向等に伴って当初想定していた成長が見込めなくなる等といった事態が発生することにより、業務戦略の一部見直しが必要となる可能性があります。

・リテールバンキング業務の戦略的拡充について

当行は、リテールバンキング業務において、SBIグループ内/当行グループ内での相互送客による規模（口座数、預金量）の拡大、SBIグループとの連携による商品ラインナップの拡充、リアルチャネルの最適化（SBIグループとの共同店舗他）とネットチャネル（アプリなど）の高度化に取り組んでおります。当行のリテールバンキング業務を将来に亘って拡大していくに際しては、以下のようなリスク及び課題があります。

- ・当行は、メガバンクと呼ばれる他の大手銀行と比較した場合、相対的に店舗数や口座数、預金量といった規模が小さいため、当行が企図する顧客基盤の拡大が容易でない可能性があります。
- ・当行が提供する資産運用やローン等の商品・サービスについては、他の金融機関との競争の激化やお客さまの嗜好の変化等によって受け入れられなくなるなど、預り資産や収益の拡大に結びつかない可能性があります。
- ・リテールバンキング業務の提供には、人員の確保や情報システムの安定が不可欠であり、多大な経営資源の投入が必要となる可能性があります。
- ・将来の法令及び規制等や行政処分が当行のリテールバンキング業務の成長を阻害する可能性があります。

・コンシューマーファイナンス業務の経営環境について

当行は、2004年度以降事業会社の買収（子会社化）や事業譲受を通じて、中小企業向け融資、消費者金融（個人向け無担保ローン）及び個品割賦市場等に参入し、これらの業務を拡大してきました。

当行及び当行子会社によるコンシューマーファイナンス業務において我々が直面している課題には、関連する法改正等により大きく変化した事業環境下、いくつかの商品の市場規模がピーク時から比べ縮小するとともに、異業種・業態の参入もしくはボーダーレス化により更に競争が激化している中で取扱量を維持・向上させること、成長市場においては新たな商品・スキーム・IT化促進への取り組みが不可欠なこと、引き続き取引先との緊密な関係を維持する必要があること、並びに当行及びグループ各社の業務の効率性を向上させるために、各社が保有する機能や業務ノウハウの連携や統合をより一層進める必要があること等が含まれます。

当行子会社によるコンシューマーファイナンス業務については、上限金利及びいわゆる「グレーゾーン金利」の取扱いに関する法令及び規制等の変更により影響を受け、当行は2007年3月期以降、必要に応じて株式会社アプラス（「事業等のリスク」においては、同社、傘下の子会社及び株式会社アプラスインベストメントを包括して「アプラス」という。）及び新生パーソナルローン株式会社（旧商号：シンキ株式会社、2016年8月社名変更。以下「新生パーソナルローン」という。）についてのれん及び無形資産の減損並びに投資損失の計上を実施いたしました。アプラスはこれまで一連の経営変革を行い着実に収益を伸長してまいりましたが、コンシューマーファイナンス業界の経営環境の悪化等により、十分な収益を確保することが出来なくなった場合、または、新生パーソナルローンがコンシューマーファイナンス業界の経営環境の変化に対応するために採る方策が十分でない場合、コンシューマーファイナンス業務が当行グループの経営成績に将来に亘って悪影響を与え続ける可能性があります。（法令及び規制等の変更については下記（7）をご参照ください。）

また、債務者一人当たりに対する全貸金業者からの貸付可能総額についての上限を定める総量規制も、貸金業者一般にとって業務上大きな制約となっております。返済期限を迎えた個人向け無担保ローンの債務者は、借り換えが不可能な場合、かかる返済金の支払いができなくなる可能性があります。こうした債務者は複数の貸主から借入れを行っておりますが、法改正が行われて以降、新生フィナンシャル株式会社（旧商号：GEコンシューマー・ファイナンス株式会社。以下「新生フィナンシャル」という。）を含む多くの貸金業者は、厳格化された信用査定基準に従って、これらの債務者に対する追加貸付を制限しております。現時点では顕著な影響を与える現象は生じていないと認識しておりますが、こうした債務者が貸金業者から借入れを続けることができなくなると、アプラス、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルからのローンも含め、既存のローンについて債務不履行となる可能性があります。

これらの法令等の変更を受けて、アプラス、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルは必要に応じて過払金返還及び貸倒損失に関する追加の引当て（詳細は下記（6）をご参照ください。）を実施しておりますが、今後、さらなる業務規制が課せられた場合、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が影響を受ける可能性があります。

・当行グループの無担保カードローン事業の展開について

当行グループでは、銀行カードローンのニーズがあるお客さまに対しては当行の「SBI新生銀行カードローン」を、消費者金融商品のニーズがあるお客さまに対しては新生フィナンシャルの「レイク」（以下「レイク」という。）を提供しております。（なお、当行で扱っていた「SBI新生銀行カードローン エル」は2018年3月末に、NTTドコモ回線ご契約者向けの「スマートマネーレンディング」は2023年1月4日に、新生パーソナルローンで扱っていた「ノーローン」は2020年6月末に、それぞれを以って新規申込の受付を停止しており、そのときまでにご契約いただいたお客さまに対してのみ、引き続き各々でサービスを提供しております。）

レイクでは、従来の消費者金融商品の顧客層に加えて、デジタルリテラシーの高い、若年層のお客さまに向けた商品開発やマーケティングに力を入れております。加えて、SBIグループの顧客基盤を活用し、グループ協働でのカードローン事業を推進する等、従来手法に限らない獲得方法を模索しております。

貸金業法改正による規制の強化等により、2006年以降、貸金業者による消費者向け貸付残高は大幅に減少した一方、当該規制等の対象外である銀行カードローン残高が増加し過剰な貸付け等が問題視されたことを背景に、銀行による消費者向け貸付けについて、貸金業法の趣旨を踏まえた態勢整備の一層の徹底が求められています。当行グループでは、無担保カードローン事業を注力分野の一つと位置づけ、お客さまのニーズに基づく商品の再構築を行い、貸金業法の趣旨に則った運営を行うとともに、新生フィナンシャル及び新生パーソナルローンでは貸金業法に基づく厳格な運営を行うことで、社会的に責任ある貸し手として、無担保カードローンの健全な市場形成に寄与してまいります。また、2022年4月からの成人年齢引き下げに関しましても貸金リテラシーを重視した対応を行っております。

新生フィナンシャルは、新たな商品の取扱いに加え、当行本体による個人向け無担保ローンについての保証サービスを継続するとともに、SBIグループのネットワーク等を起点とした他の金融機関向けの保証提携の拡大並びに非金融領域での新たな提携先の開拓に注力し、今後とも安定的な収益を上げ、さらなる成長を図っていく方針です。

当行グループは、上記事業を展開することにより、収益力の向上と消費者金融業界での確固たる地位の構築を目指してまいります。個人のお客さまのニーズの変化、法令等の規制動向、同業他社との競合状況等により、当初目標を達成することが困難となり、または事業展開の再検討が必要となる可能性があります。

・金融商品及びサービスの範囲の拡大について

当行の主要な事業戦略は、アプラス、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル等のグループ会社とともに、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造にあります。その過程で金融商品、サービス及び投資活動の範囲を拡大したり、引き続き適正なリスク管理の下、様々な資産への投資を検討したりする可能性があります。それら事業活動拡充を行う場合には、以下を含むリスク及び課題があります。

- ・新規の業務活動は、見込みどおりとは限らず、また、収益を生むものとなる保証もありません。
- ・当行は、新規事業活動を監督し、指導することのできる人材を獲得し、継続的に雇用することが必要となります。
- ・情報システム、特に顧客が直接にアクセスできるサービスをさらに拡充する必要があります。

・海外業務の拡大によるリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場における事業・投資の可能性について選別的に検討しております。

例えば、ユーロ債の引受け及び資本市場のアドバイザー業務を行うShinsei International Limited（在英子会社）の設立、海外での不良債権の買収・再編並びに処理を専門に行う合併会社の設立や、台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司に対する戦略的投資を行い（2021年3月にエグジット）、さらに、自己勘定によるトレーディング・投資業務を拡大し、米国住宅ローン市場関連、その他の米国・欧州向けを中心としたアセットバック投資等の海外投融資を増加させてまいりました。しかしながら、サブプライム・ローン問題等による世界的な金融市場の混乱の中、海外投融資に係る損失の計上を余儀なくされたことから、当行としては、海外業務の見直しを含む経営資源の戦略的な再配分を行っており、これらリスクの高い海外投融資を縮小してまいりました。

一方で、近時は、アジア・オセアニア地域を中心とした優良案件に対する買収を含めた取り組み強化や地場の金融機関との提携等、限定的ながら海外での業務展開を推進しているところであります。例えば、ニュージーランド最大手のノンバンクであるUDC Finance Limitedを買収（完全子会社化）し、オーストラリアの消費者金融ファイナンスのリーディングカンパニーであるLatitudeグループと資本業務提携しました。

当行が海外において行う業務活動は、以下のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面する可能性があります。

- ・外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・外貨資金調達が困難になった場合、外貨資金繰りが不安定化するリスク
- ・法制度・取引慣行等の相違や事前調査の制約に起因する想定外の事象が事後的に判明・発生することによる、対応費用や課徴金等の発生及び与信関連費用が増加するリスク
- ・紛争や経済制裁措置の発動等に伴う、当該国でのビジネス機会の縮小・喪失及び対応費用が発生するリスク
- ・金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・社会的、政治的及び経済的な状況の変化
- ・専門人材の不足や確保の困難化により競争力が低下するリスク
- ・能力があり、地域市場の知識の豊富な従業員の雇用の必要性

このようなリスクは、当行グループとしての投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

（2）信用リスク

・貸倒引当金の十分性について

当行グループは、顧客の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、経済状況の悪化により当行が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、またはその他の要因により予測を上回る悪影響が生じた場合には、貸倒引当金を増やす可能性があります。

例えば、利上げによる長期金利の急上昇を通じた不動産価格の下落に伴う不動産ノンリコースローンの信用リスクの増加や、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクの発現、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化、大規模自然災害・パンデミックの発生による経済活動の停滞、さらには景気後退により、株安、業績不振や雇用悪化が生じ、企業倒産件数や失業者数の増加に伴う貸出金の信用リスクの増加等は、貸倒引当金を増やす可能性があります。これらのリスクに関して、当行はシナリオ分析による想定損失額や自己資本（比率）への影響を把握しており、事象発生時に想定される財務上の影響が、危機的な規模には達せず、自己資本・資金流動性等について一定水準を確保できることを確認しております。不動産市況の悪化のリスクに関しては、国内外の市況・ビジネス動向を定期的に把握し、取組方針レビュー

を行う取り組みに加え、マクロ経済指標や市場・規制動向等の変化に基づくリスクヒートマップや影響度分析等の予兆管理を実施するとともに、与信制御手段の適切な発動や機動的見直しを行う態勢整備を行っております。

また、当行グループの大口投融资先や与信集中業種については、上記のようなマクロ経済環境以外による信用力悪化にも留意し管理体制の強化を行っております。

当行グループは、現状の貸倒引当金計上額で、当行グループが認識する信用リスクから発生しうる損失を十分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。

・ローン・ポートフォリオにおける与信集中について

2023年3月末現在、連結ベースで当行グループの上位10位までの貸出先は、当行グループの有する貸出金の約10%を占めており、かかる主要な取引先の業績悪化または当行との関係の著しい変化により、当行及び当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

2023年3月末現在、当行グループの有する貸出金残高のうち、連結ベースで最も高い集中度を示しているのが約18%を占めている金融・保険業分野であります。そのうち消費者金融会社向けの貸出金は、金融・保険業分野に対する貸出金の約10%、当行グループの有する貸出金の約2%をそれぞれ占めています。また、不動産業分野の占める割合は約13%であります。そのうち約2割はノンリコースローンであります。これらの分野において、業界全体の低迷や不動産市況の悪化等が生じた場合には、当行及び当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

・自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しており、2023年3月末における連結自己資本比率10.24%（バーゼル（国内基準）ベース。詳細は後述。）となっております。当行は、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられておりますが、「事業等のリスク」に記載する各種リスクの顕在化等により、自己資本比率は低下する可能性があります。この最低比率を維持できない場合には、当行は行政処分を受ける可能性があり、間接的に当行の業務遂行能力に影響を受ける可能性があります。当行が将来追加的な資本を必要とする要因としては、以下のようなものがあります。

- ・将来における重要な事業または資産の取得：当行は、コンシューマーファイナンス業務等を買収によって拡大してきました。また、不良債権やその他の金融資産の市場にも積極的に参加してきました。当行が将来、魅力的な機会を見出した場合、当行はこれらの機会を追求するために必要な追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・政府の保有する当行株式の取得：政府は、2023年3月末現在、当行の普通株式46,912,888株を保有しております。当行は、政府が保有する株式を買い取る義務を負っていませんが、かかる買取り（自己株式の取得）を行えば、当行が現在負っている金融庁への健全化計画の提出及び履行状況の報告の義務がなくなります。かかる買取りを行おうとする場合、当行は追加的な資本を必要とする可能性があります。当行及びSBIホールディングス株式会社（以下「SBIHD」という。）は、預金保険機構及び整理回収機構との間で、2023年5月12日付で「公的資金の取扱いに関する契約書」を締結しており、同日時点の公的資金の残額が合計で349,374,894,942円であることを確認するとともに、SBIHD及び当行は、公的資金について、会社法その他の法令を遵守し、当行の財務の健全性及び事業上の必要性及び成長性を害することのない範囲で、可能な限り早期に要回収額を返済するよう努めること、SBIHD及び当行は、かかる早期の公的資金の返済に向けて当行の収益及び企業価値の更なる向上に取り組むとともに、2025年3月末日までに、その返済に関する具体的仕組み（返済に関して想定されるスケジュールを含みます。以下同じです。）につき預金保険機構及び整理回収機構に提案し、かかる提案の後、SBIHD、預金保険機構、整理回収機構及び当行は、公的資金の返済に向けた具体的仕組みについて誠実に協議の上、2025年6月末日までに、具体的仕組みについて合意すること（但し、合意される返済スキーム及びこれに基づく返済は、公的資金の早期返済、株主平等原則を含む法令の遵守、当行の財務の健全性及び事業上の必要性及び成長性、並びに当行の各株主の権利を勘案したものでなければならないものとする）等を合意しております。この契約書は、公的資金の残額を確認する部分を除いて、本スクイズアウト手続（詳細は下記（8）をご参照ください。）における株式併合の効力が発生することを条件として初めて効力を生ずるものとされています。
- ・バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関するバーゼル合意（バーゼル）に沿った自己資本比率規制では、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において基礎的内部格付手法を採用しておりますが、内部格付手法においては債務者の信用状況の悪化等により所要規制資本が増大する可能性があります。
- ・かかるバーゼルにおける国内基準は2014年3月末から適用が開始されておりますが、バーゼル規制最終化に関し2024年3月末までに対応完了することが求められております。当行は、継続的にビジネスを安定的かつ円滑に展開していくため、バーゼルの規制枠組みの達成を念頭に置いた自己資本の量・質の向上を図っていく所存であります。

・上記の自己資本比率規制のさらなる高度化や見直しに加えて、レバレッジ比率規制や流動性規制をはじめ、新たな規制強化策の導入が決定または議論されていますが、かかる規制強化策が将来適用された場合、規制の内容によっては、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、当行が、かかる状況に対処するため、またはその他の理由によりさらなる追加的な資本増強を必要とした場合に、適切な時期にそれを行わず、または資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追求や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

(3) 市場リスク

・マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付の低下またはデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行が当行の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

また、近時では、2007年以降のサブプライム・ローン問題に端を発する世界的な金融・資本市場の混乱、2011年3月に発生した東日本大震災による日本経済の一時的な落ち込み、さらには2010年の欧州債務危機をはじめとした、いわゆるソブリンリスクの高まり、マイナス金利を含む金融政策の変更や2020年年初に顕在化した新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、2022年2月の地政学リスクの高まり等、实体经济や金融市場の動揺を引き起こす事態が連続して発生しております。このような事態が発生した場合、貸出先顧客の破綻による貸倒等の損失の発生、貸出先顧客の信用力低下による信用リスク・アセットの増加、急激な株式相場下落や長期金利の上昇に伴う債券価格の下落等による資産の目減り、優良な貸出先顧客の減少等に伴う貸出業務や投資銀行業務等における収益の減少、利鞘の縮小等が予想され、これらが当行グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

・ローン及びその他の資産への投資に関するリスクについて

当行は、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資を行っており、最終的には、これを回収、売却または証券化することを目的としております。そのため、特定の資産または特定の格付もしくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当行の収益が予想より少ない場合（当行により証券化された資産のプールにおいて、当行グループ自身がその残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当行及び当行グループの損益及び財政面が悪影響を受ける可能性があります。また、こうした当行が取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当行が魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、投資活動の結果が大きく変動する場合もあります。

(4) 流動性リスク

・資金調達について

近年、安定的な資金繰り運営を継続することを目的として、資金調達方法の多様化や、調達環境の状況に応じた流動性リスク指標のモニタリングを通じ、適切な流動性リスク管理に努めておりますが、以下のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤が伸び悩む可能性があります。
- ・国内の公社債市場の変化や市況動向により、社債またはその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・日本銀行のマイナス金利を含む金利に係る方針の変更により、金融市場における資金需給が変化した場合、当行の資金調達は何らかの影響を受ける可能性があります。
- ・地政学リスクの発現や大規模自然災害・パンデミックの発生を端緒とした金融市場の混乱や金融経済環境の悪化等により、資金調達の条件悪化を含め、外貨資金調達が不安定化、非効率化する可能性があります。
- ・人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、または十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。

・信用格付の影響について

格付機関により信用格付が下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、または一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。

(5) オペレーショナル・リスク

・事務事故・不正等について

当行グループでは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。当行では、事務フローの改善、事務指導、研修等の実施や、表記方法の見直し等による手続内容の明確化等事務水準の向上にも努めており、具体的な事務管理策としては、事務処理状況の定期的な点検等により事務レベルをチェックする体制等を整えております。また、お客さま本位の業務運営に反した行為等のコンダクトリスクに対して、ミスコンダクト事案の広範な捕捉やリスク軽減策の実施等の管理体制の高度化にも努めております。しかしながら、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。当行グループや外部委託先の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2020年1月に、アプラスで取り扱う「投資用マンションローン」及び「提携型サポートクレジット」において、審査書類の改ざんや不自然な不動産評価があった等の一部報道がなされたことを受け、社外の弁護士を委員長とする特別調査委員会（以下「本委員会」という。）をアプラス内に設置し調査を進めた結果、収入証明書の改ざんが行われたと認定された案件が確認されました。アプラスの役職員の関与や、第三者評価機関の不動産評価がアプラス社内で改ざんされるなどの不正は認められず、第三者評価機関によって不当な不動産評価がなされたといった事実も認められませんでした。本委員会より、収入証明書の改ざんを生じさせた背景として、投資用マンションローンの商品設計・審査体制上の問題や、アプラスのガバナンス・内部統制の体制に関する問題が指摘されました。

アプラスでは、既に「投資用マンションローン」及び「提携型サポートクレジット」の取扱を停止しており、これまでもリスクコントロールの観点から、段階的に手続きや審査基準の厳格化を行っており、これが結果的には収入証明書の改ざん等の不正防止に一定の効果があったと考えられる旨を公表しておりますが、本委員会より再発防止策として、（ ）今後の新規商品導入における商品特性の重視、（ ）事業運営における審査機能の独立性確保、（ ）事業者管理の再確認、（ ）効率性とリスク管理のバランス、について提言を受けており、アプラスはこれをビジネス遂行全般の問題として真摯に受け止め、お客さまの保護、営業・審査等の体制面の強化、ガバナンス体制の見直しを重点に、再発防止に取り組んでいます。この「投資用マンションローン」及び「提携型サポートクレジット」の収入証明書の改ざんが、当行グループに及ぼした影響は限定的ですが、今後アプラスの再発防止策が有効に機能しなかった場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2022年3月から4月にかけて、当行で2013年12月31日までに投資信託特定口座の取引を開始したお客さまの口座に関し、保有されていた投資信託の取得価額及び取得単価（以下「取得価額情報」という。）に誤りがあった口座が存在することが判明いたしました。対象特定口座の一部において、取得価額情報に誤りが存在する結果、投資信託の売却に伴う譲渡所得金額、国税・地方税等の金額及び源泉徴収後の入金額に誤りが生じていたことが判明しました。今後同様の事務処理の誤りが判明した場合、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

・情報システムへの依存について

当行の業務の中でも、とりわけリテールバンキング業務においては、その業務戦略の一つとして、当行の情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しております。この方法は費用効率がよいものではありませんが、当行の業務はシステムの容量及び信頼性に大きく依存しております。過去に、ATMやインターネットバンキング・サービス、あるいは他行宛送金取引における不具合が発生しました。これらについては原因の究明及び十分な再発防止策を講じており、今後同様の不具合を繰り返すことのないよう万全を期してまいります。顧客数及び取引数の増加またはその他の理由により、今後とも不具合やサービスの停止が生じない保証はありません。

当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害・不正行為、コンピュータウイルス等によるサイバー攻撃またはインターネットプロバイダー、クラウドサービス事業者等の第三者からのサポートサービスの中断等により、損害を受け、または機能しなくなる、または機密情報漏洩や、ハッキング・フィッシングを通じた銀行口座やウォレット等での不正利用や不正送金が増加する可能性があります。

当行の情報システムは、緊急性・重要性の高い業務についてのバックアップ機能を備えておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。さらに、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があり、レピュテーションや営業基盤の棄損等により、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

・個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩または不正アクセスに関する事件が多発しています。2005年4月より「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）が全面的に施行されたことに伴い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故があった場合、それによる損害に対し賠償を行わなければならない事態が発生し、または監督機関の処分を受ける可能性があります。さらに、そうした事故が発生することにより、当行の営業やブランドに対する一般の認識に悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下する可能性があります。

・訴訟について

当行は、当行グループ全体の訴訟について一元的に管理を行い、グループの法務リスクの極小化に努めており、現在のところ経営に重大な影響を及ぼす可能性のある訴訟案件はありません。しかし、当行グループは銀行業務を中心にコンシューマーファイナンス業務（消費者金融業務、信販業務）、リース業務等の各種金融サービスを提供しており、このような業務遂行の過程で、損害賠償請求訴訟等を提起されたり、損害に対する補償をしたりする可能性があります。このような訴訟等の動向によっては、当行グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限活かすために、卓越した商品知識・技術及び専門的で豊富な経験や実績を有した従業員を採用し、活用することが事業戦略上重要であります。当行は、投資銀行業務、リテールバンキング業務、海外事業の戦略分野、デジタル・トランスフォーメーション分野や財務会計等のさまざまな分野において、豊富な実績と経験、専門性を有する従業員を必要としております。さらに、情報システムにおけるインフラを維持し、向上させるためには、熟練した技術者を雇用し、訓練し、かつ定着させる必要があります。これらに対して、雇用経路の拡大、多様な人材が能力を発揮できる柔軟な働き方の整備、育成強化実践等の施策を打ち出しております。例えば、従業員に対する定期的なエンゲージメントサーベイ結果を踏まえ、各種人事施策の見直しを行い、SBIグループ各社への公募異動制度により従業員の自律的なキャリア形成の支援を行っております。しかしながら、当行は、他の銀行のみならず、金融業以外の業種との間で、このような従業員の採用において競合関係にあり、中堅及びベテラン層の退職者増加により人材流動化が加速しているなかで、当行が業務戦略分野及び基幹分野遂行のための有能な人材を採用し、定着させられる保証はなく、当行グループの競争力低下、業績・財務状況への悪影響を及ぼす可能性があります。また、中堅・ベテラン層の退職者の増加に起因した、内部管理やリスク管理水準の低下により問題事案が顕在化し、業務運営に及ぼす制約が強まる可能性があります。

・重要な経営陣の退社による事業への影響について

事業を引き続き成功させることは、当行の業務執行取締役や執行役員等、上級経営陣の業務能力にかかっています。上級経営陣の誰かの将来における退社が、当行の業務遂行に悪影響を与える可能性があります。

(6) 財務面に関するリスク

・コンシューマーファイナンス子会社における引当金について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）の上限金利を年20%に引き下げる改正（2006年12月成立、2010年6月施行）以前から、「利息制限法」は貸付金額に応じて年15%から年20%を、貸付債権に適用できる上限金利として定めていました。そして、「出資法」の上限金利と「利息制限法」の上限金利との差額は一般に「グレーゾーン金利」、超過利息あるいは過払金と呼ばれていました。「利息制限法」の下では、超過利息の支払いを定める契約は、かかる超過部分に関して無効であるとされます。しかし、かかる利息制限にかかわらず、「貸金業法」では、超過利息の支払いが任意になされ、かつ貸金業者が貸付実行及び返済に関する各種書面交付義務を遵守している限りは、「出資法」の上限金利以下であれば、超過利息の支払いは有効であるとされておりました。

しかし、2006年1月の最高裁判所の判決では、超過利息の支払いは原則として任意になされたものとはみなされないものとされました。（詳細は下記（7）をご参照ください。）

アプラス及び新生パーソナルローンは過払金返還及びそれに関連する貸倒損失について引当金を計上しておりますが、過払金返還のための引当てに関する2006年10月の日本公認会計士協会公表の監査委員会報告を適用した影響もあり、2006年9月中間期に、両社は引当金を増額しました。さらに、上限金利を引き下げる改正法が2006年12月に最終的に成立したことを受けて、アプラスは、大手貸金業者が高リスク債務者への貸付を制限することやそれによって生じる債務不履行の増加及び過払金返還請求の最新の動向を含む、マーケットの変化を考慮して、改めて引当金計上の前提を検討し、現在に至るまで、必要に応じて相当額の追加引当てを行ってきております。また、新生パーソナルローンは適切に引当てを行ってきております。

新生フィナンシャルについては、同社は、2008年9月にGEジャパン・ホールディングス株式会社（買収当時。以下「日本GE」という。）よりその子会社を含めて取得したのですが、買収に際して相当額の利息返還損失引

当金を計上したほか、日本G Eとの取り決めに従って一定額を超える部分の過払金返還等損失について日本G Eから補償金を受領していました。2014年3月末、同時点以降の将来に発生が見込まれる過払金返還等損失の額の現金一括払いを日本G Eから新生フィナンシャルが受けることにより、日本G Eによる損失補償は終了し、新生フィナンシャルは同金額を利息返還損失引当金として追加計上いたしました。

近時では過払利息返還の対象となる母集団の口座数の減少や債務者等の代理人となる弁護士事務所及び司法書士事務所の広報活動の減少を背景として、「グレーゾーン金利」に関する取引履歴開示請求の件数や過払金返還額は過去のピークを大きく下回って推移しており、当行といたしましては、上記の措置を講じたことにより、過払金返還に係る追加的な損失の発生は限定的なものになると認識しておりますが、引当金額は過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、将来的に発生する過払金返還請求を考慮するために適切ではない可能性があるため、現在の引当金額が過払金返還請求によって生じる損失に対処するために十分であるという保証はありません。現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、将来追加の費用が生じる可能性があり、当行グループの損益状況や財務状況に影響が生じる可能性も皆無とはいえません。

・年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下する等）、さらに、退職給付制度が変更された場合、年金費用計上額が増加する可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

（7）金融諸環境等に関するリスク

・金融サービス市場における競合について

規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取り組み並びに外国企業及び外国人投資家の参入により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。当行の主要な競争相手は以下のとおりです。

- ・大手銀行：わが国における大手銀行グループは、資産、顧客ベース、支店数及び従業員数の観点から見ても、当行より規模が大きく、また、これらの銀行グループは、様々な投資銀行業務を行っており、かつ、子会社または関係会社として証券会社を有しているうえ、当行同様その収益源を多様化する戦略を採っています。さらに、大手銀行グループ同士の経営統合が成功した場合には、日本の金融市場における競争がより激しくなる可能性があります。また、当行は下記（8）に記載のとおり金融庁への経営健全化計画の提出・定期的な見直しの義務を負っていますが、上記の大手銀行グループは、既に政府が保有していた株式を消却するとともに金融庁への健全化計画の提出義務から解放されており、より柔軟な経営を行える可能性があります。
- ・証券会社/投資銀行：国内の証券会社及び主要な外国投資銀行の日本における関係会社を含み、当行は、コーポレート・アドバイザー及び投資活動を含む様々な事業領域において、このような企業と競争関係にあります。
- ・その他の銀行：信託銀行、地方銀行、一部の海外商業銀行の日本支店及びリテール専門のインターネット専業銀行等とは、これらのその他の銀行が営むそれぞれの分野において競争関係にあります。
- ・政府系金融機関：日本のリテールバンキング部門においては、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）が依然として最大の預貯金総額を有しております。2012年4月に成立した「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」では、政府が大部分の株式を保有する日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）によるゆうちょ銀行等の株式処分が期限のない努力義務とされた一方、ゆうちょ銀行等に対する新規業務規制については日本郵政がゆうちょ銀行等の株式の二分の一以上を処分した後は認可制から届出制に移行するとされております。また、2016年4月にはゆうちょ銀行の預入限度額規制が1,000万円から1,300万円に、2019年4月には1,300万円から2,600万円（通常貯金と定期性貯金についてそれぞれ1,300万円）に引き上げられました。2015年11月にはゆうちょ銀行等は東京証券取引所に上場され、2017年9月には政府による日本郵政の株式の第2次売出しが実施され、2019年4月には日本郵政による株式会社かんぽ生命保険の第2次売出しが実施され、2021年10月には政府による日本郵政の株式の第3次売出しが実施され、2023年3月には日本郵政によるゆうちょ銀行の第2次売出しが実施されましたが、依然として、ゆうちょ銀行等の完全民営化に向けた具体的な道筋は示されておらず、引き続き政府がゆうちょ銀行等の相当部分の株式を実質的に保有しています。このように政府関与が残されたまま届出制に移行する場合や業務規制が緩和される場合には、ゆうちょ銀行等の業務範囲拡大による民業圧迫の懸念がある上、当行を含む民間との適正な競争が担保されないことが懸念されます。また、政府系金融機関については、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫について完全民営化への動きが進捗した時期もありましたが、2015年5月に「株式会社日本政策投資銀行法」及び「株式会社商工組合中央金庫法」において、完全民営化の時期を「できる限り早期に」とする、具体的な年限を示さない法改正が成立しました。なお、商工組合中央金庫については、成立（公布日）から2年以内に業務範囲の見直し・政府保有株式の全部売却等を含む「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」が211回国会において可決されております。今後、完全民営化等が実現されなかった場合や、新たな形で政府の金融市場への参画が行われた場合、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

・消費者金融会社及びノンバンク：当行が自ら及び子会社を通じて行っている業務において競争関係にありません。

・その他の金融サービス提供者：当行または当行の子会社、関連会社は、債権回収会社及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに他の投資家と競争関係にあります。

さらに、金融サービス市場には、特に個人・中小企業向けローン市場を中心に、当行や当行の子会社を含む既存の金融サービス企業及び新規参入企業により、手軽で安価な手数料で行うことを可能とする決済サービス、クラウドファンディング、仮想通貨や人工知能（AI）の活用等、お客さまのニーズと金融技術（以下「FinTech」という。）を融合させた新しい金融サービスが導入されており、当行の貸出金残高の縮小及び金利競争による利鞘縮小の可能性があります。このリスクに対しては、FinTech企業への出資及び提携を通じて、異業種の持つサービス、データやノウハウ等の共有、融合による価値共創ビジネスを主な戦略に掲げておりますが、FinTechへの対応が遅れた場合、当行や当行の子会社が提供するサービスが陳腐化し競争力を失う可能性があります。また、FinTech等スタートアップ企業と大手金融機関の連携の流れが加速し、連携について競争が激化することで当行グループの価値共創戦略の優位性が低下する可能性があります。さらには、デジタル・トランスフォーメーション分野における戦略策定・業務推進において、必要なスキルを有した専門人材の不足や確保の困難化に起因して競争力が低下する可能性があります。

当行の業務にかかる競争は今後も激化を続けることが見込まれ、当行が現在及び将来の競争相手と効果的に競争できない可能性があります。

・金融機関に対する監督官庁による広範な規制等について

当行グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法、貸金業法、外国為替及び外国貿易法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等並びに外国における同様の法律等の広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けております。当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追えないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁またはその他の政府機関によりモニタリングを受けております。加えて、金融関連法規・規制をはじめ、その他の適用法規・規制の遵守を怠った場合には、重大なレピュテーションリスクに晒されるほか、当行または当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令の規定に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分やその他の制裁・罰則・損害賠償請求を受けること等により、当行または当行のそれらの関係会社の業務に制限を受け、評価が悪化し、または経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、当行及び当行の関係会社は、これらの命令が発せられた際には、これを厳粛に受け止め、再発防止に向けた抜本的な措置を講じるとともに、全行・全社が一丸となってその履行に努めてまいります。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（並びに出資法及び利息制限法）の規制に服しています。これらの法令に係る裁判所や金融庁による解釈及び2006年12月に成立した改正法により、コンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

当行を含む銀行がお客さまに対して販売する仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀行は各顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。金融商品取引法には、仕組債やその他の投資商品についての説明義務を強化する規定が盛り込まれており、これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることになっております。例えば、円建て仕組預金にお預け入れいただく際には、利息等の一部が預金保険の対象外となっているため、お客さまに対して、その旨周知徹底を図っております。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化を図っておりますが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負いまたは行政上の措置を受ける可能性があります。

・コンシューマーファイナンス業務にかかる法令及び規制等について

当行のコンシューマーファイナンス業務を行う子会社におけるカードローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業法」、「利息制限法」及び「出資法」並びに外国における同様の法律等の適用を受けております。また、2011年10月より事業を開始した当行本体における個人向け無担保ローン事業については、「出資法」、「利息制限法」の適用を受けており、さらに貸金業者の適正な運営確保と借り手の利益保護という「貸金業法」の趣旨を踏まえつつ、銀行法の下において適切に運営していくことが求められているものと認識しております。2010年6月に施行された改正「出資法」の貸付上限金利は年20%であり、また、利息制限法では、元本金額に応じて利息の最高限度を定めており、これらを超える金利で貸付を行うことはできません。

また、「利息制限法」第1条で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）の超過部分について無効とするとされており、2010年6月施行にかかる改正前の「貸金業法」第43条では、同法所定の書面が金銭貸付時及び弁済時に債務者等に交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合において、その支払いが同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払いに該当するときは、「利息制限法」第1条第1項（当時）の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとされておりました。

しかし、貸金業業界において、「貸金業法」に定める契約書記載事項等の不備を理由に、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について返還を求める訴訟が多数提起され、これを認める判決も多数下されております。最高裁判所は、2006年1月、貸付けに関する契約書に、債務者が超過利息を含む約定利息の支払いを遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする判断を下しました。金融庁も、かかる最高裁判所の判断に従った貸金業法の施行規則の改正を行いました。当行の貸金業事業も含め、多くの貸金業者が用いる貸付けに関する契約書には、このような期限の利益喪失特約条項が設けられていたことから、最高裁判所の判断及び金融庁による貸金業法の施行規則改正は、超過利息について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過利息の返還を求める債務者の増加等により、当行の貸金業事業を含む貸金業一般に対して重大な悪影響を与えております。さらに、2010年6月に施行された改正貸金業法では、一人の顧客が貸金業者から借り入れることのできる総額についても、原則として年収の3分の1を上限とする新たな規制（総量規制）を課しており、このことも貸金業者にとって業務上大きな制約となっております。

一方で、銀行による個人向け無担保ローンについては、借入人の年収確認義務や年収に対する貸付限度等の規制は、現状、対象外となっており、一部では、行き過ぎた広告や過剰融資が問題として指摘される動きが出てきたことにより、業界の自主規制というかたちで、適正化が図られておりますが、更に今後の動向次第では、当行本体における個人向け無担保ローン事業や新生フィナンシャルが行う金融機関向けの信用保証業務に影響が生じる可能性も皆無とはいえません。

アプラスの消費者金融、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルについては、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部については既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行ってまいりましたが、2010年6月の完全施行により、新規貸付は全て利息制限法の範囲内で実施しております。今後、さらなる業務規制が課せられた場合、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が影響を受ける可能性があります。

当行グループのコンシューマーファイナンス業務における包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付・情報の提供等、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限、信用購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止等）を受けております。2018年6月の同法改正施行では、新たな事業規制として「カード加盟店調査等の義務」等が加わり、クレジットカード番号を取り扱うことを認める契約を締結する事業者に対して「加盟店管理」の一層の強化を図る旨の規定が導入され、また、2021年4月の同法改正施行では、近年のクレジットカードのセキュリティリスクの高まりを踏まえ、監督官庁による包括信用購入あっせん業者の監督手段を強化するため、業務の全部または一部の停止を命ずることができる旨の規定が導入されました。当行グループのコンシューマーファイナンス業務は、法令等を厳格に遵守する体制にありますが、今後万一、意図せずに同法に抵触する行為等が生じた場合、当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が直接適用を受けるものではありませんが、当行グループのコンシューマーファイナンス業務の提携先の中に「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）の適用を受ける提携先があります。「特定商取引法」は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役務取引、電話勧誘販売や訪問購入取引の規制、特定継続的役務における指定役務の追加、訪問販売等における指定商品・指定役務制の廃止等の改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

・法令及び規制等の変更等の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行していますが、法律、規則、税制、実務慣行、法解釈、財政及び金融その他の政策の変更または当局との見解の相違並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

・わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージまたは当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求または信用規制を受ける可能性があります。それにより、当行の海外での資金運用・調達に影響を受ける可能性があります。
- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があります。それは個々の銀行の株主の利益とは反する可能性があります。
- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査または特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

・災害等の発生による悪影響について

当行グループは、国内外において店舗、事務所やデータセンター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の大規模自然災害やテロ・犯罪等の発生による被害を受ける可能性があります。また、地政学リスクの発現やパンデミックの発生により、当行グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当行グループは、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、緊急時における態勢整備を行っておりますが、被害の程度によっては、当行グループの業務の一部が停止する等、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、地政学リスクの発現や大規模自然災害・パンデミックの発生を端緒とした景気の悪化、多数の企業の経営状態の悪化、株価の下落等が生じる可能性があります。その結果、当行グループの不良債権及び与信関連費用が増加したり、保有している金融商品等において売却損や評価損が生じること等により、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

・環境・社会に配慮しない投融資等について

近年、気候変動などの環境課題及び社会課題の顕在化に伴い、国内外での法令及び規制等の対応が厳格化され、金融機関に対しては、資金提供者として、環境・社会のサステナビリティに一層配慮することが期待されています。かかる背景から、環境・社会課題に適切な対応を行わない事業への投融資や関連取引を経営リスクと捉えています。

当行グループにおいては、統合的なリスク管理のフレームワークにおいて、環境・社会課題等のサステナビリティに関するリスクを重要なリスクとして特定し、これらのリスクに対する予兆管理や対応力の強化を継続的に進めています。

しかしながら、ステークホルダーからの期待・目線は日増しに高まっており、当行グループの取り組み、リスク管理態勢の整備、それらの情報開示が期待から大きく乖離した場合等には、当行グループの競争力の低下及びレピュテーションの毀損等により、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(当行グループのサステナビリティについては、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え及び取組」も合わせてご覧ください。)

(8) その他

・リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うため、リスクについての基本的認識及びリスク管理の基本方針を、リスクマネジメントポリシーとして制定しております。このポリシーのもとで、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、法務・事務・システム等のオペレーショナル・リスク等、各種のリスクの内容に応じて特定の委員会を設置し、リスクを管理する体制を構築しております。

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続に則り、リスク管理の強化に注力しておりますが、急速な業務展開に伴い、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク並びに法令及び規制等に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要があります。そうした調整が充分に行われるまではこのようなポリシー及び手続は、効果が十分でない可能性があります。また、当

行が買収する可能性のある事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。これらの結果、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・当行の経営に対する政府の影響力について

当行の普通株式の保有者である政府（預金保険機構及び整理回収機構）は、当行の経営に影響力を有します。政府は、2023年3月末現在、合計で当行の普通株式を46,912,888株（当行の自己株式を除く発行済普通株式の約23.0%）を保有しています（預金保険機構保有分26,912,888株（当行の自己株式を除く発行済普通株式の約13.2%）、整理回収機構保有分20,000,000株（当行の自己株式を除く発行済普通株式の約9.8%））。

整理回収機構から公的資金を受けるときに、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられております。当行は、経営健全化計画の収益目標と実績値が大幅に乖離した場合には、金融庁より、業務改善命令を受けられる可能性があります。さらに、その際には業務改善命令に基づく業務改善計画を提出した後、その内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出いたしますが、同計画が達成されないときはさらなる行政処分を受けられる可能性があります。また、同計画については、中小企業に対する貸出に関する計画目標を達成できない場合等には、金融庁から業務改善命令を受け、業務改善計画の提出・履行等を求められる可能性があります。

当行及びSBIHDは、預金保険機構及び整理回収機構との間で、2023年5月12日付で「公的資金の取扱いに関する契約書」を締結し、公的資金の返済に関する今後の取扱い等について一定の合意をしております。（詳細は上記（2）をご参照ください。）

しかし、政府が当行の普通株式をいつまで保有するかは明らかではありません。政府がこれらの株式を保有する限り、当行が政府から公的資金の注入を受けている状態が継続します。

金融庁は、2005年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強行を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるようしておくよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。この考え方・判断基準は引き続き当行にも適用されることが、「公的資金の取扱いに関する契約書」（詳細は上記（2）をご参照ください。）において確認されています。

したがって、今後も、政府が当行経営に必要なに応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

・普通株式の配当に関する制約について

当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

かかる制約により、当該年度の当行の利益に照らして十分な配当が行われないおそれがあります。

なお、後述の本公開買付け及び本スクイーズアウト手続（詳細は下記（8）をご参照ください。）を経て、当行の株主は、SBI地銀ホールディングス株式会社、預金保険機構及び整理回収機構のみとなることが予定されています。

・当行による募集株式の発行・自己株式の処分による影響について

当行の取締役会は、通常は株主総会決議を経ずに、発行可能株式総数の範囲内で募集株式を発行することができます。

将来当行が新規に募集株式を発行し、または自己株式を処分した場合、株式が希薄化するおそれがあります。募集株式の発行等及びその可能性があることが、当行の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

なお、後述の本公開買付け及び本スクイーズアウト手続（詳細は下記（8）をご参照ください。）を経て、当行の株主は、SBI地銀ホールディングス株式会社、預金保険機構及び整理回収機構のみとなることが予定されており、その過程で当行株式は東京証券取引所スタンダード市場から上場廃止される予定です。

・当行の親会社について

SBIホールディングス株式会社（以下「SBIHD」という。）の完全子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社（以下「SBI地銀ホールディングス」という。）が、2021年9月10日から2021年12月10日までを公開買付け期間として行った当行の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）により、本公開買付けの決済の開始日である2021年12月17日をもって、SBI地銀ホールディングスは当行の普通株式56,922,199株を取得すると

もに、SBIHDはSBI地銀ホールディングスを通じて間接的に保有する部分を含め当行の議決権の47.77%（2021年9月30日現在の当行の発行済株式数及び自己株式の数を基準としています。）に相当する99,659,999株を保有することとなりました。これにより、SBIHDは当行の親会社かつ銀行主要株主に、SBI地銀ホールディングスは当行の銀行主要株主かつ筆頭株主となるとともに当行のその他の関係会社に、それぞれ該当することとなりました。

その後、当行の親会社であるSBIHDは、同社が所有する当行株式（42,737,700株）について、SBI地銀ホールディングスに2022年2月1日付で譲渡しました。

さらに、SBI地銀ホールディングスは2022年10月11日に銀行持株会社の認可を取得し、同年同月14日から21日までの間に当行株式を2,500,000株追加取得し、当行の議決権の50.04%（2022年9月30日現在の当行の発行済株式数および自己株式の数を基準としています。）に相当する102,159,999株を保有するに至り、2022年10月21日付で当行を子会社とする銀行持株会社となりました。

SBI地銀ホールディングスは、当行の親会社であり銀行持株会社であり、また、SBIHDはSBI地銀ホールディングスの完全親会社であることから当行の親会社であり銀行主要株主であります。

これまで、当行では取締役、銀行主要株主等関連当事者との間の利益相反取引について社内規程を制定し、適切な管理を行う体制となっておりましたが、SBIHDグループとの間の重要な取引の決定に際しては、当該取引が当行の少数株主にとって不利益をもたらさないかについて、より慎重な管理体制を構築するため、独立社外取締役全員で構成される「親法人取引諮問委員会」を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで、利益相反管理体制に遺漏無きことを期してまいります。

・当行の親会社による公開買付け及びスクイズアウトについて

SBI地銀ホールディングスは、2023年5月15日から同年6月23日までを公開買付期間として、当行株式の全て（但し、当行が保有する自己株式、並びに預金保険機構及び整理回収機構が保有する当行株式を除きます。以下同じです。）を取得することにより、当行の株主をSBI地銀ホールディングス、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を目的とした、当行株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）を開始するとともに、本公開買付けの結果当行株式の全てを取得するに至らなかった場合は、当行の株主をSBI地銀ホールディングス、預金保険機構及び整理回収機構のみとするための、当行株式に関する株式併合を含む一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」という。）を実施する予定であると公表しています。本公開買付け及び本スクイズアウト手続の過程で当行株式は東京証券取引所スタンダード市場から上場廃止となり、当行の株主はSBI地銀ホールディングス、預金保険機構及び整理回収機構のみとなることが予定されています。

当行取締役会は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当行の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。

本公開買付けは予定どおり2023年6月23日をもって終了し、7,547,389株の応募があったとのことです。応募株式に関する決済が完了すると、SBI地銀ホールディングスは合計109,707,388株（議決権割合53.73%（2023年3月31日現在の当行の発行済株式数および自己株式の数を基準としています。））の当行株式を保有することとなります。また、SBI地銀ホールディングスは本公開買付けによって当行株式の全てを取得するには至らなかったため、今後本スクイズアウト手続の実施が予定されます。具体的な日程は本書提出時点で未定ですが、本スクイズアウト手続の過程で、一定の予告期間を経て当行株式は東京証券取引所スタンダード市場から上場廃止となる予定です。上場廃止されると、当行株式を東京証券取引所スタンダード市場で取引することはできなくなります。株主の皆様が本公開買付けに応募せず、上場廃止までに売却もしなかった当行株式については、本スクイズアウト手続を経て、本公開買付けの買付価格と実質的に同一の単価で金銭交付がなされる予定です。

重要なリスク

SBI新生銀行グループでは、経営上重大な影響を及ぼす可能性の高いリスクを「重要なリスク」（トップリスク）とし、定量化が困難な非財務リスクも含めて、グループリスクポリシー委員会等での議論を踏まえて選定しています。現在、長期金利の上昇や地政学リスクの発現を端緒とした与信関連費用の増加及び保有有価証券の価値下落のほか、人材リスクの顕在化、ITリスクなどを重要なリスクとして選定しています。これらの重要なリスクに対しては、予兆管理の高度化や対応力の強化を重点的に取り組んでいます。

2023年3月現在、以下を重要なリスクとして選定しております。

リスクシナリオ	内容・影響
1. 与信関連費用の増加	長期金利の上昇や地政学リスクの発現、大規模自然災害・パンデミックの発生を端緒とした世界的な景気後退や不動産担保価格の下落に伴う、与信関連費用の増加。 大口投融資先や与信集中業種の信用力悪化に伴う、与信関連費用の増加。
2. 金利上昇リスク	各国中央銀行の金融政策の変更や更なる政策金利の引上げを端緒とした金利上昇に伴う、保有有価証券の価値下落及び調達コストの増加。
3. 外貨流動性に関するリスク	地政学リスクの発現や大規模自然災害・パンデミックの発生を端緒とした金融市場の混乱に伴う、外貨流動性の低下及び外貨調達コストの増加。
4. 人材リスクの顕在化 (新規採用の困難化・退職者の増加)	人材獲得競争の激化を背景とする新卒・中途採用の困難化に起因した、戦略分野及び基幹分野における競争力の低下。 人材流動化の加速を背景とする中堅・ベテラン層の退職者の増加に起因した、内部管理上の問題の顕在化及び業務運営上の制約の強まり。
5. ITリスク (サイバー攻撃・システム障害)	サイバー攻撃による顧客情報の流出・決済機能等の停止や、サイバー金融犯罪による不正利用・不正送金の発生に伴う、直接的な損失の発生及び評判の悪化。 システム障害の発生による顧客情報の流出や決済機能等の停止に伴う、直接的な損失の発生及び評判の悪化。
6. 法令違反や役職員等による不適切な行為	役職員等による法令違反や社会的規範から逸脱した不適切な行為・不作為に起因した、直接的な損失の発生及び評判の悪化。 マネー・ロンダリングやテロ資金供与対策等の不備に起因した、行政処分及び直接的な損失、評判の悪化。
7. 海外事業推進に関するリスク	海外事業の企画・推進・管理に必要な専門人材の不足に伴う、競争力の低下。 海外における法制度・取引慣行等の相違や事前調査の制約に伴う、想定外の事象に対する対応費用・課徴金等の発生及び与信関連費用の増加。
8. 環境問題や社会問題への対応に関するリスク	環境問題（気候関連問題を含む）や社会問題への対応に関する法規制等の厳格化。 当行グループの環境・社会問題への対応が不十分と看做されることに起因した、競争力の低下及び評判の悪化。 環境・社会問題に対する対応が不十分な投融資先の業況悪化に伴う、与信関連費用の増加。

なお、「事業等のリスク」は、重要なリスクも踏まえて選定しています。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

〔金融経済環境〕

当連結会計年度における世界経済は、世界的な物価上昇圧力の高まりや、高進する物価を抑制するための急速な金融引き締め進展等により、成長ペースが鈍化したとみられます。日本経済は、物価上昇が消費の回復の重石となった一方で、インバウンド需要の回復や、社会・経済活動の正常化に向けた動きが進展したこと等により、緩やかな成長が続いたとみられます。

米連邦準備制度理事会（FRB）は、2022年3月に利上げを開始して以降、政策金利を急速なペースで引き上げました。2023年3月の米連邦公開市場委員会（FOMC）では、米国銀行の経営破綻に伴う不確実性の高まりのもとでも、0.25%の利上げを継続し、フェデラルファンド金利の誘導目標は4.75%～5.00%となりました。一方、日本銀行は、大規模な金融緩和政策を維持していましたが、2022年12月の金融政策決定会合において、長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の運用見直しを決定し、長期金利（10年国債利回り）の変動幅を、従来の±0.25%程度から±0.5%程度に拡大しました。

金融市場を概観しますと、債券市場では、2022年3月末時点で2.3%程度であった米国の長期金利（10年債利回り）は、米国内の根強いインフレの抑制に向けて、FRBが急速な金融引き締めを進めるもと、2022年10月にかけては上昇基調で推移し、一時4.2%を上回りました。その後は、米国の雇用・物価情勢や米欧の金融システム不安の台頭、それを受けた金融政策の先行きに対する見方の変化に伴って、米国の長期金利は上下に変動し、2023年3月末には3.5%程度となりました。一方、国内の長期金利は、0.25%程度を上限とした推移が続きましたが、2022年12月の日本銀行の長短金利操作の運用見直しを受けて、0.5%程度まで上昇しました。2023年3月には、米欧の金融システム不安の台頭により、国内の長期金利も低下し、2023年3月末には0.3%台となりました。

為替市場では、対米ドルの円相場は、FRBによる政策金利の大幅な引き上げ等を背景に、急速な円安・米ドル高が進行し、2022年10月には一時150円超となりました。その後は、米国の長期金利低下や日本銀行による長短金利操作の運用見直し等を背景に、円高・米ドル安基調に転じ、2023年以降、円は一時120円台まで増価しました。2023年3月にかけては、やや円安・米ドル高方向に戻り、2023年3月末には133円台（2022年3月末比約11円の円安・米ドル高）となりました。対ユーロでは、欧州経済の悪化懸念がユーロ安要因となったものの、欧州中央銀行による大幅な利上げの実施や、金融引き締めの長期化観測がユーロ高要因となり、概ね円安・ユーロ高方向の推移となりました。ユーロ・円は2023年3月末には144円台（同比約9円の円安・ユーロ高）となりました。

株式市場では、世界的な金融引き締めに伴い、米国を中心に概ね弱含みで推移しましたが、日本の株式相場は、企業業績の改善等もあり、一進一退ながら底堅く推移しました。

〔事業の経過及び成果〕

SBI新生銀行グループは、2022年度から2024年度を対象期間とする中期経営計画「SBI新生銀行グループの中期ビジョン」を策定しており、以下3つの基本戦略を掲げております。

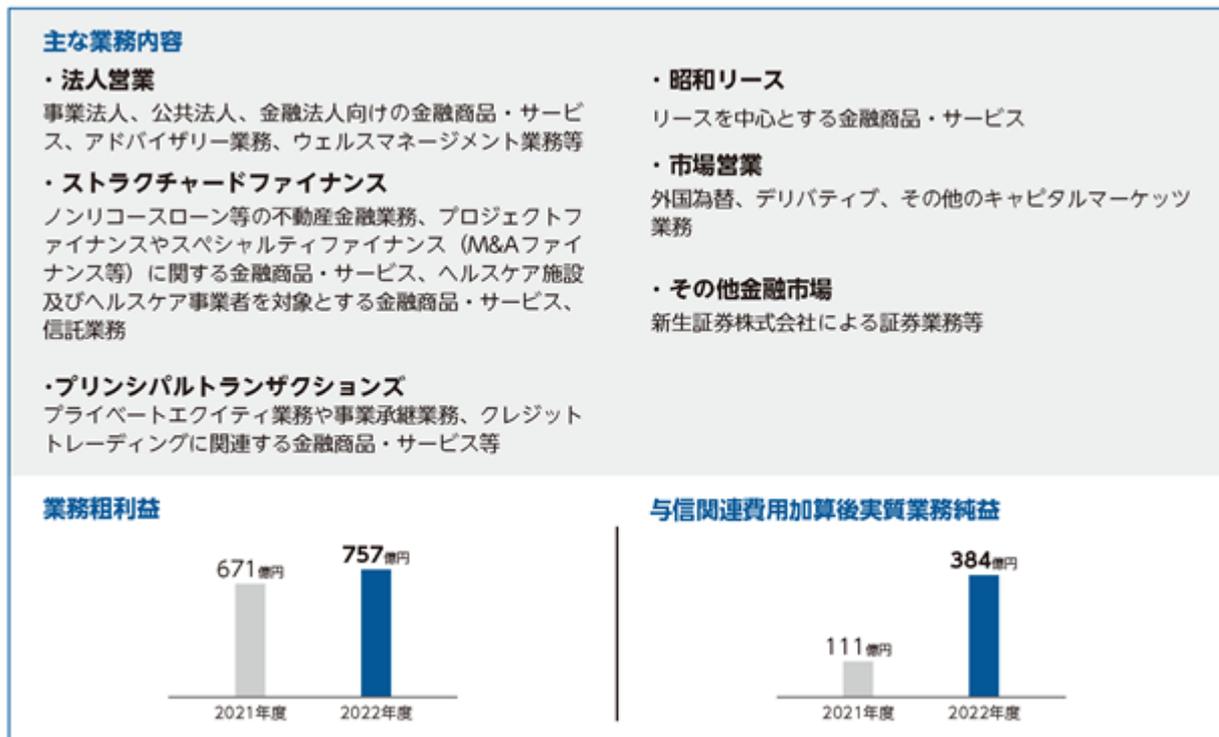
基本戦略1：グループ内外の価値共創の追求

基本戦略2：強みの深化とフルラインナップ化

基本戦略3：事業を通じたサステナビリティの実現

中期経営計画の初年度における各ビジネス分野の取り組み状況は以下のとおりです。

(法人業務)



《個別戦略》

法人ビジネスは、次の4点の目標を実現するため、事業法人向け、機関投資家向け、金融法人向けに以下に掲げる取り組みを実行しております。中期ビジョンの初年度となる当年度は、法人ビジネス全体において経営トップをはじめ役員職員による営業活動量を大幅に増加させております。

- ・ 顧客中心主義の徹底による顧客基盤の拡大
- ・ SBIグループとの連携によるフルラインナップの商品提供
- ・ 機関投資家向けビジネスにおける強みの一層の強化
- ・ 地域金融機関のプラットフォームとして地域経済・企業の活性化に貢献

1. 事業法人向けビジネス

経営陣が主導する積極的な営業をはじめとした、顧客接点の増大による新規顧客の開拓と既往先との取引深耕により、営業資産および収益は大きく拡大いたしました。

SBIグループとの連携を強化し、ベンチャー企業及びその企業オーナーのお客さまに対するファイナンスに注力しております。この分野は特にSBIグループとのシナジー効果が望める分野と考えており、引き続き連携を深化・加速して相互のお客さまの紹介や良質な顧客基盤の拡大につなげてまいります。

また、お客さまが成長ステージにおいて抱える様々な経営課題の解決のため、SBIグループと一体となって最適なソリューションの提供に取り組んでおります。SBIグループの出資先に対して当行がローンを実行する等のグループ一体となった支援が複数実現しております。

ビジネス活動を通じたサステナビリティを実現するべく、様々なタイプのサステナブルファイナンスに取り組んでおります。当年度には、法人ビジネス全体で従来から取り組んでいるグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローンに加えて、新たにトランジション・リンク・ローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンスも案件が成約しており、合計で4,513億円のファイナンスを実行いたしました（お客さまのフレームワークに準拠したファイナンスを含む）。引き続き、脱炭素に向けたプロセスとして注目の高まっているトランジションファイナンスについては、営業部内に設置した専門部署が中心となって取り組みを加速させてまいります。

2. 機関投資家向けビジネス

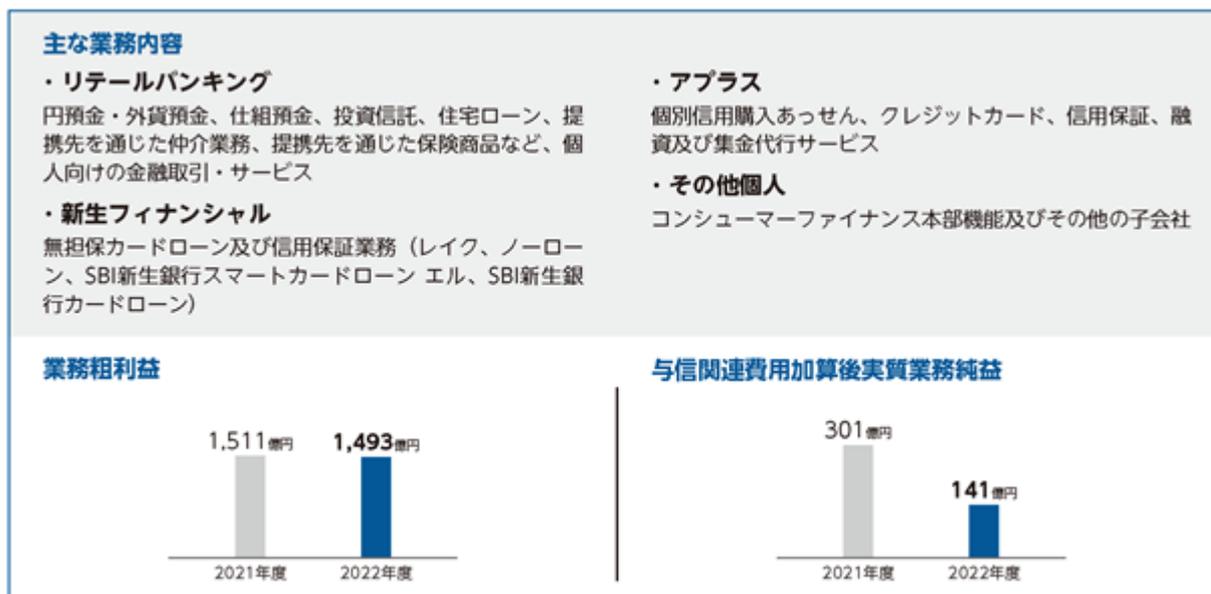
再生可能エネルギー領域を中心とするプロジェクトファイナンスへの取組みを引き続き強化しており、従来の太陽光発電プロジェクトに加えて、陸上風力やバイオマス発電についても注力しております。ファイナンスの組成に際しては地元金融機関の他、多くの地域金融機関との協働を推進することで、機関投資家向けビジネスの拡大および金融分野における地域経済の活性化への貢献を進めております。また、地方創生の視点も踏まえ、グリーン（再生可能エネルギー）、ソーシャル（ヘルスケア等）の両面において地域金融機関と連携してのサステナブルファイナンスの提供にも取り組んでおります。SBIグループとの連携による投融資機会の拡大も推進しており、当年度にはLB0ファイナンスの分野において複数のLP（リミテッド・パートナー）出資へのコミットを行っており、出資を契機としたSBIグループと共同での投融資機会についても追求してまいります。

3. 金融法人向けビジネス

地域金融機関のプラットフォームを目指し、当行グループの強みであるストラクチャードファイナンス、サステナブルファイナンス、ローンシンジケーション等の積極的な推進を通じて、地域金融機関との連携を強化しております。連携の効果として新たに複数の融資協調案件が成約・実行されている他、ストラクチャードファイナンス分野でのトレーニー受入等を通じて相互のノウハウを共有し、連携の深化に向けて案件協調を活性化しております。また、SBIグループとの協業を通じて、当行グループのみならずSBIグループも含めた機能提供に関する協議を進めております。

地域金融機関が抱える経営課題へのソリューション提供、商品性の高度化のサポートの一つとして、当行グループのプラスが提供する金融プラットフォーム機能「BANKIT®（バンキット）」、同じく新生フィナンシャルによる信用保証提携を推進し、複数の地域金融機関において導入決定に至っております。引き続き、地域金融機関、SBIグループ、当行グループが三位一体となって地方創生の具現化を推進する「トライアングル戦略」構想に基づき、これらの投融資における連携、グループ機能提供等においてより一層の協業を推進してまいります。

（個人業務）



《個別戦略》

個人ビジネスは、個別戦略として「顧客中心主義の徹底による、顧客の立場に立ったサービスの提供」「SBIグループとの連携によるフルラインナップの商品提供」「テクノロジーの活用による顧客利便性の高いサービスの提供」の3つを掲げており、以下に掲げる取り組みを実行しております。

1. 小口ファイナンス

小口ファイナンスは、子会社である新生フィナンシャル、アプラスを中心としてビジネスを推進しております。

新生フィナンシャルを中心として提供する無担保ローンは、SBIグループの顧客基盤の活用、UI/UXの改善、ブランド認知の強化による無担保ローン顧客拡大、地域金融機関への信用保証事業の拡大、および事業法人との連携強化に取り組んでおります。主力商品である「レイクALSA」についてはブランド名を「レイク」に変更するとともにブランドロゴを刷新し、Webサイトや公式アプリ「レイクアプリ」についてもデザインの刷新や新機能の追加など、リニューアルを実施しました。また、プロゲーミングチーム「SBI e-Sports」を運営するSBI e-Sports株式会社との提携や新タレントの起用によるクリエイティブの刷新など、SBIグループとしてのシナジーの追求やブランドの認知強化に向けた取り組みを実施しました。地域金融機関との連携については、既存の提携先との連携を強化したほか、SBIグループが持つネットワークを活用した新たな地域金融機関との連携に向けて取り組んでおります。

アプラスにおいては、ショッピングクレジット、クレジットカード、ペイメントなどを提供しており、グループ機能・提携先を有効活用したクレジットカードの会員獲得、ショッピングクレジット顧客の拡大に取り組んでおります。新たな提携先とのショッピングクレジットの提供やクレジットカードの発行のほか、株式会社SBI証券と連携し、アプラスが発行する所定のクレジットカードを使って投資信託の積み立てができる「クレカ積立」のサービスも開始しました。また、ネオバンク・プラットフォーム「BANKIT@」においては、サービスを強化するため、これまでの「エンベデッド・プラン」に加えて新たに「ホワイトラベル・プラン」の提供を開始し、お客さまがBANKIT@をより低コスト・短期でご利用できる環境を整えました。さらに、顧客基盤の拡大や新たな事業展開による成長を目指して、関西電力グループでリフォームローンなどを手掛けてきた株式会社クリアパスの株式を取得し子会社としました。

2. リテールバンキング

リテールバンキングは、SBIグループ内/当行グループ内での相互送客による規模（口座数、預金量）の拡大、SBIグループとの連携による商品ラインナップの拡充、リアルチャネルの最適化（SBIグループとの共同店舗他）とネットチャネル（アプリなど）の高度化による顧客満足度の向上に取り組んでおります。また、アプラス、新生フィナンシャルなどの当行グループ各社、SBIグループ各社、さらには外部との価値共創を推進しております。

当行は、マネックス証券株式会社との金融商品仲介業務、株式会社SBI証券との金融商品仲介業務及び銀行代理業のサービスを提供し、お客さまが当行のWebサイトや店舗でマネックス証券株式会社もしくは株式会社SBI証券の証券総合口座を開設することで、各社が取り扱うさまざまな金融商品・サービスの利用を可能としました。また、株式・投資信託・保険・住宅ローンなどの多種多様な金融商品と専門的なアドバイスをワンストップで提供するSBIマネープラザ株式会社と共同店舗「SBI新生銀行マネープラザ」を池袋、梅田、銀座に開設し、当行とSBIマネープラザ株式会社が協働して行う対面コンサルティング営業による質の高いアドバイスを通じて、株式会社SBI証券が提供する多様な金融商品・サービスの利用を可能としました。その他にも、口座をお持ちのお客さま向け優遇サービス「ステップアッププログラム」のリニューアルや定期預金金利の大幅な引き上げ、ATM手数料の全面無料化、SBI新生銀行アプリのリニューアルなど、お客さまの利便性と満足度の向上に資する取組みを通じて、口座数や預金量を大きく拡大しました。

3. 住関連ローン

住関連ローンは、競争力のある商品提供による顧客基盤の拡大、SBIグループとの連携によるオペレーション効率化に取り組んでおります。また、当行グループ各社、SBIグループ各社および外部との相互送客、他社比競争力のある商品設計、債権管理や業務運営のノウハウをグループ内で共有することによる効率的かつ効果的な業務フローやサービスの向上を目指しております。

当行の住宅ローンは、これまででも事務取扱手数料定額型の商品や保証料が原則不要といったサービス等を提供しておりますが、昨今の海外各国の政策金利の利上げ、円安の進行、それらを背景とした物価高など環境の変化によって、毎月の生活費を少しでも抑えたいというお客さまのニーズの高まりにお応えするため、新規借入や借換のお客さまを対象として金利・事務手数料優遇キャンペーンを実施しました。また、新たにSBIマネープラザ株式会社への銀行代理業の委託を開始するなど、お客さまのさまざまなニーズにお応えするべく、商品・サービスを拡充しました。

(海外業務)

《個別戦略》

海外ビジネスは、個別戦略として「アジア・パシフィック等の地域において、フィンテックを駆使した金融サービスの提供により、ノンバンクに強みを有する銀行グループとしての存在感を確立」「SBIグループとの連携により、ノンオーガニックの成長機会を拡大し、海外ビジネスをSBI新生銀行グループの主要ビジネスの一つにする」の2つを掲げております。

当年度はニュージーランド所在のUDC Finance Limitedの業績が堅調に推移したほか、同社が現地のディーラーグループのファイナンス事業を買収するなど、収益基盤の強化も図っております。また新たな事業基盤拡大を獲得すべく、SBIグループ及びその出資先等の組織的能力を活用する等連携も進め、成長著しいアジア・パシフィック地域を主なターゲットとして、小口ファイナンスビジネスを中心に企業買収や事業機会の発掘に引き続き取り組んでおります。また、海外人材育成のため、海外出資先やSBIグループへの若手トレーニーや出向者派遣、新生フィナンシャルなど国内子会社との人材交流等を推進しております。

(財務基盤)

当連結会計年度末には、バーゼル（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は10.24%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行では、中期ビジョン（2024年度末に目指す姿）の一つとして、「公的資金返済に向けた道筋を示す」という目標を掲げております。その実現のため、中期ビジョンでは株主還元方針について、「事業戦略の実践による収益力の向上を最優先する」としております。また、2023年3月30日には、当行株式の希薄化懸念の低減および流通株式比率向上のために、保有する自己株式54百万株の消却を実施しております。

今後の株主還元政策については、収益動向等の経営成績やその将来の見通し、安全性や内部留保とのバランス、各種規制等に留意して運営してまいります。

(業績)

以上のような事業経過のもと、当連結会計年度において、経常収益は4,218億円（前連結会計年度比485億円増加）、経常費用は3,697億円（同比246億円増加）、経常利益は521億円（同比238億円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は427億円（同比223億円増加）となりました。

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

連結損益の状況

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	2,175	2,402	227
資金利益	1,256	1,387	130
非資金利益	918	1,015	96
経費	1,554	1,616	62
実質業務純益	621	786	164
与信関連費用	311	220	90
与信関連費用加算後実質業務純益	310	565	255
のれん・無形資産償却額	32	35	2
その他利益	7	12	19
税金等調整前当期純利益	284	517	232
法人税等合計	81	90	8
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	203	427	223

(注) 1. 上記の区分表記は経営管理上のものであり、基本的に単体(経営健全化ベース)と同様の基準で作成しておりますが、開示の適切性の観点から必要な組み替えを行っております。

2. 連結損益計算書においては、のれん償却額及び無形資産償却額は経費の中に含まれております。

3. 与信関連費用加算後実質業務純益(セグメント利益の合計) = 業務粗利益 - 経費 - 与信関連費用

上表にある非資金利益は、役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益から構成されています。

役務取引等利益は、主に、不動産ファイナンスやプロジェクトファイナンスなどの貸出業務にかかる手数料収益、リテールバンキング業務での投資信託や保険商品の販売などにかかる手数料収益、コンシューマーファイナンス業務での保証業務関連収益、ペイメント業務にかかる手数料収益などにより構成されます。

特定取引利益は、お客さまとの取引に伴うデリバティブ収益のほか、当行の自己勘定で実行された取引からの収益で構成されます。

その他業務利益は、リース収益・割賦収益、金銭の信託運用損益、トレジャリー業務による有価証券売却損益などにより構成されます。

1. 経営成績の分析

当行グループの当連結会計年度の業績は、SBIグループとの連携強化と顧客基盤の拡大などを通じ、預金量は9.9兆円、営業性資産は10.3兆円、また、親会社株主に帰属する当期純利益は427億円となり、収益力の強化が着実に進展しております。預金量と営業性資産については、中期経営計画の2024年度目標を達成しました。

今後も、財務目標の達成に向け、SBIグループとのシナジー創出施策の深化や各ビジネスにおける営業性資産の伸長と機動的なアセットコントロールなどにより、顧客基盤および財務基盤の「量」と「質」を両立させ、更なる収益力の強化を目指してまいります。

< 中期経営計画の財務目標に対する達成状況 >

財務目標（連結）			2021年度	2022年度
顧客基盤	顧客数 （SBI新生銀行リテール口座数）	380万	305万	316万
財務基盤	預金量（注）1 （リテールおよび法人）	8.0兆円	6.3兆円	9.9兆円
	営業性資産（注）1、2 （市場性運用を含む）	10.0兆円	8.1兆円	10.3兆円
収益力	連結純利益 （SBI新生銀行株主帰属）	700億円	203億円	427億円
健全性	CET1比率（注）3	10%以上を目途とする	11.6%	10.0%

（注）1. 「預金量」および「営業性資産」に記載の金額は、0.1兆円未満を切捨て表示しています。

2. 「営業性資産」は貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返、割賦売掛金等の残高の合計です。

3. 「CET1比率」は普通株式等Tier 1比率（パーゼル 国際基準 / 完全施行ベース）です。

当連結会計年度における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

(1) 業務粗利益

資金利益については、貸出残高増加に伴う利息収入や、トレジャリーにおける配当収益の増加等により、前連結会計年度に比べて増加しました。

非資金利益（役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益等の合計）については、融資手数料の増加や法人業務でのデリバティブ関連収益の増加に加えて、アプラスでのショッピングクレジットの取り扱いの増加等により、前連結会計年度に比べて増加しました。

業務粗利益

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	2,175	2,402	227
資金利益	1,256	1,387	130
非資金利益	918	1,015	96
役務取引等利益	340	391	50
特定取引利益	66	37	28
その他業務利益	512	585	73
うちリース収益・割賦収益	499	543	43

(2) 経費

経費については、広告費等の営業推進にかかる費用の増加、商号変更やSBIグループとのシナジー創出に向けた費用の発生等により、前連結会計年度に比べ増加しました。

経費

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
経費	1,554	1,616	62
人件費	625	646	20
物件費	928	970	41

(注) 経費は、財務会計上の営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用は、財務会計上の人件費に含まれる退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用等により構成されております。

(3) 与信関連費用

与信関連費用については、法人業務での大口案件の回収等により、前連結会計年度に比べて減少しました。

与信関連費用

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
与信関連費用	311	220	90
貸出金償却・債権処分損	27	11	16
貸倒引当金繰入額	372	305	66
一般貸倒引当金繰入額	199	245	45
個別貸倒引当金繰入額	172	60	111
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-	-
リース原価に含まれる不良債権処理額	2	1	0
償却債権取立益()	91	98	6

(4) その他利益及び法人税等合計

その他利益については、前連結会計年度に比べて減少し、法人税等合計は、前連結会計年度に比べて増加しました。

その他利益及び法人税等合計

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
その他利益	7	12	19
うち利息返還損失引当金繰入額 (戻入益)	11	11	0
うち特別損益	1	3	5
法人税等合計	81	90	8

(5) セグメント別の業績

(法人業務)

業務粗利益は、貸出残高増加に伴う利息収入の増加に加えて、法人営業やストラクチャードファイナンスでの融資手数料の増加や、デリバティブ関連収益の増加等もあり、前連結会計年度に比べて増加しました。与信関連費用は、主にストラクチャードファイナンスで大口案件の貸倒引当金繰入が生じず、貸倒引当金戻入益の計上があったことから、前連結会計年度に比べて減少しました。その結果、セグメント利益は前連結会計年度に比べて増加しました。

(個人業務)

「リテールバンキング」

セグメント損益は、預金利息の増加や、資産運用商品の販売関連収益の減少等により、前連結会計年度に比べて減少となりました。

「コンシューマーファイナンス」

業務粗利益は、レイク事業の利回り低下による利息収入の減少等があったものの、アブラスのショッピングクレジットの取り扱いの増加等により、前連結会計年度に比べてほぼ横ばいとなりました。与信関連費用は、無担保カードローン事業において、前連結会計年度は新型コロナウイルス感染症関連の給付金による償却減少があった一方で、当連結会計年度は貸出残高の増加やカードローン市場の信用状況の悪化がみられたこと、及びアブラスにおいて、営業債権残高が増加したこと等により、前連結会計年度に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前連結会計年度に比べて減少しました。

(海外事業/トレジャリー/その他)

業務粗利益は、市場性運用業務での配当収益の増加や、前連結会計年度に計上した国債等債券売却損の反動等により、前連結会計年度に比べて増加しました。与信関連費用は、前連結会計年度に計上した貸倒引当金戻入益の反動等があり、前連結会計年度に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前連結会計年度に比べて増加しました。

セグメント別の業績

	前連結会計年度 (億円)		当連結会計年度 (億円)		増減 (億円)	
	業務粗利益	セグメント利益	業務粗利益	セグメント利益	業務粗利益	セグメント利益
法人業務	671	111	757	384	86	273
個人業務	1,511	301	1,493	141	18	160
リテールバンキング	258	19	238	28	19	48
コンシューマーファイナンス	1,253	282	1,254	169	1	112
海外事業/トレジャリー/その他	7	103	151	39	158	143
合計	2,175	310	2,402	565	227	255

詳細は、「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」(セグメント情報等)をご覧ください。

2. 財政状態の分析

当連結会計年度末において、総資産は13兆6,948億円（前連結会計年度末比3兆3,833億円増加）となりました。主要な勘定残高の推移は、以下のとおりであります。

主要勘定残高

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	103,114	136,948	33,833
うち有価証券	6,746	15,727	8,981
うち貸出金	52,418	68,888	16,469
うちのれん・無形資産	148	148	0
うち繰延税金資産	107	95	11
うち支払承諾見返	5,847	8,427	2,580
うち貸倒引当金	1,194	1,184	10
負債の部合計	93,871	127,283	33,411
うち預金・譲渡性預金	63,980	99,822	35,842
うち借入金	9,784	6,070	3,713
うち社債	3,801	3,670	130
うち支払承諾	5,847	8,427	2,580
純資産の部合計	9,243	9,665	421

(1) 貸出金

貸出金は、法人向け貸出残高の増加を主因に、全体では6兆8,888億円（前連結会計年度末比1兆6,469億円増加）となりました。

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	4,791,670	100.00	6,460,879	100.00
製造業	207,088	4.32	338,845	5.24
農業，林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業，採石業，砂利採取業	397	0.01	305	0.00
建設業	13,881	0.29	20,190	0.31
電気・ガス・熱供給・水道業	397,271	8.29	497,807	7.71
情報通信業	48,614	1.02	53,935	0.84
運輸業，郵便業	170,524	3.56	215,219	3.33
卸売業，小売業	95,612	2.00	138,929	2.15
金融業，保険業	465,450	9.71	1,132,241	17.52
不動産業	702,177	14.65	820,269	12.70
各種サービス業	388,278	8.10	515,546	7.98
地方公共団体	52,316	1.09	259,474	4.02
その他	2,250,057	46.96	2,468,115	38.20
海外及び特別国際金融取引勘定分	450,147	100.00	427,923	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	22,823	5.07	15,587	3.64
その他	427,323	94.93	412,336	96.36
合計	5,241,817	-	6,888,803	-

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

貸出金の残存期間別残高（単体）

	前事業年度 （億円）	当事業年度 （億円）	増減 （億円）
貸出金合計	52,796	72,556	19,759
1年以下	13,186	22,411	9,225
1年超3年以下	8,560	11,212	2,652
3年超5年以下	8,100	9,626	1,526
5年超7年以下	4,096	6,683	2,586
7年超	16,832	20,715	3,883
期間の定めのないもの	2,020	1,906	114
うち固定金利			
1年以下			
1年超3年以下	291	875	583
3年超5年以下	408	385	22
5年超7年以下	275	854	579
7年超	7,192	6,567	625
期間の定めのないもの	1,935	1,800	134
うち変動金利			
1年以下			
1年超3年以下	8,268	10,337	2,068
3年超5年以下	7,692	9,240	1,548
5年超7年以下	3,821	5,829	2,007
7年超	9,639	14,148	4,509
期間の定めのないもの	85	105	20

（注）残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。

資産の査定

不良債権については、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当事業年度末は215億円（前事業年度末は361億円）、不良債権比率は0.28%（前事業年度末は0.66%）となり、引き続き低水準を維持しております。

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

銀行法及び金融再生法の開示基準に基づく債権（連結）

債権の区分	2022年3月31日	2023年3月31日	増減
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	241	249	8
危険債権	445	251	194
要管理債権	632	719	86
うち、三月以上延滞債権	11	6	4
うち、貸出条件緩和債権	622	713	91
合計（A）	1,319	1,220	98
正常債権	58,194	77,538	19,344
総与信残高（未残）	59,512	78,758	19,245
総与信残高比（%）	2.21	1.54	0.66
貸倒引当金（B）	1,194	1,184	10
引当率（B / A × 100）（%）	90.61	97.10	6.49

（注）連結貸借対照表の「割賦売掛金」のうち、2022年3月末現在で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は49億円、危険債権額は15億円、要管理債権額は34億円、2023年3月末現在で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は56億円、危険債権額は14億円、要管理債権額は37億円。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

銀行法及び金融再生法の開示基準に基づく債権（単体）

債権の区分	2022年3月31日	2023年3月31日	増減
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	16	15	1
危険債権	302	123	178
要管理債権	43	78	34
うち、三月以上延滞債権	7	4	3
うち、貸出条件緩和債権	36	74	38
合計（A）	361	215	145
正常債権	53,518	75,705	22,186
（参考）要注意債権以下	1,337	1,693	356
総与信残高（未残）	53,878	75,920	22,041
総与信残高比（%）	0.66	0.28	0.38
保全額（B）	317	139	177
貸倒引当金	148	70	78
担保保証等	168	69	99
保全率（B / A × 100）（%）	87.80	64.58	23.22

なお、正常先を含めた債務者区分毎の引当率は以下のとおりであります。

	前事業年度 （%）	当事業年度 （%）	増減 （%）
実質破綻・破綻先（無担保部分）	100.00	100.00	-
破綻懸念先（無担保部分）	84.28	58.59	25.69
要管理先（無担保部分）	35.14	29.43	5.71
その他要注意先（債権額）	5.34	3.02	2.32
（無担保部分）	20.97	17.49	3.48
正常先（債権額）	0.30	0.22	0.08

(2) 有価証券

有価証券は1兆5,727億円（前連結会計年度末比8,981億円増加）となりました。

有価証券

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
株式	292	448	155
債券	3,607	8,188	4,581
国債	2,134	6,622	4,487
地方債	21	21	0
社債	1,450	1,543	93
その他	2,846	7,091	4,245
合計	6,746	15,727	8,981

また、「その他有価証券」で時価をもって貸借対照表価額とするものの評価差額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 評価差額(億円)	当連結会計年度 評価差額(億円)
株式	36	54
債券	26	26
国債	1	4
地方債	0	0
社債	24	21
その他(注)1	104	228
合計	94	201

(注) 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

2. 上記評価差額のほか、投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等の金額を加えた後、実効税率や非支配株主持分相当額等を勘案後の金額(2022年3月末 116億円、2023年3月末 208億円)を、連結貸借対照表の純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。

(3) のれん・無形資産

昭和リース、UDC Finance、新生パーソナルローン及びその他連結子会社の取得時、並びに各社における事業譲受時の全面時価評価法の適用により、各社及び対象事業の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末（2023年3月末）現在で、以下のとおりのれん及び無形資産を連結貸借対照表に計上しております。

	償却方法・期間	2023年3月末残高 (億円)	2022年度償却額 (億円)
昭和リース			
のれん	定額法（20年）	42	21
	定額法（4年）	-	0
無形資産			
商権価値（顧客関係）	級数法（20年）	0	0
契約価値（サブリース契約関係）	定額法（契約残存年数による）	0	0
UDC Finance			
のれん	定額法（10年）	45	5
無形資産			
商標価値	定額法（20年）	14	0
商権価値（顧客関係）	定額法（9年）	5	0
新生パーソナルローン			
負ののれん（ ）	定額法（20年）	16	3
その他			
のれん	定額法（5年から11年）	35	6
無形資産			
商権価値（顧客関係）	定額法（8年から13年）	20	1
合計			
のれん（負ののれん相殺後）		107	30
無形資産		40	4

(4) 繰延税金資産

繰延税金資産は95億円（前連結会計年度末比11億円減少）となりました。税効果会計に基づく繰延税金資産の計上については、引き続き1年分の収益計画に基づき算出しております。

(5) 支払承諾見返、支払承諾

主として、アプラスの信用保証業に係る保証残高や当行の債務保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾・同見返に計上しているものであり、前連結会計年度末比2,580億円増となりました。

(6) 預金・譲渡性預金

預金・譲渡性預金は9兆9,822億円（前連結会計年度末比3兆5,842億円増加）となりました。

預金・譲渡性預金期末残高

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
預金	57,710	78,534	20,824
流動性預金	28,242	33,037	4,794
定期性預金	24,509	37,583	13,073
その他	4,958	7,914	2,955
譲渡性預金	6,270	21,288	15,018
預金および譲渡性預金合計	63,980	99,822	35,842

(注) 「流動性預金」=通知預金+普通預金+当座預金、「定期性預金」=定期預金

なお、定期預金（除く、非居住者円預金・外貨預金）の残存期間別残高は以下のとおりであります。

定期預金の残存期間別残高

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
定期預金合計	24,509	37,583	13,073
3カ月未満	14,120	16,159	2,038
3カ月以上6カ月未満	1,622	5,958	4,335
6カ月以上1年未満	2,584	9,873	7,288
1年以上2年未満	2,121	1,409	712
2年以上3年未満	765	1,487	721
3年以上	3,295	2,695	599

(注) 「3カ月未満」には、期間が到来したものの払い出しがなされていない定期預金を含みます。

(7) 社債、借入金

社債は、3,670億円（前連結会計年度末比130億円減少）となりました。借入金は、当行、アプラス及び昭和リース等の当行子会社の、当行以外の第三者からの借入金が含まれており、前連結会計年度末比3,713億円減となりました。

(8) 純資産の部

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、9,665億円（前連結会計年度末比421億円増加）となりました。

3. キャッシュ・フローの状況の分析、資本の財源及び資金の流動性

当連結会計年度における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び譲渡性預金の増加による収入等と、貸出金の増加による支出等により1兆3,069億円の収入（前連結会計年度は4,706億円の支出）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券等の取得による支出が、売却・償還による収入を上回ったこと等により9,555億円の支出（同2,509億円の収入）、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得、配当金の支払等により46億円の支出（同198億円の支出）となりました。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比3,465億円増加し、1兆9,136億円となりました。

資本の財源及び資金の流動性につきましては、当連結会計年度末において、銀行法に基づく連結自己資本比率（バーゼル、国内基準）は10.24%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほか消費者金融ファイナンス業務及びコマースファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っており、これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

なお、当行グループの主要な設備投資等の資本的支出の内容については、「第3 設備の状況」に記載しております。今後の配当を含む株主還元については、「第4 提出会社の状況 3. 配当政策」に記載しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

基礎的内部格付手法の採用については、当行自身の内部格付制度とパラメータ推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能になると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円)

	2022年3月31日	2023年3月31日	増減
1. 連結自己資本比率(2/3)	11.72%	10.24%	1.48%
2. 連結における自己資本の額	8,513	8,893	380
3. リスク・アセットの額	72,626	86,777	14,151
4. 連結総所要自己資本額	6,739	7,900	1,161

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円)

	2022年3月31日	2023年3月31日	増減
1. 自己資本比率(2/3)	13.79%	12.12%	1.67%
2. 単体における自己資本の額	8,559	8,901	341
3. リスク・アセットの額	62,046	73,430	11,384
4. 単体総所要自己資本額	5,299	6,308	1,009

4. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されており、この連結財務諸表作成に当たっては、連結財務諸表に含まれる金額が、将来事象の結果に依存するために確定できない場合又は既に発生している事象に関する情報を適時に入手できないために確定できない場合等に、会計上の見積りを行わなければなりません。当行グループは、過去の実績や状況を分析し合理的であると考えられる様々な要因を考慮して見積りや判断を行い、その結果が、連結財務諸表における資産・負債及び収益・費用の計上金額の基礎となります。当行グループは、連結財務諸表に含まれる会計上の見積り及び判断の適切性、必要性に対して、継続して評価を行っておりますが、実際の結果は、見積りに特有の不確実性があるために、これら見積り時の計上金額と大幅に異なる結果となる可能性があることから、特に慎重な判断が求められます。

当行グループは、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表の作成において使用される見積りと判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

貸倒引当金

貸倒引当金の計上基準及びその見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」中の「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (7) 貸倒引当金の計上基準」及び「(重要な会計上の見積り)1. 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

また、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク(2)信用リスク . 貸倒引当金の十分性について」において、貸倒引当金の見積りにかかるリスクについて記載しております。

有価証券の減損

当行グループでは、売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として減損処理しております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の債務者区分毎に次のとおり定めております。なお、債務者区分の定義は、「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」中の「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (7) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

市場価格のない有価証券については、当該有価証券の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行い、評価差額を当該連結会計年度の損失として減損処理しております。

有価証券の減損判断には、資産の自己査定基準における有価証券発行会社等の債務者区分判定の他、実質価額の算定などの見積りが含まれています。

将来の市況悪化や発行会社の業績不振等により、現在の時価又は実質価額がさらに低下した場合には、追加で減損処理を計上する可能性があります。

のれん・無形資産の減損

当行は、のれん(以下、持分法投資に含まれるのれん相当額を含む。)及び無形資産についてその効果が及ぶ期間(20年以内)での償却を行い、四半期毎に減損の兆候の有無を確認しております。

減損の兆候が認められた場合、減損損失の認識の判定は、原則としてのれん及び無形資産の帰属する会社又は事業の単位でグルーピングし、その事業から生じる割引前の将来のキャッシュ・フローを見積り、その総額がのれん及び無形資産を含む当該事業に係る連結簿価より低い場合に、減損損失が生じているものとしております。このとき、将来キャッシュ・フローを見積る期間はのれん及び無形資産の残存償却年数が20年のいずれか短い方を採用しております。

そして、減損損失が生じていると認識された場合には、当該事業から生じる将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いた使用価値を算定し、当該事業に係る連結簿価との差額を減損損失として計上します。

のれん及び無形資産の減損の判定においては、判定単位の将来見積りキャッシュ・フロー、個別のリスクを反映した割引率、成長率など多くの見積りや前提を使用しています。

経済情勢や判定単位独自のリスクにより、実際の将来キャッシュ・フローに影響を与える各項目が減損判定時の予測よりも悪化した場合、追加で減損損失を計上する可能性があります。

利息返還損失引当金

利息返還損失引当金の計上基準及びその見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」中の「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (13) 利息返還損失引当金の計上基準」及び「(重要な会計上の見積り) 2. 利息返還損失引当金」に記載のとおりであります。

また、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク(6) 財務面に関するリスク . コンシューマーファイナンス子会社における引当金について」において、利息返還損失引当金の見積りにかかるリスクについて記載しております。

繰延税金資産

当行グループはグループ通算制度を採用しており、過去の不良債権処理に伴う有価証券の減損処理及び貸倒損失並びに利息返還損失引当金等により、多額の将来減算一時差異と税務上の繰越欠損金を有しております。繰延税金資産の回収可能性の判断基準については、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の会社分類4に該当し、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得に関する見通しをはじめとする様々な予測・前提に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると判断した将来減算一時差異や税務上の繰越欠損金について、繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上に関する判断は、中間連結会計期間及び連結会計年度の期末時点において実施しておりますが、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得の見積りの変更等により、前連結会計年度に計上した繰延税金資産の一部、又は全額の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を取り崩しております。翌1年間の一時差異等加減算前課税所得は十分見込めるとしても、期末時点において、将来の一定の事実の発生が見込めないこと又は当行グループによる将来の一定の行為の実施についての意思決定又は実施計画等が存在しないことにより、将来の税金負担額の軽減の要件を充足することが見込めない場合には、同様に繰延税金資産を取り崩しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、主に当行及び子会社におけるシステムの更新開発等であり、総投資額は119億円となりました。

(単位：百万円)

事業セグメント		金額
当行(注)2		5,279
子会社	法人業務	744
	個人業務	5,388
	海外事業/トレジャリー/その他	494
合計		11,905

(注)1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当行	-	本店(注)2	東京都中央区ほか	-	-	2,392	804	-	3,196	1,365
	-	札幌支店	札幌市中央区	-	-	69	12	-	82	19
	-	大宮支店	さいたま市大宮区	-	-	23	12	-	36	12
	-	柏支店	千葉県柏市	-	-	60	3	-	63	9
	-	津田沼支店	千葉県船橋市	-	-	23	9	-	32	9
	-	銀座支店	東京都中央区	-	-	142	12	-	154	21
	-	池袋支店	東京都豊島区	-	-	48	10	-	59	22
	-	上野支店	東京都台東区	-	-	80	11	-	92	12
	-	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	-	-	53	12	-	66	12
	-	新宿支店	東京都新宿区	-	-	32	12	-	45	21
	-	渋谷支店	東京都渋谷区	-	-	54	4	-	59	8
	-	二子玉川支店	東京都世田谷区	-	-	26	8	-	35	16
	-	八王子支店	東京都八王子市	-	-	25	13	-	38	6
	-	町田支店	東京都町田市	-	-	52	4	-	57	8
	-	横浜支店	横浜市西区	-	-	214	43	-	257	26
	-	藤沢支店	神奈川県藤沢市	-	-	24	13	-	37	10
	-	名古屋支店	名古屋市中村区ほか	-	-	141	25	-	167	33
	-	京都支店	京都市下京区	-	-	53	5	-	59	14
	-	大阪支店	大阪市北区	-	-	112	28	-	140	41
	-	梅田支店	大阪市北区ほか	-	-	169	26	-	195	37
	-	難波支店	大阪市中央区	-	-	60	7	-	68	17
	-	神戸支店	神戸市中央区	-	-	95	35	-	130	14
	-	福岡支店	福岡市中央区	-	-	42	7	-	50	26
-	新川	東京都中央区	-	-	864	177	-	1,041	470	
-	データセンターほか	福岡市ほか	-	-	125	1,187	-	1,313	-	

(注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、データセンターであります。当行は、その業務全般を、これらの設備各々の機能を活かしつつ推進しております。

2. 当行が新生フィナンシャルから譲り受けた「新生銀行カードローン レイク」(現名称:「SBI新生銀行カードローン エル」)事業に係る建物・動産については、「本店」に含めております。

3. 資産除去債務に対応する費用分1,877百万円は含めておりません。

4. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間ネット賃借料は4,489百万円であります。

5. 動産は、事務機械621百万円、その他1,869百万円であります。

6. 上記にはソフトウェア資産20,106百万円及びソフトウェアにかかるリース資産1,341百万円は含まれておりません。

(2) 連結子会社

2023年3月31日現在

	会社名	セグメント の名称	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)	
						面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
国内連結 子会社	新生フィナンシャル 株式会社	個人 業務	LIセンタービル	大阪府 東大阪市	事務所	4,482	610	1,362	42	-	2,015	123
			新生フィナンシャル大阪ビル	大阪市 中央区	事務所	892	959	173	19	-	1,152	101

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

該当事項はありません。

(2) 除却、売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	205,034,689	205,034,689	東京証券取引所 (スタンダード市場)	完全議決権株式で あり、権利内容に 何ら限定のない当 行における標準と なる株式であり、 単元株式数は100株 であります。
計	205,034,689	205,034,689		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年5月18日 (注)1	16,000	259,034	-	512,204	-	79,465
2023年3月30日 (注)2	54,000	205,034	-	512,204	-	79,465

(注)1. 2018年5月11日開催の取締役会決議により、同年5月18日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が16,000千株減少しております。

2. 2023年2月24日開催の取締役会決議により、同年3月30日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が54,000千株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の 状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	21	31	200	249	58	16,395	16,954	-
所有株式数 (単元)	-	341,277	39,749	1,297,885	291,923	722	78,555	2,050,111	23,589
所有株式数の 割合(%)	-	16.65	1.94	63.31	14.24	0.04	3.83	100.00	-

(注)1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. 自己株式889,718株は「個人その他」に8,897単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。

3. 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	102,159	50.04
預金保険機構	東京都千代田区大手町1丁目9-2	26,912	13.18
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4-2	20,000	9.79
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	9,174	4.49
JPLLC CLIENT ASSETS-SK J (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	FOUR CHASE METROTECH CENTER BROOKLYN, NY 11245 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	3,655	1.79
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森 タワー)	3,446	1.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,951	1.44
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA証券株式会社)	THE CORPORATION TRUST COMPANY CORPORATION TRUST CENTER 1209 ORANGE ST WILMINGTON, DE US (東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目 三井ビルディング)	2,801	1.37
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィ ナンシャルシティ サウスタワー)	2,372	1.16
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディ ング	1,765	0.86
計		175,241	85.84

(注) 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-		-
議決権制限株式(自己株式等)	-		-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 889,700		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 204,121,400	2,041,214	(注)1
単元未満株式	普通株式 23,589		(注)2
発行済株式総数	205,034,689		
総株主の議決権		2,041,214	

(注)1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が800株(議決権8個)含まれております。

2. 当行所有の自己株式が18株含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号	889,700	-	889,700	0.43
計		889,700	-	889,700	0.43

(注)上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の内訳であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年5月13日および2021年12月18日)での決議状況(注) (取得期間 2021年5月14日~2022年5月12日)	20,000,000	20,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	10,197,500	17,409,458,695
当事業年度における取得自己株式	1,130,000	2,590,371,079
残存決議株式の総数及び価額の総額	8,672,500	170,226
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	43.4	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	43.4	0.0

(注) 2021年12月28日付の取締役会決議において、2021年5月14日から2022年3月31日までであった取得期間を、2022年5月12日まで延長する決議を行いました。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	934	155,733
当期間における取得自己株式	61	171,349

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	54,000,000	99,483,479,787	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求による売渡)	1	1,842	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬として処分した取得自己株式)	43,668	80,448,973	-	-
保有自己株式数	889,718		889,779	

(注) 当期間における保有株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、配当を含む株主還元の方針について、収益動向等の経営成績やその将来の見通し、安全性や内部留保とのバランス、各種規制等に留意して運営してまいります。また、株主還元の水準や配当と自己株式取得との内訳は、その時点の経営状況や市場動向等も踏まえて適時適切に決定する所存です。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、定款上は、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることが可能です。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。なお、当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

2023年5月12日開催の取締役会において、第23期の当行普通株式の配当については、通期の業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案した結果、1株当たり12円の配当といたします。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2023年5月12日 取締役会決議	2,449	12.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、経営理念の実現に向けて、当行グループのコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと認識し、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年度計画等経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備を実施し、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。

また、2015年6月から適用された国内の取引所に上場する会社を対象とする「コーポレートガバナンス・コード」に対しては、当行は、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に向けて本コードを適切に実践し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることで、ステークホルダー、ひいては経済全体の発展にも寄与するという考え方に賛同し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

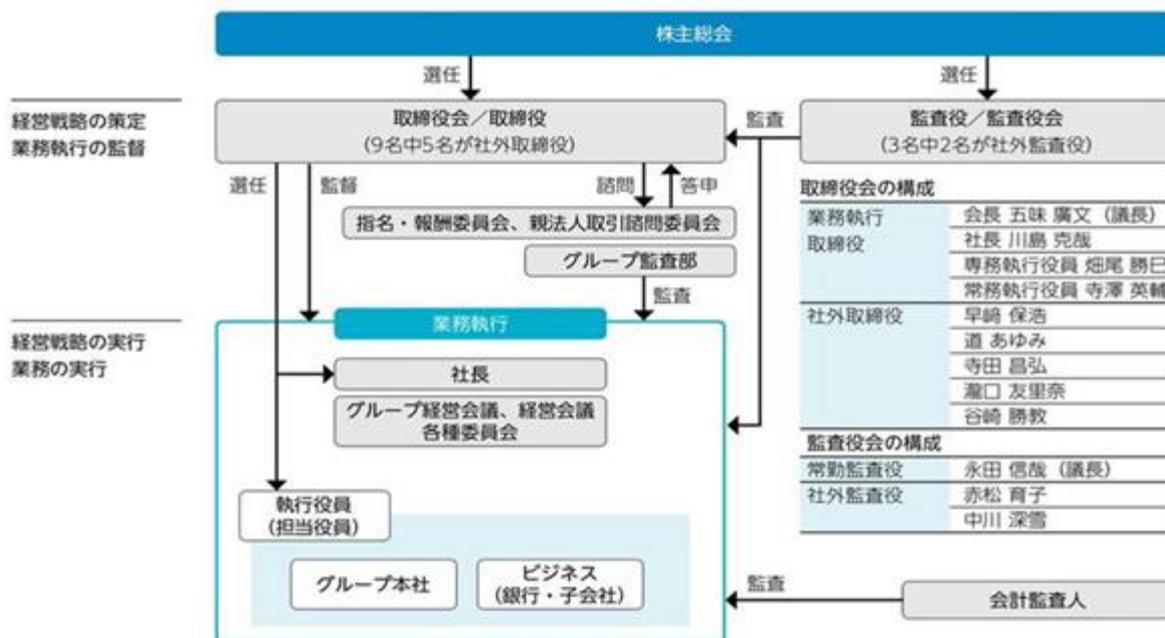
コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

- (1)当行は、持続的な成長の実現において株主・投資家の皆さまを含むステークホルダーの方々との適切な協働は不可欠であり、株主はコーポレート・ガバナンスの規律における主要な起点であるとの認識のもと、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行ってまいります。また、株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。
- (2)当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、株主・投資家の皆さまに加え、従業員、お客さま、地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーによるリソースの提供及び貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
- (3)当行は、経営の透明性を高め、お客さまや株主・投資家の皆さまに当行の経営状況及び経営方針について正確なご理解をいただくとともに市場及び広く社会からの適切な評価を得るため、経営に関するさまざまな情報を積極的に開示してまいります。法令に基づくディスクロージャーはもとより、お客さまや株主・投資家の皆さまからの開示要請に応えるべく、自主的・迅速・継続的かつ公平で有用性の高い情報開示に努めてまいります。また、株主総会の場以外における株主の皆さまとの建設的な対話の実施に努め、株主の皆さまを含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、それを踏まえた適切な対応に努めてまいります。

企業統治の体制について

《企業統治の概要等》

コーポレート・ガバナンス体制図(2023年6月29日現在)



[取締役/取締役会]

当行の取締役会は、長期的な視点に立ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した基本方針を決定するとともに、株主利益を確保し、業務執行取締役等による業務執行を評価・監督するほか、経営及び業務執行の意思決定を、十分な審議に基づき行うことにより、適切な業務推進体制を維持しています。

取締役会は、日常の業務執行を担う社内取締役4名と、国内外の金融業務や法務・ガバナンス、リスク管理、IT・デジタル、不動産事業、及びマスメディアの分野等について豊富な経験と高い専門知識を有した社外取締役5名を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成をとっております。社外取締役は中立的かつ客観的な立場から当行経営に対する意見を述べ、取締役の業務執行に対する監督機能を果たすなど、コーポレート・ガバナンスが有効に働くための重要な役割を担っております。また、取締役会機能の客観性と透明性のさらなる向上を目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役のみを委員とし、取締役会の諮問を受け、取締役の選任・解任に関する株主総会議案の内容や、代表取締役社長の選定・解任に関する事項、及び取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申する体制となっております。

なお、取締役について、以下の通りとする旨定款に定めております。

当行取締役は、20名以内とする。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

[取締役会、指名・報酬委員会の活動状況]

(1) 取締役会の活動状況

当行の取締役会は定時及び臨時を含めて概ね月次で開催しており、2022年度の実績、監査役の出席状況及び取締役会の活動状況は次のとおりとなります。

地位	氏名	出席状況
取締役会長	五味 廣文	100% (13回中13回)
代表取締役社長	川島 克哉	100% (13回中13回)
取締役	畑尾 勝巳	100% (13回中13回)
取締役	寺澤 英輔 (*1)	100% (11回中11回)
社外取締役	佐々木 裕子 (*2)	100% (2回中2回)
社外取締役	早崎 保浩	100% (13回中13回)
社外取締役	道 あゆみ	100% (13回中13回)
社外取締役	寺田 昌弘	100% (13回中13回)
社外取締役	藤崎 圭 (*1)	100% (11回中11回)
社外取締役	瀧口 友里奈 (*1)	100% (11回中11回)
常勤監査役	永田 信哉	100% (13回中13回)
社外監査役	金野 志保 (*2)	100% (2回中2回)
社外監査役	赤松 育子	100% (13回中13回)
社外監査役	中川 深雪 (*1)	100% (11回中11回)

(*1) 寺澤英輔取締役、藤崎 圭取締役、瀧口友里奈取締役および中川深雪監査役については、2022年6月の就任以降に開催された取締役会における出席状況

(*2) 佐々木裕子取締役および金野志保監査役は、2022年6月の退任までに開催された取締役会における出席状況

取締役会では、当行の取締役会規則の付議基準等に則り、当行の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項等を検討、協議しています。また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況についても業務執行より報告を受けています。

2022年度については、取締役会規則に定めている付議基準に該当する事項の審議のほか、中期経営計画策定年度であったため、主に3年後に目指す姿として掲げている3つの中期ビジョンとそれを実現するための戦略について十分に議論をし、その上で、2022年5月の取締役会において決議を行いました。また、進捗状況についても執行側から適宜、報告しています。その他、親会社であるSBIホールディングス株式会社を含めたSBIグループとの取引についても、親法人取引諮問委員会からの答申を受け、SBIグループとの業務連携、商号変更、グループ会社再編など多岐に渡る案件を決議しております。

加えて、サステナビリティ活動、サイバーセキュリティ、リスク管理のほか、内部監査やコンプライアンス関連事項についても、執行側から取締役会に定期的な報告を実施しております。

(2) 指名・報酬委員会の活動状況

当行の指名・報酬委員会は規則において必要に応じ開催することと定めており、2022年度は7回開催しております。また、2022年度の実績、指名・報酬委員の出席状況及び同委員会の活動状況は次のとおりとなります。

	地位	氏名	出席状況
委員長	社外取締役	早崎 保浩	100% (7回中7回)
委員	社外取締役	佐々木 裕子 (*1)	100% (3回中3回)
委員	社外取締役	道 あゆみ	100% (7回中7回)
委員	社外取締役	寺田 昌弘	100% (7回中7回)
委員	社外取締役	藤崎 圭 (*2)	100% (4回中4回)
委員	社外取締役	瀧口 友里奈 (*2)	100% (4回中4回)

(*1) 佐々木裕子取締役については、2022年6月の退任までに開催された指名・報酬委員会における出席状況

(*2) 藤崎 圭取締役および瀧口友里奈取締役については、2022年6月の就任以降に開催された指名・報酬委員会における出席状況

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任及び解任に関する総会議案の内容、代表取締役社長の選定及び解任に関する事項、取締役の報酬に関する事項などについて審議した上で、取締役会に対して答申を行っています。委員構成は、社外取締役全員とし、監査役も委員会に出席し意見を述べる事ができるとしています。また、同委員会の委員長は互選により選定しております。

2022年度については、指名・報酬委員会規則に定めた諮問事項のほか、取締役候補者の選任プロセスや取締役の相互評価の継続についても協議、検討を行いました。

[執行役員]

日常の業務執行の機動性を確保するため、業務運営の基本単位を「部」とするとともに、取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員が担当役員として各部の業務を管掌する体制を構築しています。

人事、財務等の間接機能については、銀行法及び会社法その他法令上可能な範囲でグループ各社の機能を当行内に設置した「グループ本社」に集約し、連結ベースでの運営の高度化と生産性の向上を図っております。

また、取締役社長がその業務執行に関する決定を行うための機関として、業務執行取締役、総括担当役員、グループ本社の担当役員等からなるグループ経営会議・経営会議を設置し、専門的な事項を取り扱う各種委員会をその補完として設置することで、議案の性質に応じた十分な審議・検討を経て意思決定をする枠組みを整えております。

[監査役 / 監査役会]

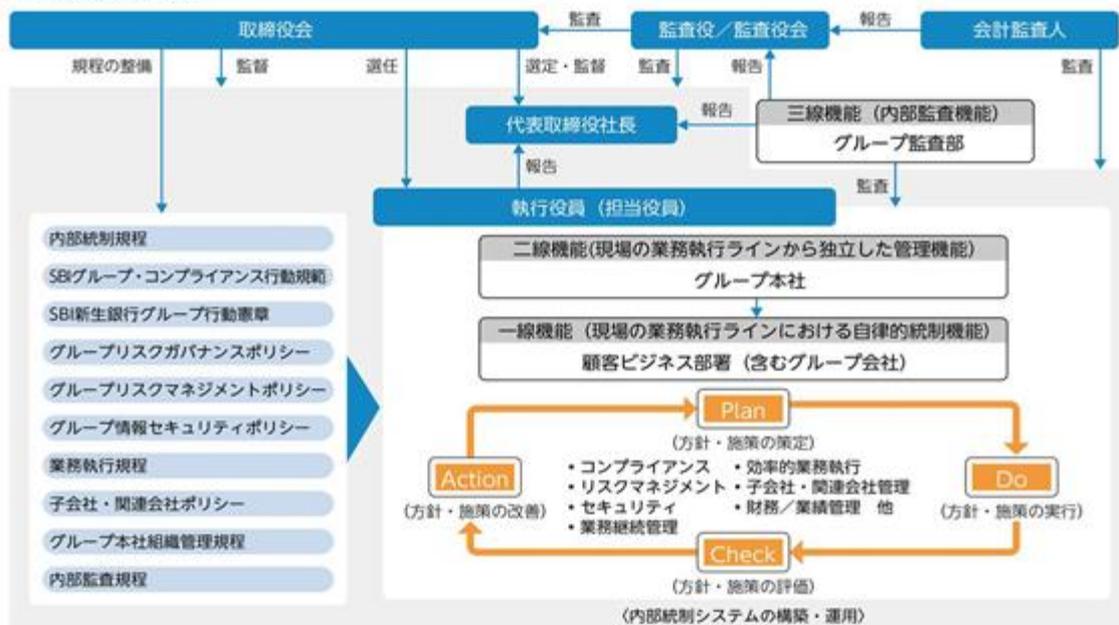
当行の監査役会は、当行での業務経験が長く財務及び会計に関する知見を有する常勤監査役1名と、弁護士、公認会計士及び公認不正検査士である社外監査役2名で構成され、それぞれのもつ専門性とコーポレート・ガバナンス、ダイバーシティ等に関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で取締役の職務遂行を適切に監査しています。社外監査役は、ともに他社における社外役員の経験を活かし、独立的、客観的な立場から意見表明等を行い、監査役監査活動の実効性を高めています。常勤監査役は、取締役会の他にグループ経営会議等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役、執行役員、会計監査人等からの報告聴取等の監査活動を自ら行うことに加え、グループ監査部等の内部統制部署との連携並びに監査役室スタッフの活用を通じ、当行及び子会社を含め当行グループの業務執行状況を継続的かつ効率的に監査しています。

企業統治に関するその他の事項

[内部統制システムの整備の状況]

日常の業務執行のための内部統制システムの概略は、取締役会が決定した「内部統制規程」に定めており、また、取締役会において毎年、内部統制システムの整備状況の確認を行っております。内部統制規程では、(1)内部統制システムは、現場の業務執行ラインにおける自律的統制機能(一線機能)、現場の業務執行ラインから独立したコンプライアンスなどの管理機能(二線機能)及びこれらの機能から独立した内部監査機能(三線機能)を構成要素とすること、(2)取締役会は、重大なリスク及び問題を適切に把握し対処するため、二線及び三線機能から適時適切な報告を受けるとともに、主要な方針及びコントロールを定期的に検証することが明文化されています。また、本規程のもとで、SBIグループ・コンプライアンス行動規範、グループリスクガバナンスポリシー、グループリスクマネジメントポリシー、グループ情報セキュリティポリシー、業務執行規程、子会社・関連会社ポリシー、グループ本社組織管理規程及び内部監査規程を基礎となる規程として定め、それに加え監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備することにより、連結企業グループ全体を通じた業務の適正・透明性・効率性の確保に努めております。さらに、SBI新生銀行グループ行動憲章において反社会的勢力との関係の遮断を定めるなど、反社会的勢力による様々な被害を防止し、業務の適正を確保する体制の整備を図っております。

内部統制の枠組み



[リスク管理体制の整備の状況]

前述のグループリスクガバナンスポリシーは、リスク文化、リスク選好に基づく適切な業務執行、及びリスク管理をリスクガバナンスにおける基本的な要素として捉え、それらに関する基本的な考え方と体制に関する基本方針を定めたものです。また、グループリスクマネジメントポリシーは、主にリスク管理の要素に焦点を置き、金融機関として健全性・収益性の向上のみならず、顧客本位および社会規範に則った業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定めているものです。このポリシーのもとで、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、法務・事務・システム等のオペレーショナルリスクなど、各種のリスクの内容に応じてグループリスクポリシー委員会、グループALM委員会、グループ新規事業・商品委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、市場取引統轄委員会を設置し、各種リスクを管理する体制を構築しております。

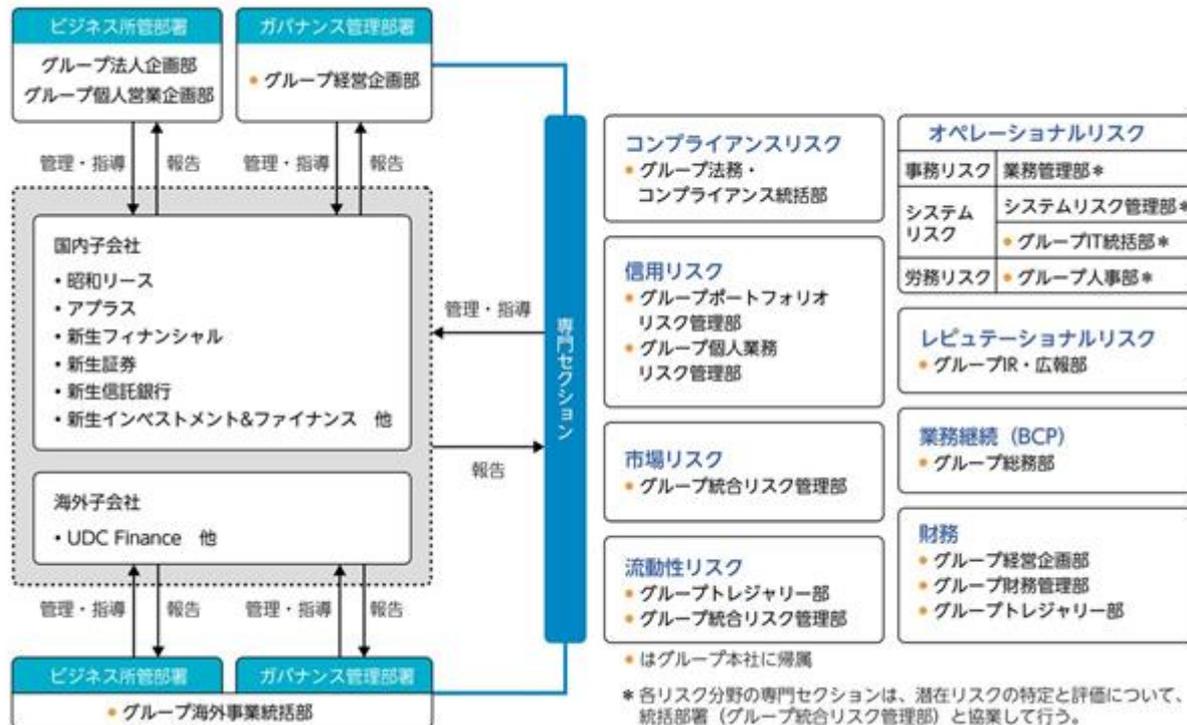
コンプライアンスについては、リスク管理と並ぶ経営の最重要課題と位置づけており、グループ全体及び銀行単体としての法令等遵守のための協議等を行なうため、グループコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会を設けております。また、同委員会には外部弁護士を招聘し、第三者によるチェック体制も備えております。さらに、大規模な災害、事故その他の当行事業活動に対する中断事由が生じた場合に備えて、グループ業務継続体制管理委員会を設置、業務継続体制に関する各種規程を定め、重要業務を継続し、お客さまや社会に対する責務を最大限遂行するための体制を確保することとしております。

(なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第2 事業の状況」中、「3 事業等のリスク」をご参照ください。)

[子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況]

前述の子会社・関連会社ポリシーにおいて、当行グループ全体の経営方針及びビジネスプラン、並びにリスク管理及びコンプライアンス体制と整合性をもった業務運営を確保するため、専門セクション、ビジネス所管部署及びガバナンス管理部署の役割を定めています。具体的には、主にグループ本社の専門セクションは、グループ横断的な内部管理体制構築を実現するために、各責任領域における子会社管理に係る規程の整備、子会社・関連会社の体制整備及び運用状況の定期的な確認、指導及び改善状況のモニタリングを行い、ビジネス所管部署は、各社の管轄業法上の遵法性を確認の上、適切なビジネス推進及びビジネス運営を支援し、ガバナンス管理部署は、各社の自主性の発揮を支援するとともに、専門セクションと協調しグループの戦略及び方向性の整合性を確保することとしております。また、グループ経営企画部は、主要な子会社については自らガバナンス管理部署としての機能を果たすほか、子会社・関連会社管理全体を統括しております。さらに、各社の事業活動や内部管理に関する事項について定期的にグループ経営会議に報告されるとともに各社の経営に関する重要事項についてグループ経営会議や専門セクションが主催する重要委員会に付議、報告されております。こうした体制のもと、グループ本社と子会社・関連会社は、グループ本社組織管理規程の考え方に従って、可能な範囲で一体的かつ効率的な業務運営を行い、グループ全体としての管理体制の向上を一段と進めてまいります。

子会社の業務の適正を確保するための体制図



取締役及び監査役の責任免除について

当行は、取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

また、当行は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の契約を締結することができる旨を定款に定めており、「（2）役員 の状況」の「社外役員の状況」に記載のとおり、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

役員等賠償責任保険契約について

当行は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、下記のとおり、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行および当行のすべての子会社のすべての取締役および監査役	<ul style="list-style-type: none"> 当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことのある、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされております。保険料は当行が全額負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。 当該保険契約には、職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、支払保険金額については適切な水準の支払い限度額を設定しております。

剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができること、また、3月31日及び9月30日以外の基準日を定めて剰余金の配当ができることを定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 4名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	五味 廣文	1949年5月13日生	1972年 4月 大蔵省(現財務省)入省 1996年 7月 同省銀行局調査課長 1998年 6月 金融監督庁検査部長 2000年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 2001年 7月 同庁検査局長 2002年 7月 同庁監督局長 2004年 7月 同庁長官 2007年10月 西村あさひ法律事務所顧問 2009年10月 株式会社ブライスウォーターハウス クーパース総合研究所(現PwC総合研 究所合同会社)理事長 2009年11月 青山学院大学特別招聘教授(現職) 2015年 2月 ホストコンサルティンググループ シニアアドバイザー 2015年 6月 アイダエンジニアリング株式会社社外 取締役(現職) 2016年 6月 インフォテリア株式会社(現アステリ ア株式会社)社外取締役(現職) 2016年 6月 株式会社ミロク情報サービス社外取締 役(現職) 2017年 6月 SBIホールディングス株式会社社外取締 役 2019年 6月 株式会社ZUU社外取締役(現職) 2020年 6月 株式会社福島銀行社外取締役 2022年 2月 当行取締役会長(現職)	(注4)	2
代表取締役社長 最高経営責任者	川島 克哉	1963年3月30日生	1985年 4月 野村證券株式会社入社 1995年 8月 ソフトバンク株式会社(現ソフトバン クグループ株式会社)入社 1999年 7月 ソフトバンク・インベストメント株式 会社(現SBIホールディングス株式会 社)取締役 1999年10月 ソフトバンク・フロンティア証券株式 会社(現株式会社SBI証券)代表取締 役社長 2000年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会 社(現ソフトバンク株式会社)代表取締 役社長 2001年 3月 モーニングスター株式会社(現SBIグ ローバルアセットマネジメント株式会 社)代表取締役社長 2005年12月 イー・トレード証券株式会社(現株式 会社SBI証券)取締役執行役員副社長 2006年 4月 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備 調査会社(現住信SBIネット銀行株式 会社)代表取締役副社長 2007年 9月 住信SBIネット銀行株式会社代表取締役 副社長COO 2011年 8月 同行代表取締役社長 2014年 4月 SBIマネープラザ株式会社代表取締役社 長 2014年 6月 株式会社SBI証券取締役 2014年 6月 SBIホールディングス株式会社代表取締 役執行役員副社長 2015年 4月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式 会社取締役 2015年 4月 SBIキャピタルマネジメント株式会社代 表取締役社長 2015年 4月 SBIインベストメント株式会社代表取締 役執行役員社長 2015年 9月 株式会社SBI貯蓄銀行取締役 2017年 5月 住信SBIネット銀行株式会社取締役 2018年 6月 SBIホールディングス株式会社代表取締 役副社長 2018年 7月 SBIネオファイナンシャルサービシーズ 株式会社取締役 2019年 2月 SBI地域事業承継投資株式会社代表取締 役社長 2019年 3月 マネータップ株式会社代表取締役社長 2020年 7月 SBI地銀ホールディングス株式会社取締 役 2022年 1月 当行顧問 2022年 2月 当行代表取締役社長(現職)	(注4)	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員社長補佐 管掌グループ人事、 グループリスク、 グループ海外事業担当	畑尾 勝巳	1957年9月12日生	1981年 4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1985年 4月 カナダ東京銀行トロント本店 1995年 4月 東銀インターナショナル（香港） 2004年 7月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）企画部副室長兼総合企画副室長 2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）人事部副部長 2007年 5月 同行執行役員総合リスク管理部長 2008年 4月 同行執行役員国際企画部長 2011年 5月 同行常務執行役員国際部門副部門長 2012年 5月 同行常務執行役員米州本部長 2013年 2月 CIMB Group Holdings Berhad社外取締役 2014年 7月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員米州本部長兼MUFJユニオンバンク頭取 2017年 6月 SBIホールディングス株式会社執行役員 2017年10月 SBI Bank LLC（ロシア商業銀行）取締役会会長 2022年 1月 当行顧問 2022年 2月 当行取締役専務執行役員 2022年 4月 当行取締役専務執行役員社長補佐、グループトレジャリー担当兼グループ海外事業担当 2023年 6月 当行取締役専務執行役員社長補佐、管掌グループ人事、グループリスク、グループ海外事業担当（現職）	(注4)	2
取締役 常務執行役員 グループ経営企画担当兼 金融円滑化担当兼 グループ経営企画部長兼 金融円滑化推進管理室長	寺澤 英輔	1974年1月27日生	1996年 4月 当行入行 2017年 4月 当行グループ組織戦略部シニアマネージャー 2018年 7月 当行グループ経営企画部セクションヘッド 2020年 7月 当行グループ経営企画部GM 2021年 4月 当行シニアオフィサーグループ企画財務兼グループ経営企画部GM兼執行役員金融円滑化担当兼金融円滑化推進管理室長 2022年 4月 当行常務執行役員グループ経営企画担当兼金融円滑化担当兼グループ経営企画部長兼金融円滑化推進管理室長 2022年 6月 当行取締役常務執行役員グループ経営企画担当兼金融円滑化担当兼グループ経営企画部長兼金融円滑化推進管理室長（現職）	(注4)	3
取締役	早崎 保浩	1961年1月14日生	1983年 4月 日本銀行入行 2009年 5月 同行金融機構局審議役 2010年 8月 金融庁参事官 2010年10月 保険監督者国際機構執行委員会副議長 2012年 7月 日本銀行決済機構局長 2013年 5月 同行検査役検査室長 2014年 6月 同行総務人事局長 2015年 9月 農林中央金庫国際戦略常任アドバイザー 2021年 5月 株式会社リコー入社 2021年 6月 同社リコー経済社会研究所所長（現職） 2022年 2月 当行社外取締役（現職）	(注4)	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	道 あゆみ	1966年1月16日生	1988年 4月 日本電信電話株式会社入社 1995年 4月 東京弁護士会登録 1995年 4月 松尾総合法律事務所所属弁護士 2008年 9月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授 2009年 4月 早稲田大学大学院法務研究科教授(任期付き) 2009年 4月 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック所属弁護士(現職) 2015年10月 日本弁護士連合会事務次長 2018年 4月 東京弁護士会副会長 2019年 4月 日本司法支援センター(法テラス)本部事務局長 2022年 2月 当行社外取締役(現職) 2023年 6月 日清食品ホールディングス株式会社社外監査役(現職)	(注4)	1
取締役	寺田 昌弘	1968年5月7日生	1996年 4月 第二東京弁護士会登録 1998年 5月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社)社内弁護士 2000年 5月 モルガン・スタンレー証券会社(現モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)社内弁護士 2005年 1月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士 2012年10月 いちご不動産投資法人(現いちごオフィスリート投資法人)監督役員(現職) 2016年 8月 株式会社ニッセンホールディングス社外監査役 2022年 2月 当行社外取締役(現職) 2023年 1月 三浦法律事務所パートナー弁護士(現職)	(注4)	1
取締役	瀧口 友里奈	1987年8月1日生	2008年 4月 株式会社セント・フォース所属(~現在) 2014年 6月 テレビ東京「ニュースモーニングサテライト」サブキャスター 2017年 4月 日経CNBCキャスター 2019年 4月 Forbes JAPANエディター兼コミュニケーションディレクター 2021年 9月 東京大学工学部アドバイザーボードメンバー(現職) 2022年 6月 当行社外取締役(現職) 2023年 5月 テラスカイ株式会社社外取締役(現職)	(注4)	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	谷崎 勝教	1957年4月12日生	1982年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 2010年 4月 同行執行役員市場運用部長 2013年 4月 同行常務執行役員システム統括部長 2015年 4月 同行取締役兼専務執行役員 2015年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 2015年 6月 同グループ取締役 2017年 4月 同グループ取締役兼専務執行役員グループCIO 2017年 6月 同グループ取締役執行役専務グループCIO 2019年 4月 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2019年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務グループCDIO 2019年 6月 株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員（現職） 2019年 6月 株式会社日本総研情報サービス取締役（現職） 2021年 4月 大阪デジタルエクステンジ株式会社社外取締役（現職） 2021年10月 SMBC日興証券株式会社取締役（現職） 2023年 6月 当行社外取締役（現職）	(注4)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	永田 信哉	1958年6月29日生	1981年 4月 当行入行 2001年12月 当行財務管理部長 2006年10月 当行グループ財務管理部長兼グループ 財務プロジェクト部長 2009年 4月 当行グループ財務管理部長兼グループ 財務経理部長 2009年 9月 当行グループ財務管理部長 2010年 6月 当行グループ財務管理部長兼グループ 財務経理部長 2010年 9月 当行執行役員グループ財務管理部長兼 グループ財務経理部長 2010年10月 当行執行役員財務管理部長 2012年 6月 当行常勤監査役(現職)	(注5)	3
監査役	赤松 育子	1968年2月27日生	1995年 1月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責 任監査法人)入所 2010年12月 学校法人産業能率大学総合研究所経営 管理研究所主任研究員 2018年 8月 株式会社トップス社外取締役(現職) 2019年 4月 学校法人産業能率大学総合研究所経営 管理研究所主幹研究員 2019年 6月 当行社外監査役(現職) 2019年 7月 日本公認会計士協会理事(現職) 2020年 6月 株式会社カワチ薬品社外取締役 2020年 6月 東洋製罐グループホールディングス株 式会社社外監査役(現職) 2022年 6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会 社社外取締役(現職) 2023年 4月 株式会社iCARE社外監査役(現職) 2023年 6月 日本化薬株式会社社外取締役(現職)	(注5)	-
監査役	中川 深雪	1964年11月22日生	1990年 4月 東京地方検察庁検事 2008年 4月 法務省大臣官房司法法制部参事官 2011年 1月 内閣官房副長官補佐室内閣参事官 2013年 4月 東京高等検察庁検事 2013年 8月 さいたま地方検察庁総務部長 2015年 4月 中央大学法科大学院特任教授(派遣 検 察官) 2019年 3月 検事退官 2019年 4月 第一東京弁護士会登録、香水法律事務 所弁護士(現職) 2019年 4月 中央大学法科大学院教授(現職) 2019年 6月 日東工業株式会社社外取締役(現職) 2021年 6月 日産化学株式会社社外取締役(現職) 2021年 6月 株式会社ファンケル社外監査役 (現職) 2022年 6月 当行社外監査役(現職) 2022年 8月 アスクル株式会社社外監査役(現職)	(注5)	-
計					21

- (注) 1. 取締役早崎保浩、道 あゆみ、寺田昌弘、瀧口友里奈、谷崎勝教は、社外取締役であります。
2. 取締役道 あゆみの戸籍上の氏名は児玉あゆみ、取締役瀧口友里奈の戸籍上の氏名は木月友里奈であります。
3. 監査役赤松育子及び中川深雪は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2023年6月27日開催の第23期定時株主総会終結の時から、2024年6月開催予定の第24期定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役任期は、永田信哉は2020年6月17日開催の第20期定時株主総会終結の時から、2024年6月開催予定の第24期定時株主総会終結の時まで、赤松育子は2023年6月27日開催の第23期定時株主総会終結の時から、2027年6月開催予定の第27期定時株主総会の終結の時まで、中川深雪は2022年6月22日開催の第22期定時株主総会終結の時から、2026年6月開催予定の第26期定時株主総会の終結の時までであります。
6. 所有株式数は、2023年5月末日現在であります。
7. 当行では、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として、弁護士である村上嘉奈子(社外監査役の補欠としての補欠監査役)及び当行監査役室長である盛永浩行(社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役)を選任しております。
8. 当行では、迅速な経営の意思決定を実現するため、執行役員制度を採用しております。

社外役員の状況

本報告書提出日現在、取締役9名のうち社外取締役は5名であり、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。

当行と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

社外取締役である早崎保浩、道 あゆみ、寺田昌弘及び瀧口友里奈は、当行の普通株式を保有しております。

当行では、取締役等関連当事者との取引については、当行との利益相反及び取引の公正性の観点から判断し、必要に応じて常勤監査役が出席する特定取引審査会において利益相反及び取引の公正性に係る審議を行った上で、取締役会の事前承認を受けるプロセスを設けております。

社外取締役・社外監査役は、当行のその他の取締役・監査役・業務執行者と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

当行は、社外取締役または社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して取締役及び監査役の独立性を判断することとしております。当行は、社外取締役及び社外監査役の7名を、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として同取引所に届け出ております。

いずれの社外取締役も客観的かつ中立的な立場から、当行の業務執行を行う経営陣の監督機能を果たしており、また、社外監査役は客観的かつ中立的な監査を実施しています。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて、業務執行側から内部統制システムに関連するリスク管理、コンプライアンス体制等の状況についての報告を受けるとともに、グループ監査部からも定期的に内部監査の状況についての報告を受けております。また、監査役会からも監査活動状況のフィードバックを受けております。

社外監査役は、監査役会及び取締役会を通じて、グループ監査部及びリスク管理やコンプライアンス業務を分掌する部署等からの報告を受けるとともに、会計監査人を監査役会に招聘し、会計監査人の立場での内部統制の検証状況や会計監査についての説明を受けております。

社外取締役及び社外監査役は、これらを通じて内部統制に関する現状と課題を把握し、業務執行取締役の業務執行が適切に行われるよう監督に努めております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当行の監査役会は、当行での業務経験が長く財務・会計に関する知見を有する常勤監査役1名と、弁護士、公認会計士及び公認不正検査士である社外監査役2名で構成され、それぞれの持つ専門性とコーポレート・ガバナンス、ダイバーシティ等に関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で取締役の職務遂行を適切に監査しております。さらに、社外監査役2名はともに他社における社外役員の経験を活かし、より独立的・客観的な立場から意見表明等を行い、監査役監査活動の実効性を高めております。また、監査役及び監査役会の職務を補佐するために監査役室（専任スタッフ3名）を設置しております。

当行の監査役会は概ね月次で開催しております。当連結会計年度における開催頻度及び個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

地位	氏名	出席状況
常勤監査役	永田 信哉	100%（12回中12回）
社外監査役	金野 志保（*1）	100%（3回中3回）
社外監査役	赤松 育子	100%（12回中12回）
社外監査役	中川 深雪（*2）	100%（9回中9回）

（*1）金野志保監査役については、2022年6月の退任までに開催された監査役会における出席状況

（*2）中川深雪監査役については、2022年6月の就任以降に開催された監査役会における出席状況

監査役会では、業務執行取締役、ビジネス部門や間接部門の担当役員、並びに主要な子会社の社長から所管する業務の執行状況や内部統制システムの運用状況について報告を求め、意見交換を行っております。また、グループ監査部からは内部監査状況等につき毎回の監査役会において報告を受け意見交換を行っております。常勤監査役は、代表取締役社長との意見交換、グループ経営会議等の重要会議への出席、内部統制部署からの報告、重要書類の閲覧、子会社社長及び監査役との意見交換、支店等への往査活動のほか、会計監査人、グループ監査部との月次での意見交換等により当行グループの状況を把握し、その状況を社外監査役と共有、議論のうえ、業務運営状況の監視を行っております。

内部監査の状況等

[内部監査の組織、人員及び手続]

[内部監査の実効性を確保するための取組]

当行のグループ監査部は、取締役社長と監査役会に監査結果及びグループ監査部の活動状況を定期的に直接報告します。グループ監査部は、取締役社長の業務管理責任の遂行、特に有効な内部統制システムを確立する責任の遂行を補佐するとともに、監査役職務の遂行、特に監査役監査として行われる内部統制システムの構築及び運用状況の監視検証を補佐します。グループ監査部はリスク管理及びガバナンス体制の有効性、情報及びITシステムの信頼性並びに法令規則などの遵守性について、独立した客観的立場から評価するとともに、経営のためのソリューションを提供します。グループ監査部は取締役会に対し年次及び半期のグループ監査部の活動報告を行います。グループ監査部はまた、会計監査人と定期的及び必要に応じて意見交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるために相互に連携することに努めております。

グループ監査部は、監査対象となるすべての組織から独立しており、また、定型的な予防的・発見的コントロールを含むあらゆる日常業務及び内部管理プロセスから独立しています。

監査の方法は、リスクアプローチを採用しており、当行グループが直面するリスクを全行的視点からとらえたマクロリスク評価と、各部店固有のリスクを個別にとらえたマイクロリスク評価との組み合わせにより、包括的なリスク評価を行っています。相対的にリスクが大きいと考えられる業務やプロセスに対しては、優先的に監査資源を投入しております。

内部監査の有効性・効率性を高めるためには、業務部署の情報収集が重要です。グループ監査部では、重要な会議への出席や内部管理資料の閲覧及び各業務部署のマネジメントとの定期的な会合を行うなど、日常的なオフサイトモニタリング機能を充実させております。

グループ監査部は、ビジネス監査チーム、IT監査チーム及び品質管理・企画チームで構成され、2023年3月末現在の人員は54名です。グループ監査部では、監査要員の専門性向上に力を入れており、公認内部監査人や公認情報システム監査人の資格取得も精力的に行っております。また、新たな監査手法の開発・導入に加え、監査業務にかかる基盤の整備も継続的に行っております。

グループ監査部は、当行及び主要な子会社の内部監査機能を統合し、これらの内部監査の活動を当行グループ内で統一して実施しています。また、当行グループの内部監査活動に対する第三者機関による品質評価を定期的に受けることにより、自らの問題点を客観的に評価・識別し、改善活動に取り組んでおります。

[内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、並びにこれらの監査と内部統制部門との関係]

監査役会は、会計監査人を招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計監査報告の内容の説明を受け、意見交換を行うほか、会計監査人の独立性及び監査の方法の相当性を監査するため、監査計画や会計監査人自身の内部管理の状況等についても聴取しております。監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、内部監査を担当するグループ監査部のほか、リスク管理やコンプライアンス業務を分掌する各部署等内部統制システムに関与する各部署より定期的に状況報告を受けることとしております。特にグループ監査部については、内部監査計画について監査役会の承認を得て定めることとしているほか、監査役会に取締役社長に対する報告と同内容の報告を直接行う義務も負っております。定期的な内部監査のほか、監査役会はグループ監査部に個別に監査活動を要請することができます。これらを通じて効率的な監査の実施に努めております。

また、常勤監査役は、会計監査人やグループ監査部と定期的に意見交換を行い、状況報告を受ける等、相互に連携しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ．継続監査期間

24年間

ハ．業務を執行した公認会計士

佐藤嘉雄氏

小野大樹氏

野坂京子氏

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は、税務、金融商品評価、年金数理、不動産評価、システム等の専門家を含めて計77名となっております。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当行では会社法第344条第1項に基づき、監査法人の解任並びに監査法人を再任しないことに関する株主総会議案を監査役会において決定するに際し、社内規程に基づき、監査法人の独立性、監査の品質管理体制、監査計画の妥当性、監査の実施状況、監査結果の相当性等に照らし選任等の判断を行っております。有限責任監査法人トーマツについては、いずれの項目についても適正であることを踏まえ再任しております。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画が当行グループの業務内容を十分に理解した妥当な計画となっており、年度を通じたコミュニケーションを通じ、行内関係部署等の意見を踏まえ、監査実施状況や監査結果の相当性を確認するとともに、独立性についても問題はなく、また監査品質は適正な水準にあると評価しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	349	10	376	27
連結子会社	335	6	333	15
計	684	17	709	42

(前連結会計年度)

当行が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に関するアドバイザー業務、自己資本比率の算定に係る内部管理体制の有効性についての合意された手続業務等であります。

連結子会社が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、顧客データベースの運用保守体制に対する外部評価、顧客資産の分別管理に関する検証等であります。

(当連結会計年度)

当行が監査公認会計士等に支払っている監査証明業務に基づく報酬の額には、前連結会計年度の追加報酬額5百万円が含まれております。

当行が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、AML/CFT管理態勢に関するアドバイザー業務、IFRSセミナー、自己資本比率の算定に係る内部管理体制の有効性についての合意された手続業務等であります。

連結子会社が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、バーゼル 規則最終化対応に係る助言業務、顧客資産の分別管理に関する検証等であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツ）に属する組織に対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	170	-	102
連結子会社	40	18	43	8
計	40	188	43	110

(前連結会計年度)

当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連その他の調査・助言、税務申告書の作成等であります。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連の調査・助言、税務申告書の作成等であります。

(当連結会計年度)

当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連その他の調査・助言、税務申告書の作成等であります。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連の調査・助言、税務申告書の作成、税務コンプライアンス業務等であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

監査計画に基づく監査見積り時間、単価等の報酬見積りの算定根拠を確認のうえ、前年度実績比、同業他社比及び経営環境の変化を考慮し、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容が当行グループの特性に適合した妥当なものであり、会計監査の職務遂行状況、執行サイド及び監査役等とのコミュニケーションの状況、並びに報酬見積りの算出根拠などについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の監査品質の確保及びガバナンスへの取り組みに照らし、会計監査人の報酬等につき妥当と判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当行は役員の報酬等の額を、以下の方針に基づいて決定しています。

- ・グループ経営の推進、中長期的なグループ経営理念の実現に向けた適切なインセンティブ付けを行います。
- ・各役員が担う役割・責任を反映し、自社株式の長期保有による株主価値との共有化を図ります。
- ・過度なリスクテイクは抑え、金融機関としての健全性維持に資する制度とします。
- ・株価を意識し、より企業価値向上に向けたインセンティブが働く報酬制度を組み込みます。

(イ) 取締役の報酬等について

< 取締役の報酬体系 >

役員区分	報酬等の種類		
	基本報酬	株式報酬型 ストック・オプション	譲渡制限付株式報酬
常勤取締役	役職及び職責に応じた固定報酬	(算定式) 月額基本報酬×4×(当行株 価変動率×当行株価変動率の TOPIX銀行業株価指数対比パ フォーマンス×当行純資産変動 率(連結ベース)) (ただし、 月額基本報酬の1倍～12倍の範 囲内とする)	役職及び職責に応じて付与金額 を決定し、当行普通株式を支給
割合の目安	総報酬の60%	総報酬の20～25%	総報酬の15～20%
	指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において具体的割合を決定		
社外取締役	役職及び職責に応じた固定報酬	対象外	役職及び職責に応じて付与金額 を決定し、当行普通株式を支給
割合の目安	総報酬の80%		総報酬の20%
	指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において具体的割合を決定		

1. 報酬構成

当行の役員の報酬等は、基本報酬、株式報酬型ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬により構成されます。

2. 報酬構成の割合

常勤取締役については、基本報酬を総報酬の60%、株式報酬型ストック・オプションを総報酬の20～25%、譲渡制限付株式報酬を総報酬の15～20%とすることを目安とし、社外取締役については、基本報酬を総報酬の80%、譲渡制限付株式報酬を総報酬の20%とすることを目安としたうえで、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において具体的割合を決定することとしています。なお、報酬等の額の決定の委任は行っておりません。また、過度に短期的なリスクテイクへのインセンティブを抑制するために、取締役役に対し役員賞与の支給はしていません。

3. 基本報酬(取締役共通)

基本報酬については、指名・報酬委員会において、同業他社水準を参考にし、公的資金注人行としての適正な水準について審議を行ったうえで、常勤、非常勤の別、役職及び職責に応じた固定報酬としています。

4. 株式報酬型ストック・オプション(常勤取締役のみ対象)

常勤取締役を対象とする株式報酬型ストック・オプションについては、役員が株価変動のリスクとメリットを株主と共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるために、取締役会において決定した内規に基づいて、前年度における、当行の株価の変動率、当行株価の銀行業の株価と対比したパフォーマンス、当行の純資産の変動率を考慮した計算式「月額基本報酬×4×(当行株価変動率×当行株価変動率のTOPIX銀行業株価指数対比パフォーマンス×当行純資産変動率(連結ベース))」によって算定し(ただし、月額基本報酬の1倍～12倍の範囲内とする)、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において支給金額を決定しています。

なお、取締役役役に一定の事由が発生した時には、当該取締役役は付与された新株予約権を放棄する規定等を設けています。このため、株式報酬型ストック・オプションについては、業績連動報酬として分類しております。

5. 譲渡制限付株式報酬(取締役共通)

常勤取締役及び社外取締役を対象に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導

入していますが、常勤、非常勤取締役のそれぞれについて株主総会において授権された報酬枠のうち一定の割合において、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、役職及び職責に応じて付与金額を決定し、普通株式を付与しています。

なお、取締役に一定の事由が発生した時には、当行が当該取締役に付与した全株式を無償で取得する規定等を設けています。

<取締役の報酬決定プロセス>

1. 決定方法

当行の取締役の報酬については、履行中である経営健全化計画の内容を前提に、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、指名・報酬委員会にて審議を行い、その答申を受けた取締役会において報酬額を決定しています。

また、当行の取締役の報酬は、経営健全化計画の内容を前提に、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、取締役会において個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定め、個別の報酬額を決定しています。

2. 指名・報酬委員会

当行では、社外取締役の全員によって構成される指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として任意に設置しており、取締役会の諮問に応じて取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申することとしています。

指名・報酬委員会は社外取締役全員により構成され、決議は出席委員の過半数により行います。なお、指名・報酬委員会は2019年3月20日に設置し、2022年度内に7回開催されております。

(口) 監査役の報酬等について

監査役の報酬については、株主総会において決議された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定されております。

- (注) 1. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、取締役(当時7名)の報酬等の限度額は年額180百万円以内(うち社外取締役(当時5名)60百万円)、2010年6月23日開催の第10期定時株主総会において、監査役(当時3名)の報酬等の限度額は年額60百万円以内と決議されております。また、2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、取締役(当時9名)の報酬等の限度額は年額230百万円以内と決議されております。ただし、報酬等の限度額には、従業員兼務取締役の従業員分給とは含まれておりません。
2. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、常勤取締役(社外取締役を除く取締役を指します。当時2名)を対象とした株式報酬型ストック・オプション制度を導入しました。2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、常勤取締役(当時4名)を対象とした株式報酬型ストック・オプション制度に関する役員報酬限度額は、取締役の報酬等の限度額とは別枠として、年額75百万円以内と決議されております。
3. 2018年6月20日開催の第18期定時株主総会において、常勤取締役(当時2名)を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、常勤取締役(当時4名)を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に関する役員報酬限度額は、取締役の報酬等の限度額の範囲内において、年額25百万円以内と決議されております。
4. 2020年6月17日開催の第20期定時株主総会において、社外取締役(当時5名)に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は、上記の2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において決議された取締役の報酬等の限度額の範囲内において、年額15百万円以内と決議されております。2021年3月に改正会社法が施行されたことから、2021年6月23日開催の第21期定時株主総会において、社外取締役(当時5名)を対象とした譲渡制限付株式報酬を継続し、これに関する役員報酬限度額は、引き続き、社外取締役の報酬等の限度額の範囲内において、年額15百万円以内と決議されております。
5. 株式報酬型ストック・オプションの算定の計算式に用いられる指標は市場において決定される指標等の結果に基づいて算定することとしており、業績目標として定めておりません。
6. 2023年5月12日付で当行の支配株主であるSBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けが開始され、当該公開買付け及びその後の一連の手続きを経て、当行株式が上場廃止となることも想定されることから、今後の取締役の報酬体系について、検討を行っております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	株式報酬型 ストック・オ プション	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役 を除く)	136	111	-	24	-	24	4名
監査役 (社外監査役 を除く)	22	22	-	-	-	-	1名
社外役員	82	72	-	9	-	9	9名 (内 退任済2名)
計	241	206	-	34	-	34	14名 (内 退任済2名)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が4名おります。
3. 非金銭報酬等には、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション及び譲渡制限付株式報酬を含めて記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行では、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものを政策保有株式とみなしております。純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものであります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行では、新規事業や業務提携に伴い戦略的に保有するものを除き、政策保有株式を保有しないことを原則としておりますが、その上で、取引関係の維持強化等、個別の取引状況に鑑み、新規取得及び保有する必要があると判断した上場株式については、その政策株式を保有することによって得られるリターン及びリスクを踏まえた中長期的な経済合理性並びに将来の見通しを検証するとともに、保有意義・保有方針を議論し、この結果を取締役に定期的に報告しております。取締役会は、執行側からの報告をもとに、保有が当行の戦略に適ったものであるか、保有により得られる便益が保有するリスクを踏まえても優先されるべきものか等の観点から、個別銘柄の保有の適否を検証して、必要な場合には適切な措置を執行側に求めることにしております。具体的には、保有している全ての上場銘柄について、保有目的、財務及びリスクの状況、相手先との取引及びそれに伴う収益の状況、含み損益やその他総合的な取引を展開することによって得られる間接的なメリット等を取引主管部署、リスク管理部署及び経営企画部署で精査した上で、縮減を含めた対応方針を明確化し当該方針の履行状況を年次で確認しております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	16	25,064
非上場株式	34	1,572

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	1	7,717	SBI新生銀行グループのアジア・オセアニア地域でのさらなるプレゼンス向上が見込まれるため。
非上場株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	-	-
非上場株式	2	197

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
Latitude Group Holdings Limited	159,403,313	103,847,000	同社は株式会社アプラスと類似のビジネスを行っており、ニュージーランドのUDC Finance Limitedとも良い補完関係となる事業ポートフォリオを持っています。SBI新生銀行グループのアジア・オセアニア地域でのさらなるプレゼンス向上が見込まれることから、当事業年度においても追加取得し、継続して保有しております。(注)1	無
	17,062	17,219		
三井化学(株)	747,800	747,800	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注)1	無
	2,549	2,310		
山崎製パン(株)	1,000,000	1,000,000	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注)1	無
	1,604	1,499		
ANAホールディングス(株)	300,000	300,000	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注)1	無
	862	769		
石原産業(株)	500,000	500,000	同社は当行の主要顧客の一社であり、引き続き法人業務における取引について緊密な取引関係を展開していくため、継続して保有しております。(注)1	無
	557	538		
(株)ミロク情報サービス	300,000	300,000	同社と連携して、中小企業・小規模事業者向けにグループのファイナンス機能、決済支援機能などを提供するとともに、新たな金融サービスの開発をしていくため継続して保有しております。(注)1	無
	493	427		
南海電気鉄道(株)	164,000	164,000	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注)1	無
	479	387		
(株)関西フードマーケット	300,000	300,000	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注)1	無
	449	367		
日本ピストンリング(株)	165,000	165,000	同社は当行の主要顧客の一社であり、引き続き法人業務における取引について緊密な取引関係を展開していくため、継続して保有しております。(注)1	無
	221	215		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)西武ホールディングス	159,500	159,500	同社と法人業務における取引について良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注)1	無
	216	202		
セカンドサイトアパリティカ(株)	114,000	*	当行グループ及び同社の企業価値の最大化を図ることを趣旨として、製品・サービスの強化及び新規開発を両社が協力して推進するため、資本業務提携契約を締結しております。なお、前事業年度においては非上場の政策保有株式として分類しておりましたが、2022年4月に東京証券取引所グロース市場に上場したため、特定投資株式に分類変更しております。(注)1	無
	174	*		
(株)池田泉州ホールディングス	532,800	532,800	当行グループのビジネスの成長を目的とした同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注)1	無
	123	92		
(株)インティメート・マージャー	50,000	50,000	同社が有するデータマーケティングノウハウを用いた与信や、データ連携による広告事業ノウハウの蓄積のため、継続して保有しております。(注)1	無
	120	77		
(株)鳥取銀行	64,700	64,700	当行グループのビジネスの成長を目的とした同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注)1	無
	74	77		
ランサーズ(株)	160,900	160,900	フリーランサーエコシステムにおいて金融機関としてのビジネスモデルの展開を進めるため、継続して保有しております。(注)1	無
	49	42		
(株)トマト銀行	25,000	25,000	当行グループのビジネスの成長を目的とした同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注)1	無
	25	26		

(注)1. 定量的な保有効果については、顧客情報など個別取引の秘密保持の観点から記載が困難であるため、記載を省略しております。保有の合理性については、「イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」で記載した方法により個別銘柄毎に検証し、2023年3月及び2022年3月開催の取締役会に報告の上、いずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

2. 「*」は、特定投資株式に該当しないことを示しており、前事業年度の株式数、貸借対照表計上額の記載を省略しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	4	1,656	2	679
非上場株式	27	11,276	32	2,753

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	35	1,012	1,284 (注)1
非上場株式	247	78	(注)2

- (注) 1 . 減損処理後の含み損益を記載しております。なお、当事業年度における減損処理額は該当ありません。
 2 . 非上場株式については、市場価格がないことから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5【経理の状況】

- 1．当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
- 4．当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行うセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
現金預け金	6,162,159	6,199,878
コールローン及び買入手形	-	28,302
買入金銭債権	31,512	38,287
特定取引資産	2,149,014	2,166,722
金銭の信託	5,638,177	5,641,476
有価証券	1,2,3,6,13 674,609	1,2,3,6,13 1,572,791
貸出金	3,4,5,6,7 5,241,817	3,4,5,6,7 6,888,803
外国為替	3 56,510	3 72,388
割賦売掛金	3,6 947,406	3,6 1,074,968
リース債権及びリース投資資産	6 190,859	6 211,002
その他資産	3,6 387,318	3,6 365,033
有形固定資産	8,9 60,989	8,9 57,931
建物	11,552	10,925
土地	1,798	1,798
有形リース資産	6,10 43,184	6,10 40,193
建設仮勘定	49	200
その他の有形固定資産	4,405	4,813
無形固定資産	62,604	61,051
ソフトウェア	11 46,265	11 44,727
のれん	12 11,007	12 10,745
無形リース資産	10 106	10 151
無形資産	3,852	4,072
その他の無形固定資産	1,372	1,354
退職給付に係る資産	19,499	17,235
繰延税金資産	10,725	9,575
支払承諾見返	3 584,708	3 842,797
貸倒引当金	119,466	118,413
資産の部合計	10,311,448	13,694,831

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
預金	6,577,056	6,785,464
譲渡性預金	627,010	2,128,833
コールマネー及び売渡手形	3,654	7,648
売現先勘定	6,956	-
債券貸借取引受入担保金	6,237,530	6,220,099
特定取引負債	134,068	147,807
借入金	6,978,424	6,607,092
外国為替	1,905	2,579
短期社債	189,200	33,500
社債	6,380,104	6,367,071
その他負債	6,416,356	6,144,652
賞与引当金	9,977	10,069
役員賞与引当金	39	8
退職給付に係る負債	8,149	8,355
役員退職慰労引当金	23	8
睡眠預金払戻損失引当金	393	354
睡眠債券払戻損失引当金	2,853	2,300
利息返還損失引当金	31,635	30,569
繰延税金負債	472	522
支払承諾	6,584,708	6,842,797
負債の部合計	9,387,131	12,728,325
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	72,961	72,961
利益剰余金	449,547	390,305
自己株式	98,612	1,639
株主資本合計	936,101	973,831
その他有価証券評価差額金	11,667	20,811
繰延ヘッジ損益	13,940	4,330
為替換算調整勘定	5,587	11,703
退職給付に係る調整累計額	4,182	1,605
その他の包括利益累計額合計	15,836	11,833
新株予約権	-	-
非支配株主持分	4,052	4,507
純資産の部合計	924,316	966,506
負債及び純資産の部合計	10,311,448	13,694,831

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	373,328	421,853
資金運用収益	139,000	184,567
貸出金利息	127,493	158,472
有価証券利息配当金	9,261	22,466
コールローン利息及び買入手形利息	0	80
債券貸借取引受入利息	-	28
預け金利息	1,460	1,863
その他の受入利息	784	1,655
役務取引等収益	59,398	65,969
特定取引収益	6,602	3,837
その他業務収益	¹ 147,040	¹ 150,433
その他経常収益	21,285	17,045
償却債権取立益	9,154	9,850
その他の経常収益	² 12,131	² 7,195
経常費用	345,028	369,716
資金調達費用	13,324	45,805
預金利息	3,424	13,768
譲渡性預金利息	164	350
コールマネー利息及び売渡手形利息	33	259
売現先利息	82	418
債券貸借取引支払利息	135	3,024
借用金利息	2,067	2,069
短期社債利息	133	75
社債利息	3,674	7,111
その他の支払利息	3,775	18,727
役務取引等費用	25,325	26,809
特定取引費用	-	65
その他業務費用	³ 103,755	³ 96,704
営業経費	158,313	165,149
のれん償却額	2,770	3,073
無形資産償却額	459	445
その他の営業経費	⁴ 155,084	⁴ 161,630
その他経常費用	44,309	35,181
貸倒引当金繰入額	37,271	30,596
その他の経常費用	7,037	4,585
経常利益	28,299	52,136

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
特別利益	1,616	1,846
固定資産処分益	568	11
負ののれん発生益	-	1,755
その他の特別利益	5 1,048	5 78
特別損失	1,420	2,192
固定資産処分損	446	171
のれん減損損失	-	7 230
その他の減損損失	7 373	7 1,680
その他の特別損失	6 599	6 109
税金等調整前当期純利益	28,495	51,790
法人税、住民税及び事業税	8,921	9,000
法人税等調整額	770	4
法人税等合計	8,151	9,004
当期純利益	20,344	42,785
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	40	14
親会社株主に帰属する当期純利益	20,385	42,771

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	20,344	42,785
その他の包括利益	1 3,306	1 4,019
その他有価証券評価差額金	9,938	8,830
繰延ヘッジ損益	2,858	9,610
為替換算調整勘定	6,443	5,862
退職給付に係る調整額	1,312	2,577
持分法適用会社に対する持分相当額	1,359	45
包括利益	17,037	46,804
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	17,579	46,774
非支配株主に係る包括利益	542	29

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	512,204	72,961	431,623	81,464	935,324
会計方針の変更による累積的影響額			129		129
会計方針の変更を反映した当期首残高	512,204	72,961	431,753	81,464	935,454
当期変動額					
剰余金の配当			2,583		2,583
親会社株主に帰属する当期純利益			20,385		20,385
自己株式の取得				17,409	17,409
自己株式の処分		29		262	233
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替		29	29		-
連結子会社の新株予約権の失効による増加高			22		22
連結子会社減少による減少高			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	17,794	17,147	647
当期末残高	512,204	72,961	449,547	98,612	936,101

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	593	16,799	1,133	5,495	13,031	149	8,300	930,742
会計方針の変更による累積的影響額								129
会計方針の変更を反映した当期首残高	593	16,799	1,133	5,495	13,031	149	8,300	930,872
当期変動額								
剰余金の配当								2,583
親会社株主に帰属する当期純利益								20,385
自己株式の取得								17,409
自己株式の処分								233
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
連結子会社の新株予約権の失効による増加高								22
連結子会社減少による減少高								0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,073	2,858	6,721	1,312	2,805	149	4,248	7,203
当期変動額合計	11,073	2,858	6,721	1,312	2,805	149	4,248	6,556
当期末残高	11,667	13,940	5,587	4,182	15,836	-	4,052	924,316

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	512,204	72,961	449,547	98,612	936,101
会計方針の変更による累積的影響額			-		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	512,204	72,961	449,547	98,612	936,101
当期変動額					
剰余金の配当			2,462		2,462
親会社株主に帰属する当期純利益			42,771		42,771
自己株式の取得				2,590	2,590
自己株式の処分		5		80	85
自己株式の消却		99,483		99,483	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		99,478	99,478		-
連結子会社の新株予約権の失効による増加高					-
連結子会社減少による減少高			72		72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	59,242	96,973	37,730
当期末残高	512,204	72,961	390,305	1,639	973,831

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	11,667	13,940	5,587	4,182	15,836	-	4,052	924,316
会計方針の変更による累積的影響額								-
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,667	13,940	5,587	4,182	15,836	-	4,052	924,316
当期変動額								
剰余金の配当								2,462
親会社株主に帰属する当期純利益								42,771
自己株式の取得								2,590
自己株式の処分								85
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
連結子会社の新株予約権の失効による増加高								-
連結子会社減少による減少高								72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,144	9,610	6,115	2,577	4,003	-	454	4,458
当期変動額合計	9,144	9,610	6,115	2,577	4,003	-	454	42,189
当期末残高	20,811	4,330	11,703	1,605	11,833	-	4,507	966,506

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	28,495	51,790
減価償却費(リース賃貸資産を除く)	13,991	14,533
のれん償却額	2,770	3,073
負ののれん発生益	-	1,755
無形資産償却額	459	445
のれん減損損失	-	230
その他の減損損失	373	1,680
持分法による投資損益(は益)	1,380	411
貸倒引当金の増減()	6,498	1,296
賞与引当金の増減額(は減少)	1,472	114
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	17	2,264
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	64	169
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	2	39
睡眠債券払戻損失引当金の増減額(は減少)	502	553
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	7,460	6,165
その他の引当金の増減額(は減少)	2	45
資金運用収益	139,000	184,567
資金調達費用	13,324	45,805
有価証券関係損益()	7,230	691
金銭の信託の運用損益(は運用益)	3,258	3,293
為替差損益(は益)	29,937	12,860
固定資産処分損益(は益)	150	158
特定取引資産の純増()減	20,141	17,708
特定取引負債の純増減()	12,992	13,739
貸出金の純増()減	347	1,582,015
預金の純増減()	285,888	2,082,170
譲渡性預金の純増減()	111,870	1,501,823
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	48,310	422,033
社債(劣後特約付社債を除く)の純増減()	3,885	24,567
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	62,722	8,079
コールローン等の純増()減	-	28,302
買入金銭債権の純増()減	14,674	6,774
コールマネー等の純増減()	64,489	5,573
債券貸借取引受入担保金の純増減()	157,919	17,430
外国為替の純増()減	28,235	15,204
短期社債(負債)の純増減()	29,600	155,700
資金運用による収入	138,507	172,455
資金調達による支出	12,661	38,861
運用目的の金銭の信託の純増()減	1,967	1,661
割賦売掛金の純増()減	101,328	105,195
リース債権及びリース投資資産の純増()減	1,662	17,658
その他	26,955	75,111
小計	463,848	1,312,647
法人税等の支払額	6,781	5,680
営業活動によるキャッシュ・フロー	470,630	1,306,967

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,273,066	2,814,894
有価証券の売却による収入	1,192,890	538,457
有価証券の償還による収入	332,230	1,371,396
金銭の信託の設定による支出	145,772	205,414
金銭の信託の解約、売却及び配当による収入	153,036	183,255
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	1,933	3,020
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	7,214	8,885
事業譲受による支出	-	18,055
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	2,144
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	420
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	96	-
その他	923	268
投資活動によるキャッシュ・フロー	250,997	955,567
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配株主からの払込みによる収入	644	380
配当金の支払額	2,583	2,462
非支配株主への配当金の支払額	524	9
自己株式の取得による支出	17,409	2,590
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	-	53
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,873	4,628
現金及び現金同等物に係る換算差額	80	19
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	239,425	346,791
現金及び現金同等物の期首残高	1,806,556	1,567,129
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	1	227
現金及び現金同等物の期末残高	1,156,712	1,191,393

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 84社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

SCIバイアウト2号株式会社他5社は設立により、株式会社クリアパスは株式取得により、エスエルエステート1合同会社は、重要性が増したことにより当連結会計年度から連結しております。

また、Citron Limitedは清算終了により、新生インベストメント・マネジメント株式会社は株式売却により、株式会社全国賃貸保証は吸収合併により、株式会社エス・エル・シエラ他1社は重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 51社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他22社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等 7社

会社名

株式会社テクノクラフト

株式会社榮開発

株式会社コモドソリューションズ

I C S 株式会社

株式会社TK

株式会社エスコ

株式会社エス・ピーパック

投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有し、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号)第16項の要件を満たしているため、子会社として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 43社

主要な会社名

ニッセン・クレジットサービス株式会社

MB Shinsei Finance Limited Liability Company

(持分法適用の範囲の変更)

新生青山パートナーズ9号投資事業有限責任組合他4社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、SRキャピタル株式会社他4社は清算終了により、あすかコーポレートアドバイザー株式会社は株式売却により、持分法の適用対象から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 51社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他22社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の適用対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 54社

6月24日 1社

9月末日 2社

12月16日 1社

12月末日 25社

1月末日 1社

(2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち、4社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、3社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券(債券)については、外国通貨による時価を連結決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(5) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(借手側のリース資産を除く)

有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	4年～20年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

無形固定資産(借手側のリース資産を除く)

無形固定資産のうち無形資産は、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、商標価値は定額法、商権価値(顧客関係)は級数法又は定額法、契約価値(サブリース契約関係)は定額法により償却しております。また、償却期間は次のとおりであります。

商標価値	20年
商権価値(顧客関係)	8年～20年
契約価値(サブリース契約関係)	契約残存年数

また、のれん及び2010年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として10～20年で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年～15年)に基づいて償却しております。

リース資産（借手側）

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「その他の無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

当行では破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47,720百万円（前連結会計年度末は53,356百万円）であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（以下、「グレーゾーン金利」という。）により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して受け取った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えるために、その必要額を計上するものであります。利息の返還請求は、貸付に関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた上限利率により計算した金額を超えるときはその超過部分（以下、「過払利息」という。）について貸金業者は返還することとなります。

当行グループでは、連結子会社である新生フィナンシャル、新生パーソナルローン、アプラス及びアプラスインベストメントにおいて、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内の貸付利率で実施しております。しかしながら、過去にグレーゾーン金利での貸付を行っていたことから、債務者からの返還請求に伴って将来生じる過払利息の返還額を見積り、利息返還損失引当金として計上しております。

利息返還損失引当金の算定にあたっては、グレーゾーン金利による貸付金を対象として、新生フィナンシャル及び新生パーソナルローンでは、「過払利息返還の対象となる母集団」（以下、「口座数」という。）に、「当該母集団のうち弁護士事務所及び司法書士事務所の介入等により、将来、顧客から過払利息の返還請求がなされるであろう比率」（以下、「介入率」という。）又は「当該母集団のうち債務者との和解により、将来、顧客へ過払利息の返還がなされるであろう比率」（以下、「和解率」という。）と1口座当たりの返還請求見込み金額等を、口座数が一定数以下になるまで乗じることにより将来返還が見込まれる額を見積っております。また、アプラス及びアプラスインベストメントでは、過去の返還請求件数の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1口座当たりの返還請求見込み金額を乗じることにより、将来返還が見込まれる額を見積っております。

なお、利息返還損失引当金は、将来の利息返還額を合理的に見積ることにより算定されており、その算定における仮定には、過去の利息返還額の発生状況に係る分析に加え、口座数が時効の到来によりどの程度減少するかや過去の介入率、和解率、返還請求件数、1口座当たりの返還請求金額等が将来どのように遷移していくかについての予想が含まれていることから、当該介入率等のインプットについては、直近の実績値に対し必要な補正を加えて将来の予測値としております。

(14) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産として計上）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～12.00年）による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(15) 重要な収益及び費用の計上基準

信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

信用購入あっせん(包括・個別) 7・8分法

信用保証(保証料契約時一括受領) 7・8分法

信用保証(保証料分割受領) 定額法

(残債方式契約)

信用購入あっせん(包括・個別) 残債方式

信用保証(保証料分割受領) 残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

(イ) 包括信用購入あっせんにおける収益のうち、代行手数料収入及び年会費収入は「顧客との契約から生じる収益の計上基準」に従って計上しております。

(ロ) 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

(ハ) 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

リース業務の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末(2008年3月31日)における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は23百万円増加(前連結会計年度は34百万円増加)しております。

消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専門の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主としてリテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入、及びアプラスセグメントにおけるペイメント事業の集金代行収入やカード事業(包括信用購入あっせん)の代行手数料収入、並びに昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

また、カード事業(包括信用購入あっせん)の年会費収入については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の国内連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっており、国際財務報告基準（IFRS）を適用している一部の在外連結子会社については、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しており、ヘッジ手段に関する公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益（「繰延ヘッジ損益」に含めて計上）として認識し、ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法・・・繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象・・・金融資産・負債や外貨建金融資産・負債等

ヘッジ取引の種類・・・相場変動を相殺するもの、キャッシュ・フローを固定するもの

(18) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金及びその他の無利息預け金であります。

(19) グループ通算制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

当行及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
貸倒引当金	119,466百万円	118,413百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、債務者区分に応じて、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4.会計方針に関する事項（7）貸倒引当金の計上基準」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響については、概ね収束しており、一部の債務者向けの貸出金等の信用リスクに対する影響についてもその範囲は縮小してきているものの、その影響はさらに数年程度続くとの想定をしております。当連結会計年度末において、当該想定に基づき、債務者によってその程度は異なるものの、一部の債務者向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、不動産ノンリコースローン（当行の貸出金等に含まれる不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に基づき決定しており、当該不動産の評価は収入、空室率、割引率等の仮定に基づき算定しております。）の対象不動産のうち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けており、その影響が今後も数年程度続く想定する対象不動産について、当連結会計年度末に、足許の状況を踏まえてホテル・商業施設からホテルに変更しております。当該想定に基づき、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けているホテルについて、直近の稼働状況等も踏まえて将来の収入等に係る推移予測を対象不動産の評価における仮定に反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を受け業績悪化が継続している個別の債務者について、将来の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性を評価し、債務者区分を決定するとともに、その債務者区分に応じた貸倒引当金を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響に加え、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む経済環境の変化等の影響により業績悪化が生じた債務者のうち、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っている破綻懸念先及び要管理先等の債務者については、将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、事業計画等をもとにして必要な調整（将来の不確実性を反映させるための将来キャッシュ・フローの減額及び複数シナリオの設定等）を行い、貸倒引当金を算定しております。

このような債務者の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性、将来キャッシュ・フローを含む業績見込は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性は高いものとなります。

従って、当連結会計年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金は増減する可能性があります。

2. 利息返還損失引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
利息返還損失引当金	31,635百万円	30,569百万円

当連結会計年度末時点において、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、利息返還損失引当金の必要額を見積った結果、連結貸借対照表において利息返還損失引当金30,569百万円（内訳は、新生フィナンシャル22,526百万円、新生パーソナルローン1,993百万円、アプラス4,044百万円、アプラスインベストメント2,004百万円）を計上しております。また、連結損益計算書において利息返還損失引当金繰入額1,101百万円（内訳は、新生フィナンシャルにおいて計上される利息返還損失引当金繰入額354百万円、新生パーソナルローンで計上される利息返還損失引当金戻入益42百万円、アプラスで計上される利息返還損失引当金繰入額207百万円、アプラスインベストメントで計上される利息返還損失引当金繰入額582百万円）を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当行グループは、連結子会社である新生フィナンシャルや新生パーソナルローン、アプラス、アプラスインベストメントにおいて利息返還損失引当金を計上しており、その算出方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項 (13)利息返還損失引当金の計上基準」に記載しております。

近時では過払利息返還の対象となる母集団の口座数の減少や債務者等の代理人となる弁護士事務所及び司法書士事務所の広報活動の減少により、グレーゾーン金利に関する取引履歴開示請求の件数や利息返還額は過去のピークを大きく下回って安定的に推移しており、将来の予想を加味した見積りにより過払利息返還に係る追加的な損失の発生は限定的となるものと認識しております。他方、利息返還損失引当金は、過去の実績を基礎として、口座数が時効の到来によりどの程度減少するかや過去の介入率、和解率、返還請求件数、1口座当たりの返還請求金額などについての将来の遷移を見積って算定しており、現時点での予想と異なる将来の環境変化等が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において利息返還損失引当金は増減する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。) を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託のうち投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に関して、市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合で、一定の要件に該当するものについては、基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

なお、「(金融商品関係)」の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

2023年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設又は改訂について、適用していないものは以下のとおりであります。

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の税金費用の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
株式	5,531百万円	6,734百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(4,709百万円)	(4,689百万円)
出資金	9,582百万円	9,378百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
当連結会計年度末に当該処分をせず 有している有価証券	6,701百万円	1,585百万円

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	24,083百万円	24,908百万円
危険債権額	44,545百万円	25,140百万円
三月以上延滞債権額	1,050百万円	577百万円
貸出条件緩和債権額	62,171百万円	71,331百万円
合計額	131,852百万円	121,957百万円

また、上記のほか、割賦売掛金については次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,898百万円	5,574百万円
危険債権額	1,508百万円	1,374百万円
三月以上延滞債権額	529百万円	722百万円
貸出条件緩和債権額	2,863百万円	2,987百万円
合計額	9,799百万円	10,658百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
935百万円	617百万円

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出債権の元本の残高の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
6,653百万円	6,913百万円

原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
12,761百万円	12,309百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	10百万円	10百万円
金銭の信託	2,267百万円	3,149百万円
有価証券	279,175百万円	271,282百万円
貸出金	851,019百万円	671,639百万円
割賦売掛金	172,081百万円	178,727百万円
リース債権及びリース投資資産	8,061百万円	8,104百万円
有形リース資産	2,449百万円	1,006百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,218百万円	1,249百万円
売現先勘定	9,567百万円	-百万円
債券貸借取引受入担保金	237,530百万円	220,099百万円
借入金	572,587百万円	238,374百万円
社債	170,104百万円	163,150百万円
その他負債	12百万円	9百万円
支払承諾	169百万円	111百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
有価証券	-百万円	857百万円

また、連結貸借対照表上の「その他資産」には、金融商品等差入担保金、全銀ネット差入担保金、保証金、先物取引差入証拠金及び現先取引に係る差入保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
金融商品等差入担保金	132,255百万円	119,158百万円
全銀ネット差入担保金	40,000百万円	40,000百万円
保証金	13,336百万円	8,222百万円
先物取引差入証拠金	4,039百万円	1,991百万円
現先取引に係る差入保証金	1,219百万円	-百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
融資未実行残高	2,286,425百万円	2,749,245百万円

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,907,728百万円	2,337,638百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも
当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、
金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融
資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に
応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況
等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
減価償却累計額	71,573百万円	73,200百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	29百万円 (-百万円)	24百万円 (-百万円)

10. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産であり
ます。

11. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定が含まれております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
ソフトウェア仮勘定	4,380百万円	6,476百万円

12. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産の「のれん」として表示しております。
相殺前の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
のれん	13,001百万円	12,375百万円
負ののれん	1,993百万円	1,630百万円
差引額	11,007百万円	10,745百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債
務の額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	3,080百万円	2,880百万円

14. 「その他負債」に含まれる企業結合に係る特定勘定の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	-百万円	861百万円

当行の連結子会社である株式会社アプラスによる株式会社クリアバスの子会社化に伴うものであり、将来発生が見
込まれる決済事業に係る費用の見込額を企業結合に係る特定勘定として負債計上したものであります。

15. 連結子会社における営業取引としての偶発債務（動産引取予約）は次のとおりであります。

前連結会計年度
(2022年3月31日)

179百万円

当連結会計年度
(2023年3月31日)

1,851百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
リース収入	78,080百万円	76,891百万円
割賦収入	44,386百万円	49,720百万円

2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
株式等売却益	5,136百万円	1,346百万円
金銭の信託運用益	3,385百万円	3,399百万円

3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
リース原価	69,548百万円	68,489百万円
賃貸資産処分原価	10,620百万円	11,502百万円
国債等債券売却損	12,182百万円	2,525百万円

4. その他の営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
人件費	62,196百万円	64,554百万円

5. その他の特別利益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
子会社株式売却益	1,048百万円	62百万円

6. その他の特別損失には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
子会社清算損	446百万円	- 百万円
子会社株式売却損	150百万円	- 百万円

7. のれん減損損失及びその他の減損損失には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

その他の減損損失には、当行グループの以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
福岡県・大阪府等（国内） 及び香港（海外）	支店店舗等	建物及び その他の有形固定資産	186
東京都・大阪府（国内） 及び香港（海外）	システム関連資産	その他の有形固定資産及び ソフトウェア	149
計			335

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において、当行及び一部の連結子会社では廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは119百万円、その他の有形固定資産に関するものは77百万円、ソフトウェアに関するものは138百万円であります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

のれん減損損失及びその他の減損損失には、当行グループの以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都・福岡県・愛知県等	支店店舗等	建物	778
東京都・大阪府	システム関連資産等	その他の有形固定資産及び ソフトウェア	298
香港	システム関連資産等	建物、その他の有形固定資産 及びソフトウェア	604
-	-	のれん	230
計			1,911

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において、当行及び一部の連結子会社では廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

海外事業においては、香港で貸金業に係る上限金利の引下げが行われることに伴い、関連する事業の将来キャッシュ・フローを見直した結果、当該香港の海外事業に係るのれん、建物、その他の有形固定資産及びソフトウェアの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、回収可能価額を零とし、のれんの未償却残高全額とのれん以外の固定資産の帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは778百万円、その他の有形固定資産に関するものは155百万円、ソフトウェアに関するものは746百万円及びのれんに関するものは230百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	19,013	9,783
組替調整額	8,995	890
税効果調整前	10,018	8,893
税効果額	80	63
その他有価証券評価差額金	9,938	8,830
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	1,843	10,235
組替調整額	4,576	20,555
税効果調整前	2,732	10,320
税効果額	126	710
繰延ヘッジ損益	2,858	9,610
為替換算調整勘定		
当期発生額	5,997	5,862
組替調整額	446	-
税効果調整前	6,443	5,862
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	6,443	5,862
退職給付に係る調整額		
当期発生額	822	2,990
組替調整額	855	654
税効果調整前	1,677	3,645
税効果額	365	1,067
退職給付に係る調整額	1,312	2,577
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	400	81
組替調整額	958	36
税効果調整前	1,359	45
税効果額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	1,359	45
その他の包括利益合計	3,306	4,019

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	259,034	-	-	259,034	
合計	259,034	-	-	259,034	
自己株式					
普通株式	43,743	10,201	142	53,802	(注) 1、2
合計	43,743	10,201	142	53,802	

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株と譲渡制限付株式報酬制度の無償取得による増加4千株及び市場買付による増加10,197千株であります。

2. 自己株式の株式数の減少は、ストック・オプション(新株予約権)の権利行使に伴う譲渡による減少86千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少55千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	2,583	12.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	2,462	利益剰余金	12.00	2022年3月31日	2022年6月29日

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	259,034	-	54,000	205,034	(注) 1
合計	259,034	-	54,000	205,034	
自己株式					
普通株式	53,802	1,130	54,043	889	(注) 2、3
合計	53,802	1,130	54,043	889	

- (注) 1. 発行済株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少であります。
2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株と譲渡制限付株式報酬制度の無償取得による増加0千株及び市場買付による増加1,130千株であります。
3. 自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少54,000千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少43千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	2,462	12.00	2022年3月31日	2022年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	2,449	利益剰余金	12.00	2023年3月31日	2023年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金預け金勘定	1,625,159百万円	1,992,878百万円
有利息預け金(日本銀行への預け金を除く)	58,030百万円	79,184百万円
現金及び現金同等物	1,567,129百万円	1,913,693百万円

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社クリアパスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式会社クリアパスの取得価額と株式会社クリアパス取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

(単位:百万円)

資産	61,561
うち、貸出金	49,516
負債	58,772
うち、借入金	50,435
負ののれん発生益	1,755
取得価額	1,033
被買収会社の現金及び現金同等物	2,474
差引:取得による収入	1,440

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) リース資産の内容

所有権移転ファイナンス・リース取引

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(5)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
リース料債権部分	156,548	171,795
見積残存価額部分	4,880	5,276
受取利息相当額	22,072	21,619
その他	755	673
リース投資資産	140,111	156,125

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当連結会計年度 (2023年3月31日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分
1年内	15,593	42,498	16,402	46,241
1年超2年内	11,834	33,888	13,325	37,643
2年超3年内	9,028	26,023	12,186	30,328
3年超4年内	7,962	18,498	6,914	22,591
4年超5年内	3,414	12,218	3,368	12,627
5年超	4,872	23,422	4,575	22,362
合計	52,705	156,548	56,773	171,795

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	4,032	3,813
1年超	5,579	3,684
合計	9,611	7,498

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	8,293	7,925
1年超	25,261	26,112
合計	33,555	34,037

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほか消費者金融ファイナンス業務及びコマースファイナンス業務等、総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

(貸出金)

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

2022年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約10%であります。また、不動産業分野の占める割合は約15%ですが、そのうち約3割はノンリコースローンであります。

2023年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約18%であります。また、不動産業分野の占める割合は約13%ですが、そのうち約2割はノンリコースローンであります。

(有価証券)

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

(買入金銭債権、金銭の信託)

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

(割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産)

連結子会社の保有する割賦売掛金並びにリース債権及びリース投資資産は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

金融負債

当行グループの主な金融負債は預金であり、金利リスクのほか、信用力の低下等により、必要な資金を調達できなくなる、又は、通常より高い資金調達コスト負担を強いられる等の資金流動性リスクに晒されております。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

デリバティブ取引

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的の取引、ヘッジ取引等のために行っております。

(イ) 金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
(ロ) 通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
(ハ) 株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
(ニ) 債券関連	債券先物、債券先物オプション
(ホ) クレジット・デリバティブ	クレジット・デフォルト・オプション等

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

- (イ) 市場リスク 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティ等の変動によって損失を被るリスク
- (ロ) 信用リスク 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
- (ハ) 流動性リスク 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行グループの資産・負債をヘッジ対象とし、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種又は特定の顧客グループへの過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。

当行法人向け業務の信用リスク管理の具体的な指針につきましては各種社内規程体系に定めており、管理の体系は個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件の信用リスク管理については、案件と信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等に応じて、決裁権限レベルを定めており、営業推進担当と審査担当の権限者による一致によってのみ決裁され、審査担当に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースの信用リスク管理では、業種や格付、顧客グループにおいてリスクが分散されるように、セグメント別のリスクの分散状況及び取引先の格付変動要因をモニタリングするとともに、四半期毎にグループリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、非期待損失率に基づき、計量化しております。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等により保全し、年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引等の市場取引に伴う準与信のリスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しており、デリバティブ取引の評価に反映させております。

一方、コンシューマーファイナンス業務の信用リスク管理に関しては、各グループ会社のリスク管理部門が、信用コストの悪化傾向を早期に把握し改善するため、初期与信の精度、ポートフォリオの質、債権回収のパフォーマンスに分けて、それぞれの先行指標を毎月モニタリングし、悪化傾向がある場合は、速やかに改善するアクションを実施しております。

また、リスク戦略は単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンのバランスを取るような戦略を実施しております。

このようなリスク戦略を適切に行うため、当行のグループ個人業務リスク管理部は、月次でリスクパフォーマンスレビューを開催し、これらの各先行指標等を分析及び評価し、リスク管理に関する方針・戦略について各グループ会社のリスク管理責任者と協議し、必要な施策を実施しております。

更に、当ビジネスのパフォーマンスについては、四半期毎にグループリスクポリシー委員会に対して報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクを指し、当行グループでは、資産・負債をトレーディング業務及びバンキング業務に分類し、市場取引統轄委員会でトレーディング業務、バンキング勘定における市場性の有価証券取引及びデリバティブ取引（以下、「証券投資業務」という。）のレビュー及び意思決定を行っており、グループALM委員会で主としてバンキング業務の資産・負債管理に係るレビュー及び意思決定を行っております。

トレーディング業務及び証券投資業務のバリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。）等の限度枠は、「トレーディング業務におけるリスク管理ポリシー」に基づきグループリスクポリシー委員会により承認されます。市場取引統轄委員会は月次で実施され、フロントオフィスやグループ統合リスク管理部からの報告に基づきレビューを行っております。

また、金利感応度を有するバンキング業務の資産・負債の金利リスク管理は、「グループALMポリシー」に基づきグループALM委員会により運営されております。

グループ統合リスク管理部は、トレーディング及びバンキング業務における市場リスクを適切にモニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部門及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。トレーディング業務の業務執行は市場金融部、証券投資業務は証券投資部が行い、バンキング業務に起因するバランスシートの運営はグループトレジャリー部が行っております。

当行グループでは市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

市場リスクに係る定量的情報は次のとおりであります。

(イ) トレーディング業務の市場リスク量

当行グループでは、トレーディング業務における市場リスクの定量分析にVaRを利用しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（原則として、保有期間10日、信頼水準99%、観測期間250営業日）を採用しております。

2023年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務のVaRは、全体で726百万円（前連結会計年度末は776百万円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ロ) バンキング業務の市場リスク量

当行グループでは、証券投資業務の市場リスクの定量分析にはトレーディング業務と同様にVaRを利用しており、算定方法も原則としてトレーディング業務にて採用している方法と同じであります。

2023年3月31日現在で当行グループの証券投資業務のVaRは、16,124百万円であります。

また、当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」のうちトレーディング業務以外に分類される債券、「貸出金」、「割賦売掛金」、「リース債権及びリース投資資産」、「預金」、「譲渡性預金」、「コールマネー及び売渡手形」、「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「短期社債」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちトレーディング業務以外に分類される金利スワップ取引等であります。

当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債の金利変動リスクの定量的分析に、パーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB）にて定義される金利ショックシナリオに基づき算定された経済価値の変動額（以下、「EVE」という。）を利用しております。2023年3月31日現在の金利ショックシナリオ毎のEVEについては、金利カーブ上方パラレルシフトのEVEは73,385百万円の価値減少（前連結会計年度末は57,937百万円の価値減少）、下方パラレルシフトのEVEは924百万円の価値減少（前連結会計年度末は2,175百万円の価値減少）、スティーピングシナリオのEVEは44,851百万円の価値減少（前連結会計年度末は46,043百万円の価値減少）であります。

流動性リスクの管理

資金流動性リスクについては、経営層によるレビュー及び意思決定機関であるグループALM委員会が、資金ギャップ枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、資金流動性リスクの管理を行っております。また、「資金流動性リスク管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としております。

市場流動性リスクについては、市場性商品の属性に鑑み、必要に応じて保有限度枠を設定しモニタリングを行っております。また、トレーディング勘定においては、市場流動性に係るコストを月次で計測しており、デリバティブ取引の評価に際しては当該コストを反映させております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、並びにレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	9,550	9,550
特定取引資産	-	265	-	265
金銭の信託	-	6,342	159,948	166,290
有価証券	150,183	174,630	185,888	510,702
売買目的有価証券	-	-	0	0
その他有価証券	150,183	174,630	185,888	510,702
株式	8,840	160	-	9,000
国債	103,463	-	-	103,463
地方債	-	2,197	-	2,197
社債	-	32,381	112,681	145,062
外国証券（*1）	37,879	139,752	73,023	250,656
その他（*1）	-	138	183	322
資産計	150,183	181,238	355,387	686,808
デリバティブ取引（*2）（*3）	0	45,767	4,527	41,239
金利関連	-	5,057	10,508	5,450
通貨関連	-	41,305	5,980	47,286
債券関連	0	-	-	0
クレジット・デリバティブ	-	595	-	595

（*1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は1,292百万円であります。

（*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、 で表示しております。

（*3）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は 42,267百万円であります。なお、これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	12,342	12,342
特定取引資産	-	-	-	-
金銭の信託	-	6,160	152,570	158,731
有価証券	580,557	382,999	181,498	1,145,055
売買目的有価証券	-	-	0	0
その他有価証券	580,557	382,999	181,498	1,145,055
株式	8,796	2,465	-	11,262
国債	542,319	-	-	542,319
地方債	-	2,195	-	2,195
社債	-	46,298	108,066	154,364
外国証券(*1)	29,440	141,687	72,846	243,974
その他(*1)	-	190,352	585	190,937
資産計	580,557	389,159	346,411	1,316,128
デリバティブ取引(*2)(*3)	192	29,850	20,017	50,060
金利関連	-	24,317	13,196	11,120
通貨関連	-	54,651	6,821	61,472
債券関連	192	-	-	192
クレジット・デリバティブ	-	483	-	483

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は2,136百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は54,218百万円であります。なお、これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、短期社債は短期間（1年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価				連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	-	-	22,050	22,050	21,902	147
金銭の信託（*1）	-	16,576	205,625	222,202	219,664	2,537
有価証券	109,608	-	-	109,608	109,988	380
満期保有目的の債券	109,608	-	-	109,608	109,988	380
国債	109,608	-	-	109,608	109,988	380
貸出金（*2）	-	2,229,191	3,069,365	5,298,557	5,165,998	132,558
割賦売掛金（*3）	-	115,953	849,881	965,835	917,174	48,661
リース債権及びリース投資資産（*4）	-	3,258	191,293	194,551	184,258	10,293
資産計	109,608	2,364,980	4,338,217	6,812,806	6,618,988	193,817
預金	-	5,280,233	487,757	5,767,991	5,771,056	3,065
譲渡性預金	-	-	627,093	627,093	627,010	83
借入金	-	3,934	973,933	977,867	978,424	556
社債	-	379,731	-	379,731	380,104	373
負債計	-	5,663,898	2,088,784	7,752,683	7,756,595	3,912

（単位：百万円）

区分	時価				契約額等
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
その他 債務保証契約（*5）	-	291	44,808	44,517	584,708

（*1）金銭の信託に対応する貸倒引当金を2,221百万円控除しております。

（*2）貸出金に対応する貸倒引当金を75,819百万円控除しております。貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、31,635百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

（*3）割賦売掛金に対応する割賦利益繰延を15,014百万円、貸倒引当金を15,218百万円控除しております。

（*4）リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を1,309百万円控除しております。リース投資資産については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る見積残存価額を5,291百万円控除しております。

（*5）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価				連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	-	-	25,868	25,868	25,894	25
金銭の信託(*1)	-	15,960	239,786	255,747	252,716	3,031
有価証券	121,966	-	232,125	354,092	354,871	779
満期保有目的の債券	121,966	-	232,125	354,092	354,871	779
国債	119,063	-	-	119,063	119,932	869
外国証券	2,903	-	232,125	235,028	234,938	89
貸出金(*2)	-	3,526,292	3,308,476	6,834,769	6,819,315	15,453
割賦売掛金(*3)	-	137,541	917,114	1,054,655	1,041,564	13,090
リース債権及びリース投資資産(*4)	-	5,179	210,746	215,926	204,326	11,599
資産計	121,966	3,684,973	4,934,118	8,741,059	8,698,688	42,370
預金	-	6,485,495	1,363,211	7,848,707	7,853,464	4,757
譲渡性預金	-	-	2,128,953	2,128,953	2,128,833	120
借入金	-	2,522	603,833	606,356	607,092	736
社債	-	366,804	-	366,804	367,071	266
負債計	-	6,854,823	4,095,998	10,950,821	10,956,461	5,639

(単位:百万円)

区分	時価				契約額等
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
その他					
債務保証契約(*5)	-	146	759	905	842,797

(*1) 金銭の信託に対応する貸倒引当金を2,028百万円控除しております。

(*2) 貸出金に対応する貸倒引当金を69,487百万円控除しております。貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、30,569百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(*3) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延を15,279百万円、貸倒引当金を18,123百万円控除しております。

(*4) リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を1,077百万円控除しております。リース投資資産については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る見積残存価額を5,598百万円控除しております。

(*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品は、取引金融機関から提示された価格をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

その他の取引については、主に貸出金と同様の方法等により算定した価額をもって時価とし、また、債権の性質上短期のものについては、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

特定取引資産

特定取引目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格、取引金融機関から提示された価格又は現在価値技法によって算定した価格によっております。

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債がこれに含まれます。

金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、現在価値技法等によって算定した価格を時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に外国債券がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、主にレベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

証券化商品は、主に独立した第三者等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フロー(金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー)を、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスク、その他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、住宅ローンについては、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の新規貸出を行った場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、消費者金融債権については、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、実績元利回収率を元に見積もったキャッシュ・フローを、業界団体等より公表されている指標を考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位毎に、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース対象資産の商品分類等に基づく単位毎に、主として約定キャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

当座預金、普通預金等預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、その他の預金で預入期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金及び譲渡性預金については、満期までの約定キャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の預金を新規に受け入れた場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものについては、連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結子会社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としております。

店頭取引については、主に金利や為替レート、ボラティリティ等をインプットとし、現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

またデリバティブ取引の評価には、流動性リスク、取引相手方に関する信用リスク調整（以下、「CVA」という。）及び、当行に関する信用リスク調整（以下、「DVA」という。）を反映させております。CVA・DVAの計算においては、市場で観察されたCDSスプレッドもしくは、推定したスプレッドから算出される倒産確率を考慮しております。取引相手との担保差入による信用リスク軽減、また各契約のネットティング効果によるリスク軽減も考慮しております。

時価のレベル分類については、取引所取引は主にレベル1の時価に、店頭取引は観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価としております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

(追加情報)

(時価の算定に係るインプットの一部の変更)

当行グループは、SBIグループにおける金融商品の時価の算定に係るインプットの統一を図る見直しの結果、当連結会計年度末において、当行グループの時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品のうち、貸出金、割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産、債務保証契約(以下、「貸出金等」という。)の時価の算定に用いるインプットの一部を変更しております。

当該貸出金等の時価の算定で用いる現在価値技法において、キャッシュ・フロー又は割引率は、市場参加者が要求するリスク・プレミアムを含めるよう調整し見積っております。当連結会計年度末より、当該調整に関してSBIグループにおいて統一的に定めた方針により行うこととし、他の市場参加者が用いるであろう市場で観測されるデータ等の入手可能な情報を追加的に考慮しております。

この結果、当連結会計年度末の時価への影響は、貸出金が72,322百万円減少、割賦売掛金が25,963百万円減少、リース債権及びリース投資資産が2,368百万円減少、債務保証契約が47,832百万円減少となっております。なお、当該変更は時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品に関連するものであり、連結貸借対照表及び連結損益計算書への影響はありません。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	期限前償還率	13.0%	13.0%
		倒産確率	0.7%	0.7%
		回収率	30.0%	30.0%
		割引率	4.0% - 16.9%	11.0%
金銭の信託	現在価値技法	期限前償還率	0.0% - 23.6%	7.5%
		倒産確率	0.0% - 2.4%	1.6%
		回収率	30.0% - 100.0%	84.4%
		割引率	1.3% - 19.3%	1.3%
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	期限前償還率	1.1% - 24.3%	18.2%
		倒産確率	0.0% - 2.0%	1.6%
		回収率	0.0% - 100.0%	62.1%
		割引率	0.9% - 1.9%	1.3%
デリバティブ取引				
金利関連	割引現在価値法 オプション評価モデル	金利間相関係数	29.0% - 85.0%	-
		金利為替間相関係数	8.0% - 38.0%	-
		回収率	35.0% - 74.0%	-
通貨関連	現在価値技法	回収率	35.0% - 74.0%	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	期限前償還率	0.1% - 14.2%	0.6%
		倒産確率	0.4% - 0.7%	0.4%
		回収率	0.0% - 30.0%	1.0%
		割引率	0.8% - 16.9%	1.3%
金銭の信託	現在価値技法	期限前償還率	0.0% - 27.5%	6.5%
		倒産確率	0.0% - 2.0%	1.4%
		回収率	30.0% - 100.0%	86.9%
		割引率	0.3% - 19.4%	1.0%
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	期限前償還率	0.0% - 21.9%	18.8%
		倒産確率	0.0% - 2.6%	1.8%
		回収率	0.0% - 100.0%	69.1%
		割引率	0.6% - 8.6%	1.4%
デリバティブ取引				
金利関連	現在価値技法 オプション評価モデル	金利間相関係数	29.0% - 85.0%	-
		金利為替間相関係数	8.0% - 38.0%	-
		回収率	35.0% - 74.0%	-
通貨関連	現在価値技法	回収率	35.0% - 74.0%	-

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替 (*3)	レベル3 の時価か らの振替 (*4)	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益(*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
買入金銭債権	21,214	222	174	11,712	-	-	9,550	38
特定取引資産	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	158,208	1,317	207	214	-	-	159,948	37
有価証券	173,853	6,629	685	6,029	40,724	40,663	185,888	397
資産計	353,277	8,169	653	5,467	40,724	40,663	355,387	320
デリバティブ取引	19,799	11,262	-	4,009	-	-	4,527	15,193
金利関連	22,107	7,478	-	4,121	-	-	10,508	11,145
通貨関連	2,308	3,784	-	111	-	-	5,980	4,047

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、一部の外国証券についての市場の活動の減少により観察可能な市場データが不足していることによるものであります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

(*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、一部の外国証券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益(*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
買入金銭債権	9,550	61	57	2,787	-	-	12,342	39
特定取引資産	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	159,948	1,219	1,499	10,096	-	-	152,570	20
有価証券	186,136	5,309	990	10,938	-	-	181,498	-
資産計	355,635	6,590	2,433	18,247	-	-	346,411	60
デリバティブ取引	4,527	22,277	-	2,267	-	-	20,017	24,996
金利関連	10,508	21,180	-	2,524	-	-	13,196	23,318
通貨関連	5,980	1,097	-	256	-	-	6,821	1,678

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。算定された時価は、ミドル部門にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性を確認しております。またミドル部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合には、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

期限前償還率

期限前償還率は、元本の期限前償還が発生すると予想される割合であり、過去の期限前償還の実績をもとに算定した推計値です。一般的に、期限前償還率の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇又は下落を生じさせます。

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

回収率

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

割引率

割引率は、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とするリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、2種変数間の変動の関係性を示す指標であります。相関係数の著しい変動は、原資産の性質に応じて、デリバティブの時価の著しい上昇（下落）を生じさせる可能性があります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
市場価格のない株式等(*1)(*3)	21,607	35,248
組合出資金等(*2)(*3)	31,016	35,478
合計	52,624	70,727

(*1) 市場価格のない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等には、匿名組合、投資事業組合への出資金等が含まれ、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 前連結会計年度において、市場価格のない株式等について1,144百万円、組合出資金等について573百万円の減損処理を行っております。当連結会計年度において、市場価格のない株式等について100百万円、組合出資金等について656百万円の減損処理を行っております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	1,620,751	-	-	-
買入金銭債権	13,100	-	11,097	6,830
有価証券				
満期保有目的の債券	5,000	-	-	105,000
うち国債	5,000	-	-	105,000
その他有価証券のうち満期があるもの	63,923	93,040	107,102	224,235
うち国債	1,000	26,700	56,000	20,000
地方債	-	-	2,200	-
社債	4,891	50,595	37,079	55,567
その他	58,031	15,745	11,823	148,667
貸出金	1,155,158	1,326,763	1,088,012	1,639,561
割賦売掛金	209,833	281,009	185,018	250,834
リース債権及びリース投資資産	51,823	73,613	39,271	26,129
合計	3,119,590	1,774,427	1,430,502	2,252,591

(注) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	1,988,277	-	-	-
コールローン及び買入手形	28,302	-	-	-
買入金銭債権	14,772	1,402	7,089	14,839
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	47,898	307,005
うち国債	-	-	45,000	75,000
その他	-	-	2,898	232,005
その他有価証券のうち満期があるもの	555,754	49,914	57,224	273,948
うち国債	521,800	-	-	21,000
地方債	-	-	2,200	-
社債	30,454	27,323	41,967	57,387
その他	3,500	22,590	13,057	195,560
貸出金	1,734,801	1,618,767	1,196,951	2,290,132
割賦売掛金	223,156	314,004	218,982	284,394
リース債権及びリース投資資産	53,581	85,681	43,182	26,019
合計	4,598,646	2,069,771	1,571,329	3,196,340

(注) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

(注5) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	5,163,856	279,060	213,903	114,237
譲渡性預金	573,910	53,100	-	-
コールマネー及び売渡手形	3,654	-	-	-
売現先勘定	9,567	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	237,530	-	-	-
借入金	652,502	182,540	67,269	76,112
短期社債	189,200	-	-	-
社債	30,000	295,334	30,000	24,770
合計	6,860,221	810,034	311,172	215,119

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	7,277,585	341,427	119,515	114,937
譲渡性預金	2,126,633	2,200	-	-
コールマネー及び売渡手形	7,648	-	-	-
売現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	220,099	-	-	-
借入金	176,852	160,537	205,782	63,919
短期社債	33,500	-	-	-
社債	80,000	255,672	-	31,398
合計	9,922,319	759,837	325,297	210,255

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

(注1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額	売買目的有価証券	2	-
	売買目的の買入金銭債権	6	45

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	45,010	45,100	90
	外国証券	-	-	-
	小計	45,010	45,100	90
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	64,978	64,507	471
	外国証券	-	-	-
	小計	64,978	64,507	471
合計		109,988	109,608	380

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	34,945	35,047	101
	外国証券	144,877	146,017	1,139
	小計	179,823	181,065	1,241
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	84,987	84,016	971
	外国証券	90,061	89,010	1,050
	小計	175,048	173,026	2,021
合計		354,871	354,092	779

3. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,375	4,589	3,785
	債券	8,879	8,858	21
	国債	1,005	1,004	1
	地方債	1,101	1,100	1
	社債	6,772	6,753	18
	その他	71,599	70,605	993
	外国証券	62,178	61,339	838
	その他	9,420	9,265	154
	小計	88,853	84,053	4,800
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	625	718	93
	債券	241,844	244,541	2,697
	国債	102,458	102,635	177
	地方債	1,096	1,100	3
	社債	138,289	140,806	2,516
	その他	189,798	201,232	11,434
	外国証券	189,522	200,953	11,430
	その他	275	278	3
	小計	432,267	446,492	14,224
合計		521,121	530,545	9,424

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,658	5,184	5,474
	債券	183,823	183,253	570
	国債	170,232	170,227	4
	地方債	-	-	-
	社債	13,591	13,025	566
	その他	212,822	210,849	1,972
	外国証券	45,924	45,113	810
	その他	166,898	165,735	1,162
	小計	407,304	399,286	8,017
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	604	642	38
	債券	515,056	518,311	3,255
	国債	372,087	372,578	490
	地方債	2,195	2,200	4
	社債	140,772	143,533	2,760
	その他	236,388	261,257	24,868
	外国証券	199,244	223,290	24,046
	その他	37,144	37,966	822
	小計	752,049	780,211	28,162
合計		1,159,353	1,179,498	20,145

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,830	5,135	244
債券	799,328	608	2,502
国債	747,289	509	2,453
地方債	15,623	3	13
社債	36,415	96	35
その他	383,258	950	9,680
外国証券	383,258	950	9,680
その他	-	-	-
合計	1,189,418	6,693	12,427

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,488	1,267	-
債券	404,045	320	594
国債	379,866	319	551
地方債	12,017	0	36
社債	12,160	-	6
その他	132,781	327	1,930
外国証券	132,781	327	1,930
その他	-	-	-
合計	538,314	1,915	2,525

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は773百万円(株式375百万円、その他の証券397百万円)であります。

当連結会計年度における減損処理額は1百万円(株式1百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の債務者区分毎に次のとおり定めております。なお、債務者区分の定義は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項(7)貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2022年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,843	78

当連結会計年度 (2023年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,179	18

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2022年 3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (2023年 3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2022年 3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	383,334	385,876	2,541	207	2,749

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (2023年 3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	410,296	411,330	1,033	280	1,314

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(其他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2022年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	11,524
其他有価証券 (注)	8,982
その他の金銭の信託	2,541
()繰延税金負債	397
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	11,921
()非支配株主持分相当額	18
(+)持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	272
其他有価証券評価差額金	11,667

(注) 投資事業有限責任組合等の構成資産である其他有価証券に係る評価差額等 (益) 441百万円が含まれております。

当連結会計年度 (2023年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	20,417
其他有価証券 (注)	19,383
その他の金銭の信託	1,033
()繰延税金負債	334
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	20,751
()非支配株主持分相当額	33
(+)持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	26
其他有価証券評価差額金	20,811

(注) 投資事業有限責任組合等の構成資産である其他有価証券に係る評価差額等 (益) 761百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,278,978	3,592,840	49,883	49,883
	受取変動・支払固定	4,058,271	3,272,288	42,166	42,166
	受取変動・支払変動	4,939,538	2,038,759	2,563	2,563
	受取固定・支払固定	1,000	1,000	1	1
	金利スワップション				
	売建	435,800	290,700	443	394
	買建	299,691	279,591	7,989	7,861
	金利オプション				
	売建	16,049	16,049	118	52
	買建	22,958	22,958	176	176
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計			12,759	12,746

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,125,486	3,616,444	26,902	26,902
	受取変動・支払固定	3,719,871	3,272,066	26,161	26,161
	受取変動・支払変動	2,196,505	2,017,361	1,082	1,082
	受取固定・支払固定	1,000	1,000	1	1
	金利スワップション				
	売建	351,660	289,660	1,486	1,437
	買建	379,257	357,957	16,118	15,990
	金利オプション				
	売建	16,923	15,923	169	103
	買建	19,539	19,539	168	168
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計			12,809	12,796

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	626,629	594,299	1,325	1,325
	売建	1,169,078	159,593	41,154	41,154
	買建	651,049	112,291	37,575	37,575
	通貨オプション				
	売建	574,984	311,326	19,236	1,822
	買建	514,465	291,249	9,162	5,267
	その他				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
合計				12,327	5,698

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	662,063	553,257	5,621	5,621
	売建	1,131,245	171,569	17,980	17,980
	買建	510,833	132,152	14,645	14,645
	通貨オプション				
	売建	577,459	327,408	23,626	2,385
	買建	530,054	325,995	12,398	1,031
	その他				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
合計				8,942	1,130

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	5,514	-	50	50
	買建	8,232	-	50	50
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	19,620	-	193	193
	買建	5,924	-	0	0
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				192	192

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	32,500	19,000	381	381
	買建	32,500	19,000	213	213
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			595	595

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	19,000	18,500	93	93
	買建	19,000	18,500	576	576
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			483	483

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券(債券)、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		93,000 141,788	93,000 141,788	471 9,187
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		- 14,803	- 1,803	(注)2.
キャッシュ・フロー・ヘッジ	金利スワップ	社債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		25,941 147,472	17,687 101,092	297 2,647
合計					7,308

(注)1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、借入金の時価に含めて記載しております。
- キャッシュ・フロー・ヘッジにより処理している取引は、国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外子会社における取引であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券(債券)、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		93,000 425,401	93,000 424,401	2,173 4,410
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		- 1,000	- -	(注)2.
キャッシュ・フロー・ヘッジ	金利スワップ	社債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		18,886 158,474	10,492 102,234	843 5,739
合計					1,688

(注)1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。
- キャッシュ・フロー・ヘッジにより処理している取引は、国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外子会社における取引であります。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	441,314	356,418	34,958
合計					34,958

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	540,445	399,186	52,530
合計					52,530

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

連結子会社のうち、株式会社アプラスは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、新生フィナンシャル株式会社は退職一時金制度をそれぞれ採用しております。また、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

なお、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高 (注) 1	93,488	94,532
勤務費用 (注) 2	4,037	3,949
利息費用	1,035	1,046
数理計算上の差異の発生額	146	225
退職給付の支払額	4,175	5,157
子会社買収に伴う増加額	-	36
退職給付債務の期末残高 (注) 1	94,532	94,181

(注) 1. 株式会社アプラス、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	104,885	105,882
期待運用収益	2,438	2,458
数理計算上の差異の発生額	808	3,536
事業主からの拠出額	2,821	2,793
退職給付の支払額	3,454	4,536
年金資産の期末残高	105,882	103,061

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	87,050	86,262
年金資産	105,882	103,061
非積立型制度の退職給付債務 (注)	18,831	16,798
	7,481	7,919
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,350	8,879
退職給付に係る負債	8,149	8,355
退職給付に係る資産	19,499	17,235
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,350	8,879

(注) 連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用 (注)	4,037	3,949
利息費用	1,035	1,046
期待運用収益	2,438	2,458
数理計算上の差異の損益処理額	722	333
その他	88	76
確定給付制度に係る退職給付費用	2,001	2,280

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
数理計算上の差異	1,677	3,645
合計	1,677	3,645

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
未認識数理計算上の差異	6,073	2,428
合計	6,073	2,428

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
国内債券	24.9%	26.8%
外国債券	12.1%	12.9%
国内株式	21.4%	19.5%
外国株式	17.1%	17.1%
保険資産(一般勘定)	16.1%	16.7%
その他	8.4%	7.0%
合計	100.0%	100.0%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度4.0%、当連結会計年度4.9%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、当行グループの年金資産の多くを占める当行の年金委員会においては、現在の経済環境や市況動向ならびに当行の経営状況、資産運用の基本方針及び実際のポートフォリオを踏まえ、昨年度に引き続き2.2%とすることを決定しております。そして、主要連結子会社においても、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮したうえで、年金資産の長期期待運用収益率を決定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.43～1.20%	0.43～1.20%
長期期待運用収益率	2.00～3.50%	2.00～3.50%
予想昇給率	1.12～5.24%	1.80～5.24%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等に係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他の営業経費	124百万円	84百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

該当ありません。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

該当ありません。

3. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式の内容

	2019年4月19日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員及びグループ本社チーフオフィサー、並びにシニアオフィサー 35名
付与数	普通株式 36,886株
付与日	2019年4月19日
勤務対象期間	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
譲渡制限期間	自 2019年4月19日 至 2022年4月18日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員等が、譲渡制限期間満了時までには当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象執行役員等の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,599円

	2019年7月18日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く取締役） 2名
付与数	普通株式 12,232株
付与日	2019年7月18日
勤務対象期間	自 2019年6月19日 至 第20期定時株主総会開催日
譲渡制限期間	自 2019年7月18日 至 2022年7月17日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象取締役が、譲渡制限期間満了時までに当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,635円

	2020年5月8日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員及びグループ本社チーフオフィサー、並びにシニアオフィサー 34名
付与数	普通株式 37,392株
付与日	2020年5月8日
勤務対象期間	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
譲渡制限期間	自 2020年5月8日 至 2023年5月7日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員等が、譲渡制限期間満了時までに当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象執行役員等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,524円

	2020年7月16日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を含む取締役） 7名
付与数	普通株式 24,629株
付与日	2020年7月16日
勤務対象期間	自 2020年6月17日 至 第21期定時株主総会開催日
譲渡制限期間	自 2020年7月16日 至 2023年7月15日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象取締役が、譲渡制限期間満了時までに当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,421円

	2021年4月23日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員及びグループ本社チーフオフィサー、並びにシニアオフィサー 37名
付与数	普通株式 32,338株
付与日	2021年4月23日
勤務対象期間	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
譲渡制限期間	自 2021年4月23日 至 2024年4月22日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員等が、譲渡制限期間満了時まで当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象執行役員等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,931円

	2021年7月21日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を含む取締役）及びグループ本社チーフオフィサー 8名
付与数	普通株式 23,184株
付与日	2021年7月21日
勤務対象期間	自 2021年6月23日 至 第22期定時株主総会開催日 （グループ本社チーフオフィサーについては 自 2021年6月23日 至 2022年3月31日）
譲渡制限期間	自 2021年7月21日 至 2024年7月20日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象役員等が、譲渡制限期間満了時まで当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象役員等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,530円

	2022年7月22日付与
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役及び社外取締役 9名
付与数	普通株式 17,786株
付与日	2022年7月22日
勤務対象期間	自 2022年6月22日 至 第23期定時株主総会開催日
譲渡制限期間	自 2022年7月22日 至 2025年7月21日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象取締役が、譲渡制限期間満了時まで当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,967円

	2022年10月20日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員 31名
付与数	普通株式 25,882株

	2022年10月20日付与
付与日	2022年10月20日
勤務対象期間	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
譲渡制限期間	自 2022年10月20日 至 2025年10月19日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員が、譲渡制限期間満了時までに当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,960円

(2) 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2019年4月19日付与	2019年7月18日付与	2020年5月8日付与	2020年7月16日付与
譲渡制限解除前（株）				
前連結会計年度末	36,886	4,281	37,392	4,926
付与	-	-	-	-
無償取得	861	-	-	-
譲渡制限解除	36,025	4,281	-	-
未解除残	-	-	37,392	4,926

	2021年4月23日付与	2021年7月21日付与	2022年7月22日付与	2022年10月20日付与
譲渡制限解除前（株）				
前連結会計年度末	32,338	6,848	-	-
付与	-	-	17,786	25,882
無償取得	-	-	-	-
譲渡制限解除	-	1,960	-	-
未解除残	32,338	4,888	17,786	25,882

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	78,913百万円	77,978百万円
税務上の繰越欠損金(注2)	47,005	38,029
利息返還損失引当金	10,942	10,573
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	3,895	6,851
有価証券価格償却超過額	5,277	4,649
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	3,777	3,318
退職給付に係る負債に係る一時差異	3,151	3,143
その他	14,500	16,322
繰延税金資産小計	167,465	160,867
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	40,711	32,865
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	104,214	105,140
評価性引当額小計(注1)	144,926	138,005
繰延税金資産合計	22,538	22,862
繰延税金負債との相殺	11,812	13,286
繰延税金資産の純額	10,726百万円	9,575百万円
繰延税金負債		
退職給付に係る資産に係る一時差異	5,871百万円	5,182百万円
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,880	3,255
差額負債調整勘定に係る一時差異	635	1,540
全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	1,624	1,394
資産除去費用に係る一時差異	1,157	1,177
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	485	451
その他	630	807
繰延税金負債合計	12,285	13,809
繰延税金資産との相殺	11,812	13,286
繰延税金負債の純額	472百万円	522百万円

(注1) 前連結会計年度と比較して評価性引当額が6,921百万円減少しております。この増減の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	8,971	12,764	5,446	8,448	8,265	3,108	47,005
評価性引当額	3,632	12,104	5,445	8,174	8,250	3,103	40,711
繰延税金資産	5,339	660	0	274	14	4	(*2) 6,293

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金は、主に、当行を連結納税親会社とする連結納税主体において過去の不良債権処理等により生じたものであり、収益力に基づく連結所得の発生が翌期に見込まれること等から、その一部は回収可能と判断しております。なお、回収可能性の判断は、法人税と住民税及び事業税をそれぞれ区分して行っております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	12,465	5,517	8,527	8,249	-	3,270	38,029
評価性引当額	8,033	5,517	8,143	7,953	-	3,217	32,865
繰延税金資産	4,432	-	383	295	-	53	(*2) 5,164

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金は、主に、当行を通算親会社とする通算グループ全体において過去の不良債権処理等により生じたものであり、収益力に基づく所得の発生が翌期に見込まれること等から、その一部は回収可能と判断しております。なお、回収可能性の判断は、法人税と住民税及び事業税をそれぞれ区分して行っております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5	0.9
受取配当等永久に益金に算入されない項目	1.0	1.4
外国税額	0.0	0.0
のれん償却額	2.6	0.6
持分法投資損益	0.0	0.1
評価性引当額の増減	23.2	21.9
繰越欠損金の切り捨てによる影響	11.2	6.5
その他	4.8	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.6%	17.3%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の処理

当行及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

なお、前連結会計年度の報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「(セグメント情報等)セグメント情報 3. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載した報告セグメント区分変更後の当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
役務取引等収益 (*1)(*5)	312	1,993	1,231	1,091	33	2,076
その他業務収益 (*2)(*5)	397	15	331	6,115	104	-
顧客との契約から生じる経常収益	710	2,009	1,562	7,207	137	2,076
上記以外の経常収益 (*3)(*5)	31,268	78,083	11,697	97,366	30,791	2,289
外部顧客に対する経常収益	31,978	80,092	13,259	104,573	30,929	4,365

	個人業務				海外事業/トレジャリー/その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	その他(*4)	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
役務取引等収益 (*1)(*5)	10,286	2,649	14,310	613	9	25	3,282	31,351
その他業務収益 (*2)(*5)	-	-	12,880	2	15	2,003	1,767	20,098
顧客との契約から生じる経常収益	10,286	2,649	27,190	616	25	2,028	5,049	51,450
上記以外の経常収益 (*3)(*5)	21,935	73,305	51,952	6,094	19,047	8,413	110,367	321,877
外部顧客に対する経常収益	32,221	75,954	79,143	6,711	19,073	10,442	115,417	373,328

(*1) 顧客との契約から生じる役務取引等収益は主として、リテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入及びアプラスセグメントのペイメント事業における集金代行収入であります。

(*2) 顧客との契約から生じるその他業務収益は主として、昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入及びアプラスセグメントのカード事業における代行手数料収入や年会費収入であります。

(*3) 主として、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引及び「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)の適用範囲に含まれるリース取引等における収益が含まれております。

(*4) 『海外事業/トレジャリー/その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない収益及びセグメント間取引消去額等が含まれております。

(*5) 各報告セグメントに関連する収益については、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントに配賦しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務					
	法人営業	ストラク チャードファ イナンス	プリンシパ ル トランザク ションズ	昭和リース	市場営業	その他 金融市場
役務取引等収益 (*1)(*5)	805	2,405	928	1,225	36	1,046
その他業務収益 (*2)(*5)	327	30	168	6,662	615	-
顧客との契約から 生じる経常収益	1,132	2,436	1,097	7,888	652	1,046
上記以外の経常収益 (*3)(*5)	37,103	96,043	8,860	98,000	6,483	78
外部顧客に対する 経常収益	38,236	98,480	9,957	105,589	7,135	1,125

	個人業務				海外事業 / トレジャリー / その他			合計
	リテールバン キング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	その他(*4)	
		新生フィナ ンシャル	アプラス	その他個人				
役務取引等収益 (*1)(*5)	10,425	1,780	15,870	608	12	18	1,006	34,158
その他業務収益 (*2)(*5)	-	-	14,953	89	-	1,662	2,472	22,037
顧客との契約から 生じる経常収益	10,425	1,780	30,823	698	12	1,681	3,479	56,195
上記以外の経常収益 (*3)(*5)	19,761	71,876	54,407	3,488	29,589	13,290	73,325	365,657
外部顧客に対する 経常収益	30,187	73,657	85,230	4,186	29,602	14,971	76,805	421,853

(*1) 顧客との契約から生じる役務取引等収益は主として、リテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入及びアプラスセグメントのペイメント事業における集金代行収入であります。

(*2) 顧客との契約から生じるその他業務収益は主として、昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入及びアプラスセグメントのカード事業における代行手数料収入や年会費収入であります。

(*3) 主として、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引及び「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用範囲に含まれるリース取引等における収益が含まれております。

(*4) 『海外事業 / トレジャリー / その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない収益及びセグメント間取引消去額等が含まれております。

(*5) 各報告セグメントに関連する収益については、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントに配賦しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(15) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,037百万円	2,184百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,184百万円	2,267百万円
契約負債(期首残高)	1,230百万円	1,390百万円
契約負債(期末残高)	1,390百万円	1,745百万円

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」にそれぞれ計上しております。

契約負債には主として、アプラスセグメントのカード事業における年会費収入のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高が含まれております。

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額並びに過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格について当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない変動対価の額等の重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、グループ経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」を通じ、お客様へ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人業務』は「法人営業」、「ストラクチャードファイナンス」、「プリンシパルトランザクションズ」、「昭和リース」、「市場営業」、「その他金融市場」を報告セグメントに、『個人業務』は「リテールバンキング」、「新生フィナンシャル」、「アプラス」を報告セグメントとしております。また、『法人業務』及び『個人業務』のいずれにも属さない業務を『海外事業/トレジャー/その他』と位置づけ、「海外事業」及び「トレジャー」を報告セグメントとしております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務、ウェルスマネジメント業務等を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス(M&Aファイナンス等)に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは無担保カードローン及び信用保証業務(新生フィナンシャル、SBI新生銀行カードローン エル、レイク)を提供しております。「アプラス」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、『個人業務』の「その他個人」には、その他子会社の損益が含まれております。

『海外事業/トレジャー/その他』の「海外事業」セグメントには当行グループの海外連結子会社・海外関連会社の大半が含まれ、これらを通じて主に小口ファイナンスの提供を行っております。「トレジャー」セグメントにはALM業務、資本性を含む資金調達業務、債券等による市場性運用に係る損益が含まれております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支及び経費のうち間接業務の経費を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接業務の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(1) セグメントの名称の変更

『経営勘定/その他』を『海外事業/トレジャリー/その他』としております。なお、本報告セグメントの名称の変更がセグメント情報に与える影響はありません。

(2) 報告セグメントの区分方法の変更

当行グループは2022年4月1日付で、新規事業開発の企画、立案及び推進や、事業基盤拡大に資する業務提携等を主たる業務とし、『海外事業/トレジャリー/その他』の「その他」に帰属していたグループ事業戦略部を、『法人業務』の「法人営業」に帰属する部署とし、事業共創部と名称変更の上、法人ビジネスにおける新規事業の創出やSBIグループとの連携に注力することとしました。さらに、2022年5月16日付で、有価証券投資業務の一本化を図り、収益の極大化を企図し、『法人業務』の「市場営業」に帰属していた投資業務部と、『海外事業/トレジャリー/その他』の「トレジャリー」に帰属していたグループトレジャリー部の一部機能を統合して証券投資部を創設し、『海外事業/トレジャリー/その他』の「トレジャリー」に帰属する部署としました。また、当行グループの新たな中期ビジョンに基づく経営体制に合わせ、『法人業務』内の一部業務の帰属セグメントを変更しました。これに伴い、当連結会計年度において報告セグメントの区分方法を以下の通り変更しております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントに、従来「その他」セグメントに含めていたグループ事業戦略部（現・事業共創部）の業務、従来「ストラクチャードファイナンス」セグメントに含めていた不動産法人営業部の業務、及び従来「その他金融市場」セグメントに含めていたウェルスマネージメント部の業務を含めております。

『法人業務』の「ストラクチャードファイナンス」セグメントに、従来「法人営業」セグメントに含めていたヘルスケアファイナンス部の業務、及び新生信託銀行の業務を含めております。

『海外事業/トレジャリー/その他』の「トレジャリー」セグメントに、従来「市場営業」セグメントに含めていた投資業務部（現・証券投資部）の業務を含めております。

なお、後掲の前連結会計年度の報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

4. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
業務粗利益	15,926	21,032	9,419	15,577	3,129	2,053
資金利益 (は損失)	12,513	12,956	5,089	226	87	0
非資金利益 (は損失)	3,412	8,076	4,330	15,351	3,042	2,053
経費	14,498	11,958	4,733	11,533	2,161	2,382
与信関連費用 (は益)	371	9,364	265	3	-	7
セグメント利益 (は損失)	1,799	289	4,952	4,040	968	336
セグメント資産	1,935,988	1,678,459	124,163	554,666	148,301	2,020
セグメント負債	1,509,881	158,414	12,294	529	133,703	371
その他の項目						
持分法投資利益 (は損失)	-	-	1,660	358	-	-
持分法適用会社への投資金額	-	-	7,319	565	-	-

	個人業務				海外事業 / トレジャリー / その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
業務粗利益	25,819	62,393	58,839	4,083	11,553	10,505	1,751	217,573
資金利益 (は損失)	19,206	62,585	7,314	1,038	5,734	1,076	0	125,675
非資金利益 (は損失)	6,612	191	51,525	3,044	5,819	9,428	1,751	91,897
経費	23,940	34,518	37,417	2,625	6,056	2,231	1,398	155,456
与信関連費用 (は益)	93	10,804	12,367	634	69	-	1	31,110
セグメント利益 (は損失)	1,972	17,070	9,054	2,092	5,567	12,737	3,149	31,006
セグメント資産	1,121,802	478,835	1,394,528	42,925	328,790	440,859	55	8,251,396
セグメント負債	4,731,182	39,669	526,677	4,119	-	-	-	7,116,843
その他の項目								
持分法投資利益 (は損失)	-	-	54	474	341	-	-	1,380
持分法適用会社への投資金額	-	-	492	4,709	3,351	-	-	16,438

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
- 事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、間接業務の経費は、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。
2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損及び償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産及び支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債及び支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 「新生フィナンシャル」には、個人向け無担保カードローン事業「SBI新生銀行カードローン エル」及び新生パーソナルローン株式会社等の損益、資産及び負債が含まれております。
8. 『海外事業/トレジャー/その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない損益、資産及び負債、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
業務粗利益	20,109	25,462	7,982	15,500	6,255	475
資金利益 （は損失）	13,951	15,482	6,604	202	85	11
非資金利益 （は損失）	6,157	9,980	1,377	15,297	6,169	463
経費	13,421	11,334	4,739	11,839	1,998	1,573
与信関連費用 （は益）	816	8,633	375	127	-	7
セグメント利益 （は損失）	5,871	22,762	2,868	3,787	4,256	1,091
セグメント資産	3,110,331	2,059,301	154,528	582,879	166,645	200
セグメント負債	4,663,611	225,385	11,844	602	147,801	143
その他の項目						
持分法投資利益 （は損失）	-	-	178	21	-	-
持分法適用会社への投資金額	-	-	6,915	423	-	-

	個人業務				海外事業 / トレジャーリー / その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャーリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
業務粗利益	23,855	61,177	62,152	2,127	14,249	1,038	104	240,281
資金利益 （は損失）	17,049	61,324	7,413	815	7,929	7,890	0	138,761
非資金利益 （は損失）	6,805	147	54,739	1,312	6,319	6,852	104	101,519
経費	26,789	36,021	41,235	2,635	6,836	2,481	758	161,665
与信関連費用 （は益）	75	14,331	14,980	716	1,071	-	51	22,067
セグメント利益 （は損失）	2,858	10,824	5,936	208	6,340	1,443	914	56,547
セグメント資産	1,119,143	484,339	1,562,868	33,815	422,960	1,551,957	223	11,249,194
セグメント負債	5,300,306	45,241	574,958	3,007	-	-	-	10,972,902
その他の項目								
持分法投資利益 （は損失）	-	-	66	20	126	-	-	411
持分法適用会社への投資金額	-	-	426	4,689	3,478	-	-	15,933

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
- 事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、間接業務の経費は、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。
2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損及び償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産及び支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債及び支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 「新生フィナンシャル」には、個人向け無担保カードローン事業「SBI新生銀行カードローン エル」及び新生パーソナルローン株式会社等の損益、資産及び負債が含まれております。
8. 『海外事業/トレジャー/その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない損益、資産及び負債、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

5. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) セグメント利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント利益計	31,006	56,547
のれん償却額	2,770	3,073
無形資産償却額	459	445
臨時的な費用	392	76
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	148	133
睡眠預金の収益計上額	392	194
利息返還損失引当金繰入額	1,148	1,101
その他	1,035	72
連結損益計算書の経常利益	28,299	52,136

(2) セグメント資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位:百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント資産計	8,251,396	11,249,194
現金預け金	1,625,159	1,992,878
コールローン及び買入手形	-	28,302
外国為替	56,510	72,388
その他資産	387,318	365,033
有形リース資産を除く有形固定資産	17,804	17,737
無形リース資産を除く無形固定資産	62,498	60,899
退職給付に係る資産	19,499	17,235
繰延税金資産	10,725	9,575
貸倒引当金	119,466	118,413
連結貸借対照表の資産合計	10,311,448	13,694,831

(3) セグメント負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント負債計	7,116,843	10,972,902
コールマネー及び売渡手形	3,654	7,648
売現先勘定	9,567	-
債券貸借取引受入担保金	237,530	220,099
借入金	978,424	607,092
外国為替	1,905	2,579
短期社債	189,200	33,500
社債	380,104	367,071
その他負債	416,356	465,242
賞与引当金	9,977	10,069
役員賞与引当金	39	8
退職給付に係る負債	8,149	8,355
役員退職慰労引当金	23	8
睡眠預金払戻損失引当金	393	354
睡眠債券払戻損失引当金	2,853	2,300
利息返還損失引当金	31,635	30,569
繰延税金負債	472	522
連結貸借対照表の負債合計	9,387,131	12,728,325

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	136,647	78,080	16,370	62,877	79,351	373,328

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位:百万円)

日本	オセアニア	欧州・ 中近東	アジア	北米	その他	合計
341,080	18,458	4,601	3,349	2,168	3,670	373,328

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当行の取引に係る経常収益は、顧客の所在地等取引の実態に鑑み、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。また、連結子会社の取引に係る経常収益は、各社の所在地を基礎として、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	168,322	76,891	24,381	67,528	84,729	421,853

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位:百万円)

日本	オセアニア	欧州・ 中近東	アジア	北米	その他	合計
346,477	29,829	22,204	7,950	8,703	6,686	421,853

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当行の取引に係る経常収益は、顧客の所在地等取引の実態に鑑み、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。また、連結子会社の取引に係る経常収益は、各社の所在地を基礎として、地理的近接度を考慮の上、国又は地域に分類しております。

3. 当連結会計年度より、本邦以外の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の10%を超えたため、当項目を記載しております。なお、前連結会計年度末につきましては、本邦での外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えたため、記載を省略してはりましたが、当連結会計年度末と同一の地域区分にて集計したものを記載しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
減損損失	1	-	-	-	-	18

	個人業務				海外事業/トレジャリー/その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
減損損失	153	53	-	-	-	-	147	373

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
減損損失	7	-	-	-	-	0

	個人業務				海外事業/トレジャリー/その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
減損損失	-	906	92	-	834	-	69	1,911

【報告セグメントごとののれん及び無形資産の償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
当期償却額						
のれん	-	-	0	2,183	-	-
無形資産	-	-	-	132	-	-
当期末残高						
のれん	-	-	0	6,464	-	-
無形資産	-	-	-	180	-	-

	個人業務				海外事業/トレジャリー/その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
当期償却額								
のれん	95	140	59	-	571	-	-	2,770
無形資産	-	-	173	-	153	-	-	459
当期末残高								
のれん	693	1,604	447	-	5,007	-	-	11,007
無形資産	-	-	1,663	-	2,009	-	-	3,852

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
当期償却額						
のれん	-	-	0	2,171	-	-
無形資産	-	-	-	92	-	-
当期末残高						
のれん	-	-	-	4,292	-	-
無形資産	-	-	-	87	-	-

	個人業務				海外事業 / トレジャーリー / その他			合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャーリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
当期償却額								
のれん	95	105	59	-	641	-	-	3,073
無形資産	-	-	173	-	179	-	-	445
当期末残高								
のれん	597	369	387	-	5,836	-	-	10,745
無形資産	-	-	1,489	-	2,494	-	-	4,072

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当連結会計年度において『個人業務』の「アプラス」セグメントにて、株式会社クリアパスの株式取得による連結子会社化に伴い、負ののれんが発生しております。当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度末においては、1,755百万円であります。なお、負ののれん発生益は特別利益のため、上記セグメント利益には含まれておりません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
記載すべき重要なものはありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
記載すべき重要なものはありません。

(工) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	工藤 英之	-	-	-	(被所有) 直接 0.0%	当行代表取締役社長兼最高経営責任者(注1)	金銭報酬債権の現物出資(注2)	12	-	-
役員	小座野 喜景	-	-	-	(被所有) 直接 0.0%	当行 チーフオフィサー グループ事業戦略	ストック・オプションの権利行使(注3)	17	-	-

(注1) 工藤英之は、2022年2月8日付で当行代表取締役社長兼最高経営責任者を退任し、関連当事者に該当しなくなったため、2021年4月1日から退任日までの取引について金額を記載しております。

(注2) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

(注3) 株式報酬型ストック・オプション制度に基づくストック・オプションの権利行使であり、取引金額には、自己株式処分時の当該自己株式の対価の額を記載しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
SBI地銀ホールディングス株式会社(非上場)

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
SBI地銀ホールディングス株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

(企業結合等関係)

吸収分割による事業の承継

当行の連結子会社である新生フィナンシャル株式会社は、2022年5月1日にPayPayカード株式会社(旧ワイジェイカード株式会社)のクレジット事業の一部、及びローン事業の一部並びに保証事業(以下、「対象事業」という。)を吸収分割の方法により承継いたしました。なお、新生フィナンシャル株式会社より、同日付で対象事業の一部について、当行の連結子会社である株式会社アプラスインベストメントは吸収分割の方法により承継いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 吸収分割会社の名称及びその事業の内容

吸収分割会社の名称	PayPayカード株式会社(旧ワイジェイカード株式会社)
事業の内容	クレジット事業の一部 ローン事業の一部 保証事業

(2) 企業結合を行うことになった主な目的

本吸収分割により収益拡大を図るためであります。

(3) 企業結合日

2022年5月1日

(4) 企業結合の法的形式

PayPayカード株式会社(旧ワイジェイカード株式会社)を吸収分割会社とし新生フィナンシャル株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った根拠

新生フィナンシャル株式会社が現金を対価としてPayPayカード株式会社(旧ワイジェイカード株式会社)の対象事業を承継したことによるものであります。

2. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

2022年5月1日から2023年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	4,596百万円
取得原価		4,596百万円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用 10百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

(1) 発生したのれんの金額

1,340百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開から期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	資産合計	9,674百万円
	うち、貸出金	4,637百万円
	うち、割賦売掛金	4,461百万円
(2) 負債の額	負債合計	6,418百万円
	うち、利息返還損失引当金	5,099百万円

7. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

事業譲受による事業の承継

当行の連結子会社であるUDC Finance Limitedは、2022年6月13日付でGiltrap Group Holdings Limitedとそのファイナンス子会社であるEuro Rate Finance Limited、European Wholesale Finance Limited及びEuropean Financial Services Limitedとの間で営業資産売買契約（Agreement for Sale and Purchase of Business Assets）を締結するとともに、同日付でGiltrap Group Holdings Limitedと戦略的業務提携契約（Strategic Partnership Agreement）を締結し、これらの契約に基づき、2022年8月31日、同社グループの一部事業の譲受（以下、「本譲受」という。）手続きを完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称	Giltrap Group Holdings Limited Euro Rate Finance Limited European Wholesale Finance Limited European Financial Services Limited
事業の内容	自動車販売金融事業

(2) 事業譲受を行った主な理由

本譲受により収益拡大を図るためです。

(3) 事業譲受日

2022年8月31日

(4) 企業結合の法的形式

営業資産売買及び戦略的業務提携

なお、上記契約に基づき譲り受けた事業が、国際財務報告基準（IFRS）第3号「企業結合」における事業の定義を満たすことから、IFRS第3号「企業結合」に基づく取得法により会計処理しております。

(5) 事業譲受後企業の名称

事業譲受後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った根拠

UDC Finance Limitedが現金を対価として事業を譲り受けたことによります。

2. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に含まれる譲受事業の業績の期間

取得企業である当行連結子会社のUDC Finance Limitedの決算日は12月31日であり、連結決算日と3カ月異なっております。このため、2022年9月1日から2022年12月31日までの業績が含まれております。

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（注）	現金	13,740百万円（161百万ニュージーランドドル）
取得原価		13,740百万円（161百万ニュージーランドドル）

（注）取得の対価には条件付取得対価（公正価値）が含まれております。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 152百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

1,375百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

6. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	資産合計	12,536百万円
	うち、割賦売掛金	9,779百万円
	うち、リース債権及びリース投資資産	2,220百万円
(2) 負債の額	負債合計	171百万円

7. 営業資産売買契約及び戦略的業務提携契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

契約に基づき、取得事業における将来の新規融資実行の実績等に応じて、追加の受払いをすることとしております。

なお、条件付取得対価はIFRSに従い取得時の公正価値を取得の対価の一部として当初認識しており、その後の公正価値の変動部分もIFRSに基づき認識することとしております。

8. 事業譲受が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

株式取得による会社の買収

当り連結子会社である株式会社アプラスは、関西電力株式会社との間で2022年8月4日に締結した株式譲渡契約に基づき、2022年11月14日付で関西電力株式会社の子会社である株式会社クリアパスの全株式を取得し、子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社クリアパス
事業の内容 ローン事業、決済事業等

(2) 企業結合を行うことになった主な目的

本株式取得により収益拡大を図るためであります。

(3) 企業結合日

2022年11月14日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

株式会社アプラスが現金を対価として株式を取得することによります。

2. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

企業結合のみなし取得日を2022年10月1日としているため、2022年10月1日から2023年3月31日までの業績が含まれております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,033百万円
取得原価		1,033百万円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー業務等に対する報酬・手数料 4百万円

5. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

1,755百万円

(2) 発生原因

被取得企業の企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	資産合計	61,561百万円
	うち、貸出金	49,516百万円
(2) 負債の額	負債合計	58,772百万円
	うち、借入金	50,435百万円

7. 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針
株式譲渡契約に基づき、取得対価には被取得企業の一定期間内の業績の達成度合い等に応じて事後的に精算を行う条件が付されており、これにより取得対価を追加で支払う場合があります。
取得対価を追加で支払った場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額、のれん償却額及び負ののれん発生益を修正することとしております。

8. 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	4,484円01銭	4,712円33銭
1株当たり当期純利益	96円78銭	209円47銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	96円75銭	-

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	924,316	966,506
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,052	4,507
うち新株予約権	百万円	-	-
うち非支配株主持分	百万円	4,052	4,507
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	920,264	961,998
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	千株	205,232	204,144

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	20,385	42,771
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	20,385	42,771
普通株式の期中平均株式数	千株	210,631	204,185
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	58	-
うち新株予約権	千株	58	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等(中間持株会社の設立)

当行及び当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社は、2023年3月23日に、当行の連結子会社である新生企業投資株式会社(以下、「新生企業投資」という。)及びSBIホールディングス株式会社の連結子会社(当行の兄弟会社)であるSBIインベストメント株式会社(以下、「SBIインベストメント」という。)の組織再編に係る契約を締結し、当該契約に基づき、2023年5月1日に共同株式移転により新たに中間持株会社としてSBI PEホールディングス株式会社(当行の兄弟会社)を設立いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社

新生企業投資株式会社(事業の内容:プライベートエクイティ業務)

SBIインベストメント株式会社(事業の内容:ベンチャーキャピタル等の運用・管理)

(2) 企業結合日

2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

共同株式移転による中間持株会社の設立

(4) 結合後の企業の名称

SBI PEホールディングス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本株式移転は、パートナーとの共同ファンド運営等に強みを持つ新生企業投資、及び国内外のベンチャー企業への豊富な投資実績を有するSBIインベストメントを中間持株会社の傘下に移し、両社におけるシナジーを徹底的に追求することでSBIグループにおけるプライベートエクイティ事業の一層の強化を図るものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	円建 普通社債 (注)1	2018年7月～ 2021年3月	170,000	140,000 [60,000]	0.15～ 0.36	なし	2022年10月～ 2025年7月
株式会社アプラス	短期社債 (注)3	2021年10月～ 2022年12月	107,700	8,500 [8,500]	0.03～ 0.11	なし	2022年4月～ 2023年5月
	円建 無担保社債 (注)4	2018年10月～ 2019年12月	20,000	20,000 [10,000]	0.25～ 0.29	なし	2023年10月～ 2024年12月
昭和リース株式会社	短期社債 (注)3	2021年11月～ 2023年3月	81,500	25,000 [25,000]	0.03～ 0.07	なし	2022年4月～ 2023年7月
	円建 無担保社債 (注)5	2018年7月～ 2019年12月	20,000	20,000 [10,000]	0.25～ 0.30	なし	2023年7月～ 2024年12月
UDC Finance Limited	外貨建 有担保社債 (注)6	2020年9月～ 2022年12月	170,104 (2,163,904千 NZ\$)	187,071 (2,228,627千 NZ\$) [-]	5.07～ 6.34	あり	2024年3月～ 2029年12月
合計			569,304	400,571 [113,500]			

(注)1. 第5回～第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。

2. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。

3. 短期社債をまとめて記載しております。

4. 第5回及び第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。

5. 第3回及び第4回無担保公募社債をまとめて記載しております。

6. UDC Endeavour Equipment Finance Trust、UDC Endeavour Auto Finance Trust及びUDC Endeavour Auto ABS Finance Trust 2021-1、2022-1を通じた営業債権の流動化による債券市場での調達となります。

7. 「当連結会計年度期首残高」及び「当連結会計年度末残高」の()書きは、外貨建の金額であります。

8. 「当連結会計年度末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

9. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
社債	113,500	225,672	30,000	-	-

【借入金等明細表】

区 分	当連結会計年度 期首残高 (百万円)	当連結会計年度 末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	978,424	607,092	0.33	
借入金	978,424	607,092	0.33	2023年5月～ 2049年7月
1年以内に返済予定のリース債務	151	131	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	459	473	-	2024年1月～ 2028年12月

(注) 1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出(加重平均)しております。なお、リース債務の「平均利率」については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
借入金	176,852	100,760	59,777	45,620	160,162
リース債務	131	116	98	83	85

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	95,810	201,660	308,936	421,853
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失() (百万円)	3,592	30,544	46,155	51,790
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	5,983	24,895	40,411	42,771
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	29.28	121.90	197.90	209.47

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	29.28	151.28	76.00	11.56

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
現金預け金	5,154,510	5,188,184
現金	4,387	4,597
預け金	1,510,123	1,881,586
コールローン	-	28,302
買入金銭債権	15,225	17,805
特定取引資産	148,385	166,646
特定取引有価証券派生商品	52	1
特定金融派生商品	148,333	166,644
金銭の信託	4,529,893	4,532,078
有価証券	2,511,104,839	2,519,966,021
国債	212,446	662,252
地方債	2,197	2,195
社債	3,914,506,2	3,915,364
株式	1,352,644	1,348,408
その他の証券	1,392,488	1,798,800
貸出金	3,456,279,626	3,477,255,606
手形貸付	9,662	9,705
証書貸付	4,181,643	5,778,903
当座貸越	1,088,319	1,466,998
外国為替	356,510	373,862
外国他店預け	56,510	73,862
その他資産	281,119	262,999
未収還付法人税等	3,910	952
前払費用	3,398	3,615
未収収益	36,286	314,985
先物取引差入証拠金	4,039	1,991
先物取引差金勘定	-	184
金融派生商品	62,356	55,817
金融商品等差入担保金	131,085	119,158
社債発行費	282	140
未収金	5,313	2,871
その他の資産	356,445	363,281
有形固定資産	710,149	79,397
建物	7,778	6,868
リース資産	0	-
建設仮勘定	26	38
その他の有形固定資産	2,343	2,490
無形固定資産	23,040	21,649
ソフトウェア	821,414	820,106
のれん	256	190
リース資産	1,357	1,341
その他の無形固定資産	11	10
前払年金費用	9,195	10,021
繰延税金資産	546	1,853
支払承諾見返	322,003	3226,145
貸倒引当金	38,149	29,906
資産の部合計	8,726,897	12,228,667

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
預金	5 5,955,038	5 8,035,352
当座預金	80,284	193,963
普通預金	2,818,562	3,183,804
通知預金	2,705	32,708
定期預金	2,451,415	3,758,326
その他の預金	602,069	866,548
譲渡性預金	627,010	2,128,833
コールマネー	3,654	7,648
売現先勘定	5 9,567	-
債券貸借取引受入担保金	5 237,530	5 220,099
特定取引負債	128,032	144,965
特定取引有価証券派生商品	51	1
特定金融派生商品	127,981	144,964
借入金	5 546,635	5 230,567
借入金	546,635	230,567
外国為替	1,905	2,579
未払外国為替	1,905	2,579
社債	170,000	140,000
その他負債	164,006	188,034
未払法人税等	1,468	1,379
未払費用	8,903	16,237
前受収益	1,396	2,416
先物取引差金勘定	5	-
金融派生商品	126,707	132,341
金融商品等受入担保金	12,029	21,303
資産除去債務	7,201	8,064
その他の負債	5, 10 6,294	5, 10 6,292
賞与引当金	4,909	5,228
睡眠預金払戻損失引当金	393	354
睡眠債券払戻損失引当金	2,853	2,300
支払承諾	5 22,003	5 226,145
負債の部合計	7,873,541	11,332,109
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,465	79,465
資本準備金	79,465	79,465
利益剰余金	398,941	345,992
利益準備金	16,712	17,205
その他利益剰余金	382,229	328,787
繰越利益剰余金	382,229	328,787
自己株式	98,612	1,639
株主資本合計	891,999	936,023
その他有価証券評価差額金	12,667	21,719
繰延ヘッジ損益	25,976	17,746
評価・換算差額等合計	38,643	39,466
純資産の部合計	853,356	896,557
負債及び純資産の部合計	8,726,897	12,228,667

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	165,589	192,577
資金運用収益	130,092	156,086
貸出金利息	78,480	106,848
有価証券利息配当金	49,852	46,352
コールローン利息	0	80
債券貸借取引受入利息	-	28
預け金利息	1,435	1,666
その他の受入利息	323	1,110
役務取引等収益	16,881	17,581
受入為替手数料	815	640
その他の役務収益	16,065	16,941
特定取引収益	4,660	4,818
特定取引有価証券収益	1	-
特定金融派生商品収益	4,658	4,818
その他業務収益	4,664	1,949
外国為替売買益	1,937	1,189
国債等債券売却益	1,557	569
国債等債券償還益	415	20
金融派生商品収益	339	-
その他の業務収益	414	170
その他経常収益	9,290	12,140
貸倒引当金戻入益	-	3,842
償却債権取立益	2,035	3,492
株式等売却益	4,073	1,269
金銭の信託運用益	2,488	2,406
その他の経常収益	1,693	1,129
経常費用	128,777	138,216
資金調達費用	8,470	39,672
預金利息	3,430	13,775
譲渡性預金利息	164	350
コールマネー利息	33	259
売現先利息	82	418
債券貸借取引支払利息	134	3,024
借入金利息	38	183
社債利息	440	418
金利スワップ支払利息	4,268	20,227
その他の支払利息	41	1,014
役務取引等費用	22,289	20,460
支払為替手数料	931	609
その他の役務費用	21,358	19,851

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
特定取引費用	-	65
特定取引有価証券費用	-	65
その他業務費用	13,909	5,872
国債等債券売却損	12,182	2,525
社債発行費償却	157	142
金融派生商品費用	-	1,062
その他の業務費用	2 1,569	2 2,143
営業経費	71,663	71,268
その他経常費用	12,444	876
貸倒引当金繰入額	9,180	-
貸出金償却	1,671	9
株式等売却損	228	-
株式等償却	1,001	93
金銭の信託運用損	0	12
その他の経常費用	3 362	3 760
経常利益	36,811	54,361
特別利益	1,629	856
固定資産処分益	0	10
その他の特別利益	4 1,629	4 846
特別損失	1,754	7,654
固定資産処分損	77	75
減損損失	228	906
その他の特別損失	5 1,447	5 6,672
税引前当期純利益	36,686	47,562
法人税、住民税及び事業税	1,103	584
法人税等調整額	5,195	2,013
法人税等合計	6,299	1,428
当期純利益	30,387	48,991

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	512,204	79,465	-	79,465	16,195	354,492	370,688	81,464	880,893
会計方針の変更による累積的影響額						478	478		478
会計方針の変更を反映した当期首残高	512,204	79,465	-	79,465	16,195	354,970	371,166	81,464	881,372
当期変動額									
剰余金の配当					516	3,100	2,583		2,583
当期純利益						30,387	30,387		30,387
自己株式の取得								17,409	17,409
自己株式の処分			29	29				262	233
自己株式の消却			-	-				-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			29	29		29	29		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	516	27,258	27,774	17,147	10,627
当期末残高	512,204	79,465	-	79,465	16,712	382,229	398,941	98,612	891,999

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,717	21,432	23,150	101	857,845
会計方針の変更による累積的影響額					478
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,717	21,432	23,150	101	858,323
当期変動額					
剰余金の配当					2,583
当期純利益					30,387
自己株式の取得					17,409
自己株式の処分					233
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,949	4,543	15,492	101	15,594
当期変動額合計	10,949	4,543	15,492	101	4,967
当期末残高	12,667	25,976	38,643	-	853,356

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	512,204	79,465	-	79,465	16,712	382,229	398,941	98,612	891,999
会計方針の変更による 累積的影響額						-	-		-
会計方針の変更を反映 した当期首残高	512,204	79,465	-	79,465	16,712	382,229	398,941	98,612	891,999
当期変動額									
剰余金の配当					492	2,955	2,462		2,462
当期純利益						48,991	48,991		48,991
自己株式の取得								2,590	2,590
自己株式の処分			5	5				80	85
自己株式の消却			99,483	99,483				99,483	-
利益剰余金から資本 剰余金への振替			99,478	99,478		99,478	99,478		-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	492	53,442	52,949	96,973	44,023
当期末残高	512,204	79,465	-	79,465	17,205	328,787	345,992	1,639	936,023

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	12,667	25,976	38,643	-	853,356
会計方針の変更による 累積的影響額					-
会計方針の変更を反映 した当期首残高	12,667	25,976	38,643	-	853,356
当期変動額					
剰余金の配当					2,462
当期純利益					48,991
自己株式の取得					2,590
自己株式の処分					85
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本 剰余金への振替					-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	9,051	8,229	822	-	822
当期変動額合計	9,051	8,229	822	-	43,201
当期末残高	21,719	17,746	39,466	-	896,557

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引(その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む)については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券(債券)については、外国通貨による時価を決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 8年~24年

その他 : 4年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。主な資産毎の償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年~10年(行内における利用可能期間)

のれん 10年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該将来キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,744百万円（前事業年度末は9,874百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準による方法であります。

なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～11.54年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主として、個人向けの金融取引・サービス事業における投資信託や保険商品の販売にかかる手数料収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

11. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

当行を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

当行は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
貸倒引当金	38,149百万円	29,906百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、債務者区分に応じて、「重要な会計方針」の「7.引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響については、概ね収束しており、一部の債務者向けの貸出金等の信用リスクに対する影響についてもその範囲は縮小してきているものの、その影響はさらに数年程度続くとの想定をしております。当事業年度末において、当該想定に基づき、債務者によってその程度は異なるものの、一部の債務者向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、不動産ノンリコースローン（当行の貸出金等に含まれる不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に基づき決定しており、当該不動産の評価は収入、空室率、割引率等の仮定に基づき算定しております。）の対象不動産のうち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けており、その影響が今後も数年程度続く想定する対象不動産について、当事業年度末に、足許の状況を踏まえてホテル・商業施設からホテルに変更しております。当該想定に基づき、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けているホテルについて、直近の稼働状況等も踏まえて将来の収入等に係る推移予測を対象不動産の評価における仮定に反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を受け業績悪化が継続している個別の債務者について、将来の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性を評価し、債務者区分を決定するとともに、その債務者区分に応じた貸倒引当金を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響に加え、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む経済環境の変化等の影響により業績悪化が生じた債務者のうち、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っている破綻懸念先及び要管理先等の債務者については、将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、事業計画等をもとにして必要な調整（将来の不確実性を反映させるための将来キャッシュ・フローの減額及び複数シナリオの設定等）を行い、貸倒引当金を算定しております。

このような債務者の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性、将来キャッシュ・フローを含む業績見込は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性は高いものとなります。

従って、当事業年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の財務諸表において貸倒引当金は増減する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。) を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託のうち投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に関して、市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合で、一定の要件に該当するものについては、基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
株式	434,148百万円	394,731百万円
出資金	18,511百万円	19,534百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	6,701百万円	1,585百万円

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,613百万円	1,451百万円
危険債権額	30,163百万円	12,307百万円
三月以上延滞債権額	725百万円	363百万円
貸出条件緩和債権額	3,554百万円	7,410百万円
合計額	36,055百万円	21,532百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出債権の元本の期末残高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。	6,653百万円	6,913百万円
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
	12,761百万円	12,309百万円

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	10百万円	10百万円
金銭の信託	1,910百万円	1,908百万円
有価証券	278,170百万円	271,282百万円
貸出金	727,425百万円	537,649百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,218百万円	1,249百万円
売現先勘定	9,567百万円	-百万円
債券貸借取引受入担保金	237,530百万円	220,099百万円
借入金	490,735百万円	175,167百万円
その他の負債	12百万円	9百万円
支払承諾	169百万円	111百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
有価証券	-百万円	857百万円

また、「その他の資産」には、全銀ネット差入担保金、保証金及び現先取引に係る差入保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
全銀ネット差入担保金	40,000百万円	40,000百万円
保証金	7,998百万円	7,221百万円
現先取引に係る差入保証金	1,219百万円	-百万円

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
融資未実行残高	2,182,545百万円	2,717,436百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,823,174百万円	2,340,618百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
圧縮記帳額	29百万円	24百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(-百万円)	(-百万円)

8. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定が含まれております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
ソフトウェア仮勘定	2,787百万円	2,271百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
3,080百万円	2,880百万円

10. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
20百万円	20百万円

(損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
睡眠預金の収益計上額	392百万円	194百万円

2. その他の業務費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
投資事業組合等損失	1,569百万円	2,143百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	148百万円	133百万円
雑損	165百万円	607百万円

4. その他の特別利益は、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
関係会社株式売却益	1,629百万円	846百万円

5. その他の特別損失は、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
関係会社株式及び出資金の評価損	1,447百万円	6,672百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

(注) 市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	433,435	394,080
関連会社株式	713	651
合計	434,148	394,731

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
繰延税金資産		
有価証券価格償却超過額	17,387百万円	19,925百万円
税務上の繰越欠損金	24,065	18,426
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	14,756	10,009
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	3,895	6,851
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	8,288	6,278
資産除去債務	2,204	2,469
未払費用	799	981
その他	6,978	6,611
繰延税金資産小計	78,377	71,554
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	21,631	14,541
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	52,147	50,322
評価性引当額小計	73,779	64,863
繰延税金資産合計	4,598	6,691
繰延税金負債		
退職給付費用に係る一時差異	2,815	3,068
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	467	1,194
資産除去費用に係る一時差異	719	574
その他	48	-
繰延税金負債合計	4,051	4,837
繰延税金資産の純額	546百万円	1,853百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	14.7	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.5	18.9
外国税額	0.0	0.0
評価性引当額の増減	5.9	20.1
繰越欠損金の切り捨てによる影響	8.0	6.5
その他	1.2	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.1%	3.0%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当行は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年 8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	19,606	12,737	1,684	6,868
リース資産	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	38	-	-	38
その他の有形固定資産	-	-	-	13,164	10,674	821	2,490
有形固定資産計	-	-	-	32,809	23,411	2,505	9,397
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	52,335	32,228	4,635	20,106
のれん	-	-	-	654	463	65	190
リース資産	-	-	-	3,272	1,931	363	1,341
その他の無形固定資産	-	-	-	25	14	1	10
無形固定資産計	-	-	-	56,287	34,638	5,065	21,649
その他資産							
社債発行費	605	-	95	509	368	142	140

(注) 有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	22,310	22,976	179	(注) 2 22,131	22,976
個別貸倒引当金	(注) 1 (276) 16,115	6,930	4,497	(注) 2 11,617	6,930
うち非居住者向け債権分	(注) 1 (276) 1,690	737	-	(注) 2 1,690	737
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
賞与引当金	4,909	5,228	4,779	(注) 3 129	5,228
睡眠預金払戻損失引当金	393	133	172	-	354
睡眠債券払戻損失引当金	2,853	-	553	-	2,300
計	(注) 1 (276) 46,582	35,268	10,182	33,878	37,789

(注) 1. 当期首残高欄の()内は、為替相場変動による換算差額であります。

2. 洗替による取崩であります。

3. 賞与引当金設定対象者の退職等による取崩であります。

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,468	1,379	1,405	63	1,379
未払法人税等	63	215	38	24	215
未払事業税	1,404	1,163	1,366	38	1,163

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ・当行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ・上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取り・買増し手数料	無料
公告掲載方法	<p>当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p> <p>公告掲載URLは次のとおり。 https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/announcement.html</p>
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、SBI地銀ホールディングス株式会社であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第22期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月23日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月23日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（イ）第23期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日関東財務局長に提出

（ロ）第23期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月21日関東財務局長に提出

（ハ）第23期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月13日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2022年6月24日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(5)発行登録書（社債の募集）及びその添付書類

2022年9月5日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月27日

株式会社SBI新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 大樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野坂 京子

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SBI新生銀行（旧会社名 株式会社新生銀行）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の算定 (【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項 (7)貸倒引当金の計上基準、(重要な会計上の見積り)1.貸倒引当金)	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、貸出金を含む全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施している。また、営業推進部署及び審査部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証し、その査定結果に基づいて貸倒引当金を計上している。当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金6兆8,888億円を含む債権に対する貸倒引当金の計上額は1,184億円である。</p> <p>会社は、会計上の見積りを行うにあたって、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は概ね収束しており、一部の債務者向けの貸出金等の信用リスクに対する影響についてもその範囲は縮小してきているものの、その影響はさらに数年程度続くものと想定している。当該想定に基づき、債務者によってその程度は異なるものの、特定債務者向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いている。</p> <p>上記仮定に基づき、貸出金等に含まれる不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に依存しており、当該不動産の評価は収入、空室率、割引率等の仮定に基づき算定される。会社は、不動産ノンリコースローンの対象不動産のうち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けているホテルについて、直近の稼働状況等も踏まえて将来の収入等に係る推移予測を対象不動産の評価における仮定に反映しており、当該推移予測は会社の主観的な判断の程度が高い。なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けており、その影響が今後も数年程度続くと会社が想定する対象不動産について、当連結会計年度末に、足元の状況を踏まえてホテル・商業施設からホテルに変更している。また、会社は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を受け業績悪化が継続している個別の債務者について、将来の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性を評価して、債務者区分を決定している。将来の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性は、企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性は高く、会社の主観的な判断の程度が高い。</p> <p>さらに、会社は、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー(以下、「将来キャッシュ・フロー」という。)を合理的に見積ることができる破綻懸念先及び要管理先等の債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、将来キャッシュ・フローに基づき貸倒引当金を算定している。将来キャッシュ・フローは事業計画等をもとにして将来の不確実性を反映させるための必要な調整を行って見積っており、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響に加え、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、会社の主観的な判断の程度が高い。</p> <p>したがって、現時点での最善の見積りであったとしても、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や昨今の物価・為替・金利等の変動を含む債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定に用いた仮定の不確実性は高く、会社の重要な判断を伴うため、当該仮定の検討を含む債務者区分及び貸倒引当金の算定の妥当性は、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下の通りである。</p> <p>自己査定基準に基づき、営業推進部署による一次査定を経て審査部署が行う最終査定及び当該査定結果に対してリスク統括部署が行う検証手続について、内部統制の有効性を評価した。また、不動産ノンリコースローンに係る資産査定において、評価基準に基づき、対象不動産の不動産評価額に対して審査部署が行う検証手続について、内部統制の有効性を評価した。</p> <p>償却引当ガイドラインに基づき、営業推進部署が行ったキャッシュ・フロー見積法による貸倒引当金の算定結果及び審査部署が行う決裁手続に対してリスク統括部署が行う検証手続について、内部統制の有効性を評価した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は、一部の債務者においてはさらに数年程度続くとする会社の想定が、不確実性の高い環境下においても、過度に悲観的でも過度に楽観的でもなく、不合理でない予測であるかを経済見通し等の外部情報等との比較を行って検討した。</p> <p>不動産ノンリコースローンの対象不動産のうち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けており、その影響が今後も数年程度続くと会社が想定する対象不動産の範囲について、会社による各対象不動産の直近業績の要因分析の閲覧、会社担当者への質問等により検討した。</p> <p>不動産ノンリコースローンの対象不動産のうち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けているホテルの評価について、不動産評価の内部専門家(当監査法人又はネットワーク・ファームに所属する専門家をいう。以下同様。)も利用して、収入等に係る将来の推移予測を含めた評価に関する見積手法の適切性等、仮定の適切性及び整合性等、データの適合性及び信頼性等を評価した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響に係る仮定に基づいて、個別の債務者の債務者区分が妥当であるかを、会社担当者への質問、会社が作成した新型コロナウイルス感染症による影響に係る調査資料及び債務者区分判定資料の閲覧、並びに債務者の事業計画等の分析により検討した。</p> <p>キャッシュ・フロー見積法による引当を行っている破綻懸念先及び要管理先等の債務者について、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響に加え、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化の影響を踏まえて、会社担当者への質問、会社が作成した調査資料の閲覧並びに債務者の事業計画等の分析により、会社が行った将来キャッシュ・フロー(調整を含む)に用いた見積手法及び仮定が妥当であるか否かを検討した。当該検討にあたって、必要に応じて不動産評価、企業価値評価及び債務者の属する業種に係る知見を有している内部専門家を利用して、会社の見積数値と監査人独自の再計算結果との比較や会社が利用している計算基礎について利用可能な外部情報との比較により、仮定の妥当性を検討し、その合理性を評価した。</p>

利息返還損失引当金の算定 (【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4.会計方針に関する事項 (13) 利息返還損失引当金の計上基準、(重要な会計上の見積り) 2. 利息返還損失引当金)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の複数の連結子会社が利息返還損失引当金を計上しており、当連結会計年度末の連結貸借対照表における利息返還損失引当金計上額は305億円となっている。このうち連結子会社である新生フィナンシャル株式会社において計上されている利息返還損失引当金は225億円であり、連結貸借対照表に計上される利息返還損失引当金の約73%を占める。</p> <p>また、連結損益計算書において計上される利息返還損失引当金繰入額11億円の内訳は、新生フィナンシャル株式会社において計上される利息返還損失引当金繰入額3億円及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社で計上される利息返還損失引当金繰入額7億円となっている。</p> <p>新生フィナンシャル株式会社は、利息返還損失を見積るにあたり、「過払利息返還の対象となる母集団」(以下、「口座数」という。)や「当該母集団のうち弁護士事務所・司法書士事務所が介入し、将来、顧客から過払利息の返還請求がなされるであろう比率」(以下、「介入率」という。)、1口座当たりの返還請求見込み金額等の複数の計算要素を用いている。</p> <p>また、新生フィナンシャル株式会社では、同社内の会議体において、前連結会計年度末に見積った上記の各計算要素の予測数値と当連結会計年度における実績数値を比較し、その乖離の定性要因や定量要因を検討した上で将来の予測数値を決定しており、利息返還損失引当金の計上額の妥当性について、規程に定める決裁権限者により承認している。</p> <p>これらの計算要素の決定にあたり、新生フィナンシャル株式会社は、過去の実績数値を基礎として将来予測を行っており、特に口座数と介入率がどのように遷移していくかについての将来予測についての仮定は不確実性が高く、重要な判断を伴うため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主要な監査手続は以下の通りである。</p> <p>新生フィナンシャル株式会社における会議体での議事録等の関連資料の閲覧及び同会議体の出席者への質問により、同社において、利息返還損失引当金の見積りの基礎となる各計算要素の合理性について予測数値と実績数値の比較及びその乖離要因の定性的・定量的検討が行われているかを評価した。</p> <p>新生フィナンシャル株式会社及利息返還損失引当金の見積りに用いる基礎データの正確性・網羅性について検証した。</p> <p>過去の遷移実績に基づき新生フィナンシャル株式会社が予測した将来の口座数について、当監査法人が独自に推計した口座数との比較を行い、さらに、同社の採用した口座数の将来予測に基づく利息返還損失引当金の見積額が当監査法人の算定した合理的な範囲内であることを検討した。</p> <p>過去の遷移実績に基づき新生フィナンシャル株式会社が予測した将来の介入率の見積りについて、大手弁護士事務所・司法書士事務所の動向等の外部環境に関する重要な変化の有無を確認し、経営者が使用する仮定や実績値に対する補正の合理性を検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社SBI新生銀行の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社SBI新生銀行が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月27日

株式会社SBI新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 大樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野坂 京子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SBI新生銀行（旧会社名 株式会社新生銀行）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の算定

（【注記事項】（重要な会計方針）7. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金、（重要な会計上の見積り） 貸倒引当金）

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸倒引当金の算定）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。